

若狭町第3次障害者計画  
第7期障害福祉計画  
第3期障害児福祉計画

令和6年3月  
福井県若狭町



# 目次

I 計画の策定にあたって .....	1
1 計画策定の趣旨 .....	1
2 計画の位置づけ .....	3
3 他計画との関連 .....	4
4 計画の期間 .....	4
II 障害のある人を取り巻く現状と課題 .....	5
1 若狭町の人口の状況 .....	5
2 各種障害者手帳所持者の状況 .....	6
3 障害福祉サービス等の状況 .....	13
4 アンケート調査結果からみる現状 .....	25
5 事業所アンケート調査結果からみる現状 .....	47
6 施策推進に向けた課題 .....	52
7 重点課題 .....	55
III 計画のめざす方向 .....	57
1 基本理念 .....	57
2 基本視点 .....	57
3 基本目標 .....	58
4 施策の体系 .....	59
IV 分野別施策の展開 .....	60
1 障害に対する理解や配慮の促進 .....	60
2 保健・医療・福祉体制の充実 .....	63
3 保育・教育・療育環境の充実 .....	66
4 就労環境の充実 .....	68
5 生活支援の充実 .....	70
6 社会参加と自立の促進 .....	74
7 安心・安全なまちづくりの推進 .....	76

V 障害福祉サービスの提供体制 .....	78
1 成果目標の設定 .....	78
2 障害福祉サービスの見込量 .....	85
3 地域生活支援事業の見込量 .....	91
4 障害児支援の見込量 .....	98
VI 計画の推進体制 .....	101
1 関係課・関係機関・関係団体との連携 .....	101
2 相談機関のネットワークの構築 .....	101
3 計画の進行管理 .....	101
資料編 .....	102
1 若狭町障害者基本計画等策定委員会設置要綱 .....	102
2 若狭町障害者基本計画等策定委員会委員名簿 .....	104
3 計画策定の経過 .....	105
4 用語解説 .....	106

# I 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

---

国においては、「障害者基本法」の改正(平成23年)、「障害者虐待防止法」の施行(平成24年)、「障害者総合支援法」の施行(平成25年)が進められるとともに、平成26年には障害者権利条約が批准され、障害福祉を取り巻く環境は大きく変化してきました。

また、「成年後見制度利用促進法」の施行(平成28年)、「障害者総合支援法及び児童福祉法」の一部改正(平成30年)、「障害者雇用促進法」の改正(平成30年・令和元年)、「障害者文化芸術推進基本計画」の策定(平成31年)や「医療的ケア児支援法」の施行(令和3年)等、障害者の社会参加や雇用の促進、権利擁護に関する法律も制定・改定されており、様々な分野における差別の解消、共生社会実現に向けた環境整備が進んでいます。

若狭町(以下「本町」という。)においても、平成30年度から9年間を計画期間とする「若狭町第2次障害者計画」を策定し、「自分らしくいきいきと、共に暮らせるまち わかさ」の基本理念の実現に向けて、幅広い分野における障害福祉施策に取り組んできました。

今後、更に多様化するニーズや法制度の変化に的確に対応していくとともに、障害のある人が地域のなかで人格と個性を尊重され、障害の有無に関わらずお互いに支え合い、安心して暮らすことができる地域共生社会の実現と障害福祉施策の総合的かつ計画的な推進を目的として、「若狭町第3次障害者計画 第7期障害福祉計画 第3期障害児福祉計画(以下「本計画」という。)を策定します。

■障害者自立支援法施行以降の主な国の動き

年	主な制度・法律	主な内容
H30	障害者基本計画(第4次)策定	
	【改正】障害者雇用促進法	・障害者雇用義務の対象に精神障害者が加わる
	【改正】障害者総合支援法及び児童福祉法の施行	・障害者の望む地域生活の支援や障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応 ・サービスの質の確保・向上に向けた環境整備
	障害者文化芸術推進法の施行	・障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することで障害者の個性と能力の発揮及び社会参加を促進 ・計画策定が努力義務化(地方公共団体)
H31	障害者文化芸術推進基本計画策定	・障害者による文化芸術活動の幅広い促進 ・障害者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援の強化 ・地域における、障害者の作品等の発表、交流の促進による、心豊かに暮らすことのできる住みよい地域社会の実現
R1	【改正】障害者雇用促進法	・障害者活躍推進計画策定の義務化(地方公共団体) ・特定短時間労働者を雇用する事業主に対する特例給付金の支給
	読書バリアフリー法の施行	・視覚障害者等の読書環境の整備について総合的かつ計画的な推進を目的とする
R2	【改正】障害者雇用促進法	・事業主に対する給付制度、障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度(もにす認定制度)の開始
R3	【改正】障害者差別解消法	・合理的配慮の提供義務の拡大(国や自治体のみから民間事業者も対象に)
	医療的ケア児支援法の施行	・子どもや家族が住んでいる地域にかかわらず適切な支援を受けられることを基本理念に位置づけ、国や自治体に支援の責務を明記
R4	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行	・障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資することを目的とする

## 2 計画の位置づけ

---

本計画は、以下の法律に基づき策定が位置づけられている法定計画です。

### ■ 市町村障害者計画

障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」であり、本町の障害者施策全般にわたる推進の方向性と具体的な取り組みを示すものです。

#### 障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)

##### 第 11 条第 3 項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「市町村障害者計画」という。)を策定しなければならない。

### ■ 市町村障害福祉計画

障害福祉サービスの提供体制の確保やその他障害者総合支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画であり、今後必要とされる福祉サービス量を計画的に整備するためのものです。

#### 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)

##### 第 88 条第 1 項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

### ■ 市町村障害児福祉計画

障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保や各年度における指定通所支援または指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量等について計画的に整備するためのものです。

#### 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号) (平成 30 年 4 月施行)

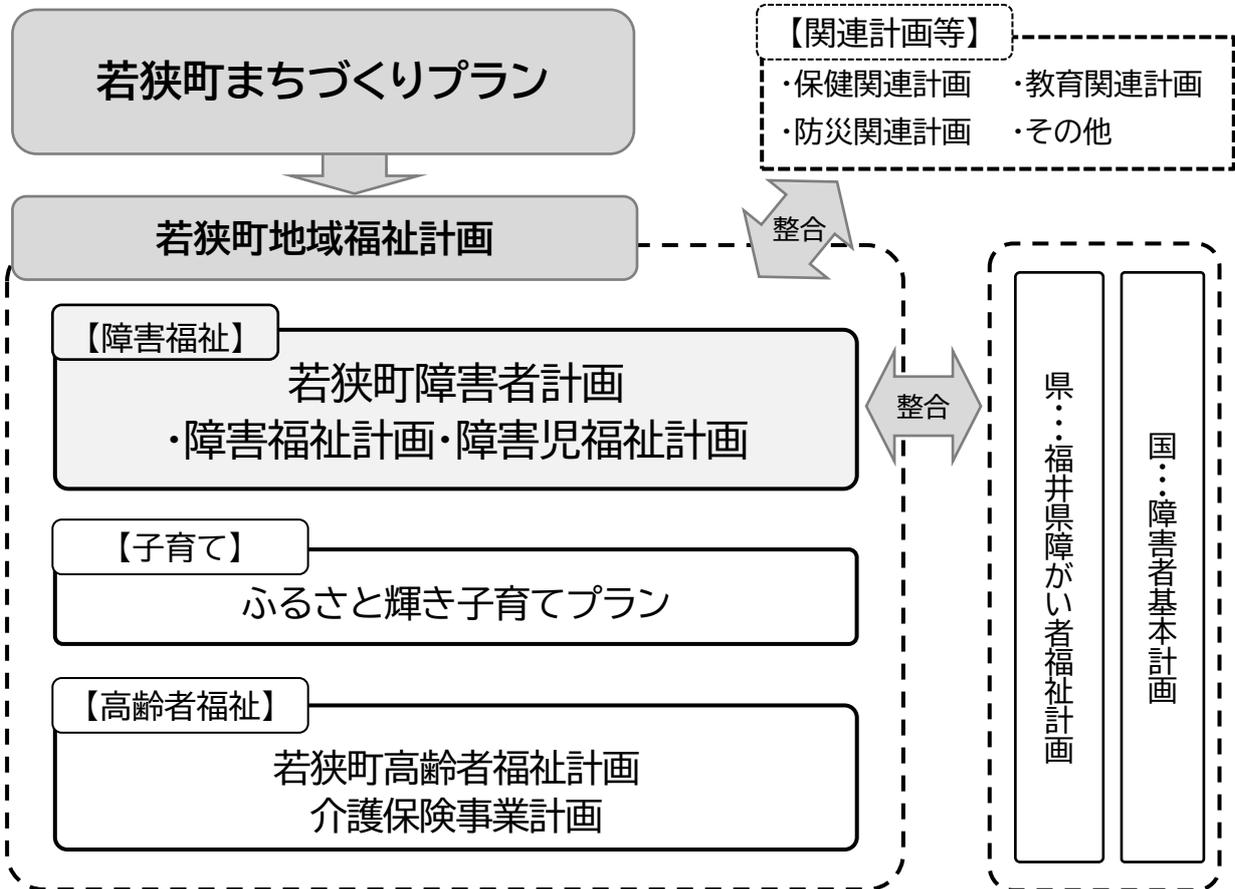
##### 第 33 条の 20 第 1 項

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害児福祉計画」という。)を定めるものとする。

### 3 他計画との関連

本計画は、国や福井県の計画及び町の最上位計画である「若狭町まちづくりプラン」、福祉計画の上位計画である「若狭町地域福祉計画」、その他関連計画との整合を図るものとします。

#### ■本計画の位置づけ



### 4 計画の期間

本計画は、「第3次障害者計画」は令和6年度～令和11年度の6年間とし、「第7期障害福祉計画」「第3期障害児福祉計画」は令和6年度～令和8年度の3年間で1つの期間とします。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第3次障害者計画	→					
第7期障害福祉計画 第3期障害児福祉計画	→					

## Ⅱ 障害のある人を取り巻く現状と課題

### 1 若狭町の人口の状況

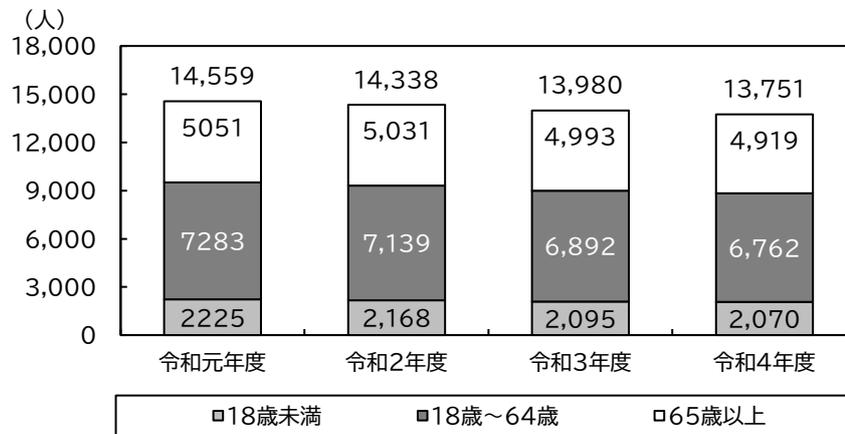
#### (1) 若狭町の人口動向

本町の総人口は減少傾向が続いており、令和3年度以降は14,000人を下回っています。

また、年齢3区分別人口をみても、全ての年齢区分で減少となっています。

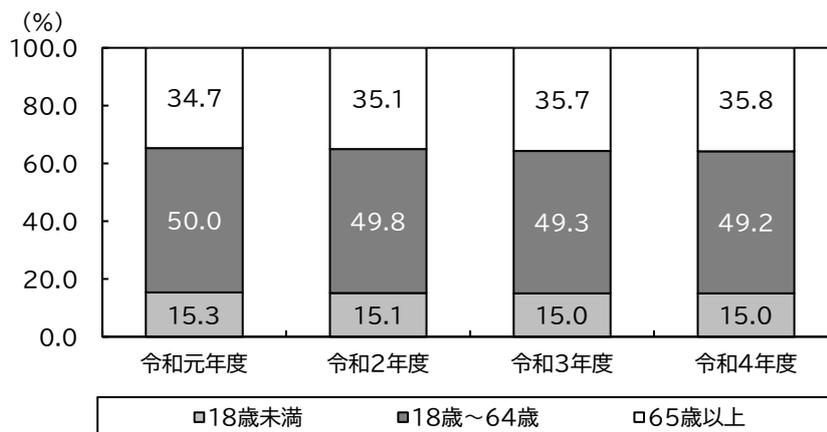
一方、年齢3区分別人口割合をみると、18歳未満、18歳～64歳では概ね減少傾向となっていますが、65歳以上は増加傾向となっています。

#### ■年齢3区分人口の推移



資料：若狭町提供(各年度3月末現在)

#### ■年齢3区分人口割合の推移



資料：若狭町提供(各年度3月末現在)

## 2 各種障害者手帳所持者の状況

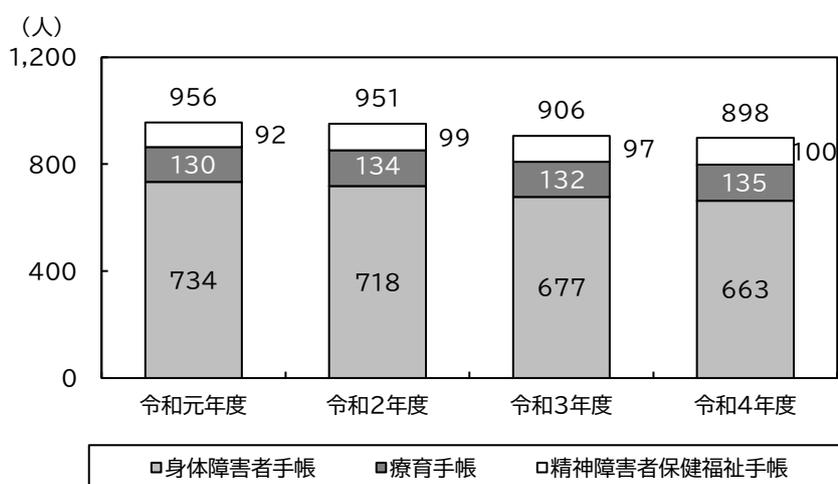
### (1) 障害者手帳所持者の状況

障害者手帳所持者数の推移をみると、全体では令和2年度以降減少傾向となっており、令和4年度には898人と900人を下回っています。

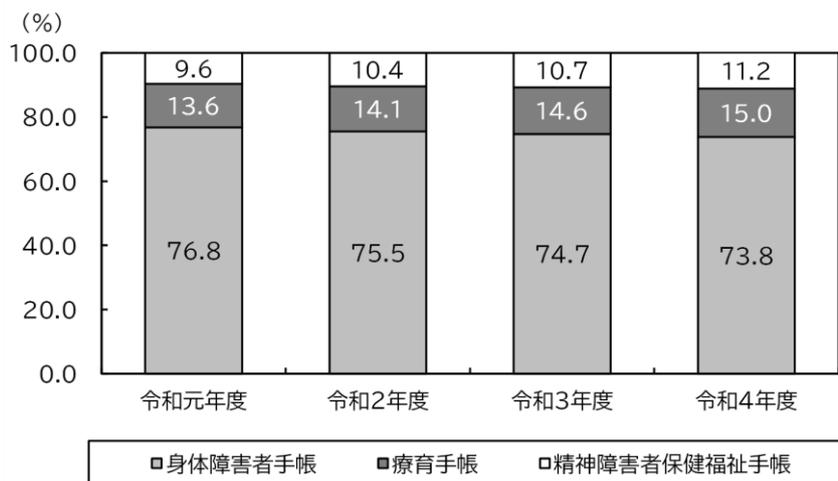
所持手帳別にみると療育手帳は130人前後、精神障害者保健福祉手帳は100人前後で推移しています。

障害者手帳所持者数の構成割合では、療育手帳と精神障害者保健福祉手帳の割合が増加傾向となっており、身体障害者手帳所持者の割合は減少傾向となっています。

#### ■手帳の種類別の推移



#### ■手帳の種類別構成比の推移



## (2) 身体障害者手帳所持者の状況

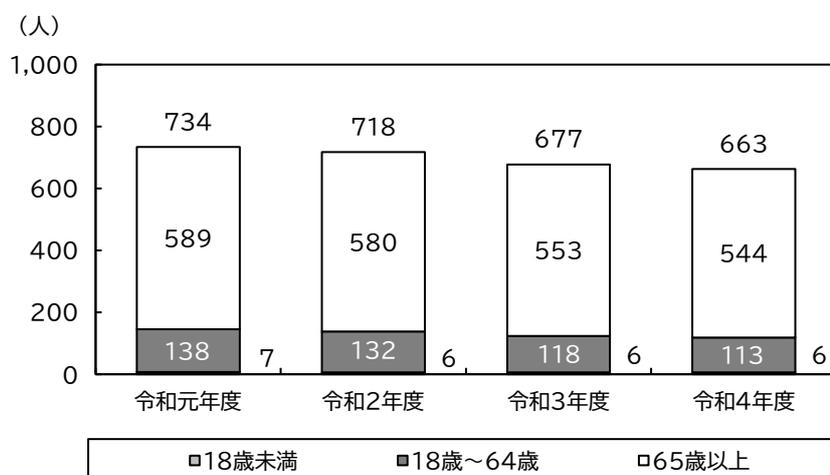
身体障害者手帳所持者数の推移をみると、全体では令和2年度以降減少傾向となっており、令和4年度には663人となっています。

年齢別にみると「65歳以上」が最も多く、令和4年度には544人となっています。

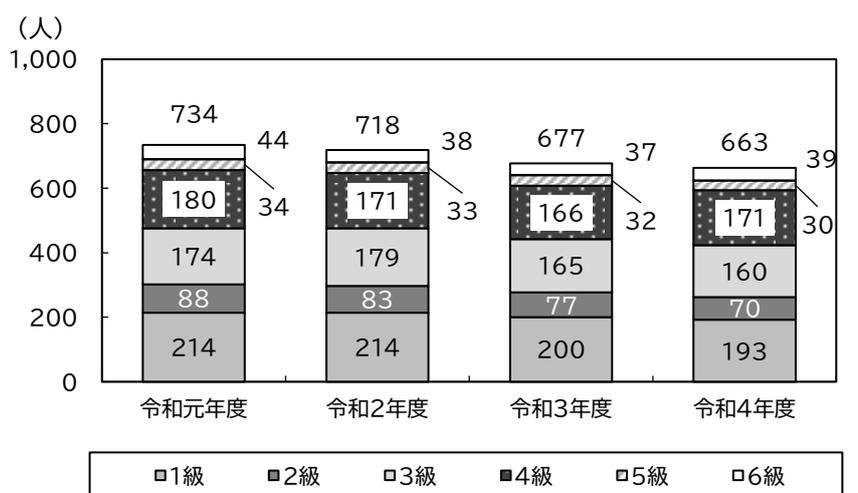
等級別にみると、各級ともに増減を繰り返しながら減少傾向で推移する中、1級・3級・4級の人数が多く、それぞれ150人以上となっています。

障害の種類別にみると、各年度ともに「肢体不自由」が最も多く、次いで「内部障害」となっています。

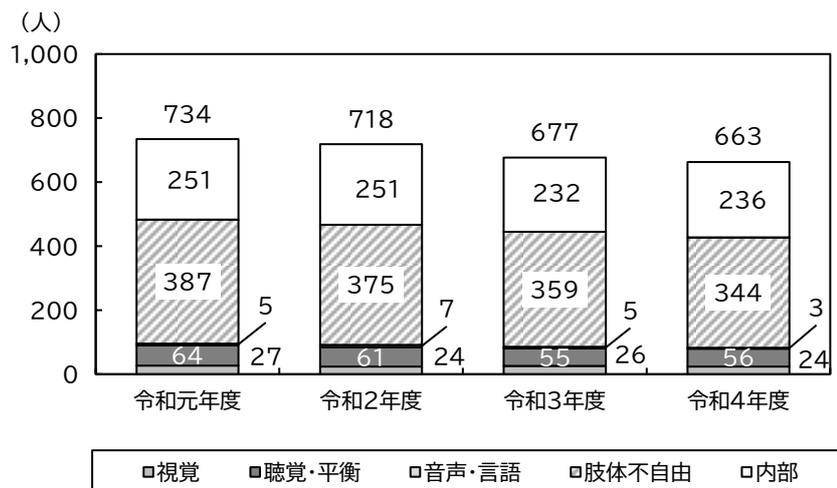
### ■年齢区分別の推移



### ■等級別の推移



■障害の種類別の推移



資料:若狭町提供(各年度3月末現在)

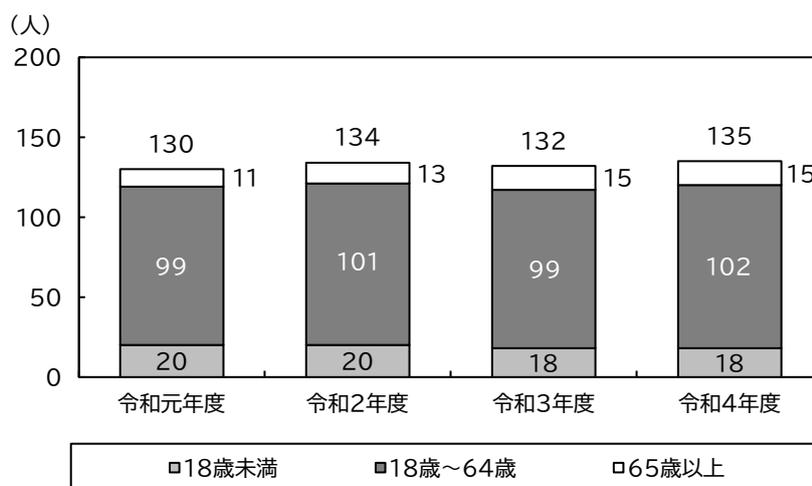
### (3)療育手帳所持者数の状況

療育手帳所持者数の推移をみると、全体では130人台で増減を繰り返しながら概ね増加傾向で推移しており、令和4年度には135人となっています。

年齢別でみると「18歳～64歳」が最も多く、令和4年度には102人と100人を上回っています。

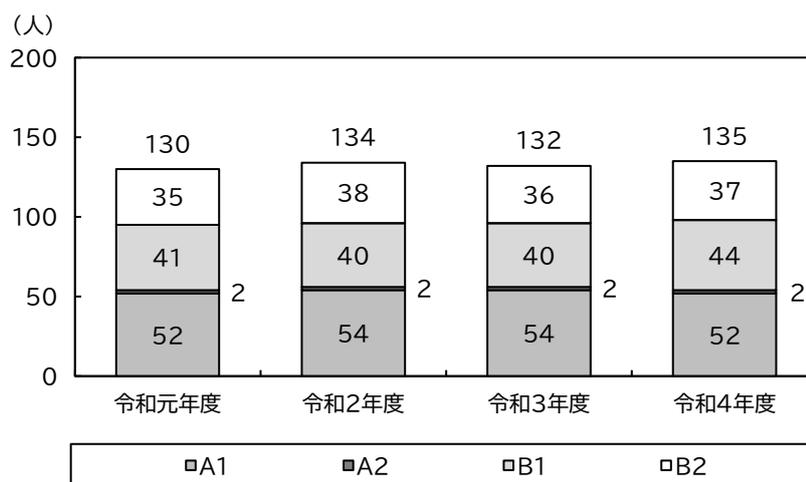
等級別にみると、各年度ともに「A1」が50人台で最も多く、次いで「B1」が40人台、「B2」が30人台となっています。

#### ■年齢区分別の推移



資料:若狭町提供(各年度3月末現在)

#### ■等級別の推移



資料:若狭町提供(各年度3月末現在)

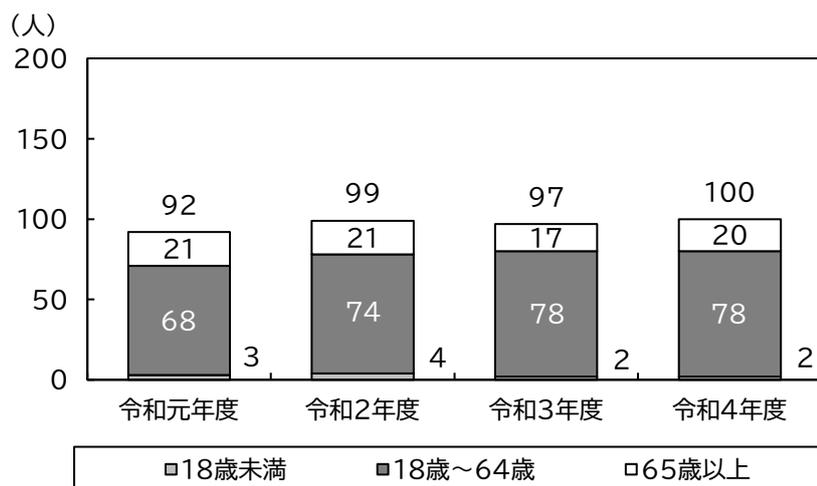
#### (4)精神障害者保健福祉手帳所持者数の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、全体では概ね増加傾向で推移しており、令和4年度には100人となっています。

年齢別にみると「18歳～64歳」が最も多く、令和4年度は78人となっています。

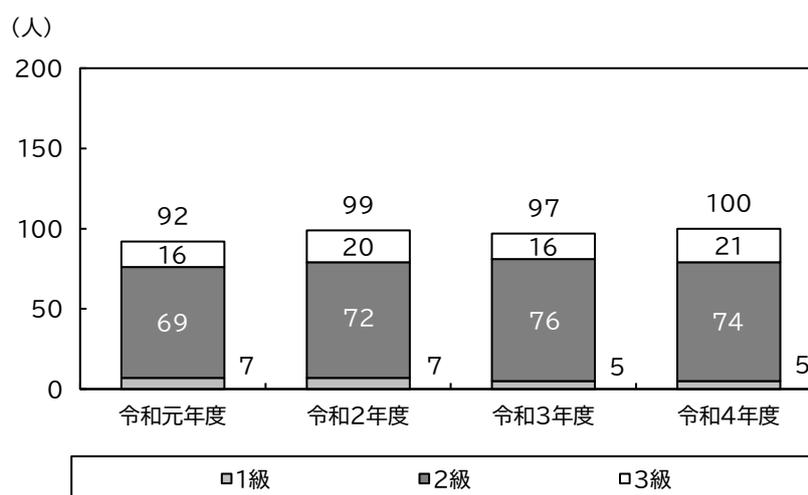
等級別にみると、各年度ともに「2級」が最も多くなっています。

##### ■年齢区分の推移



資料:若狭町提供(各年度3月末現在)

##### ■等級別の推移



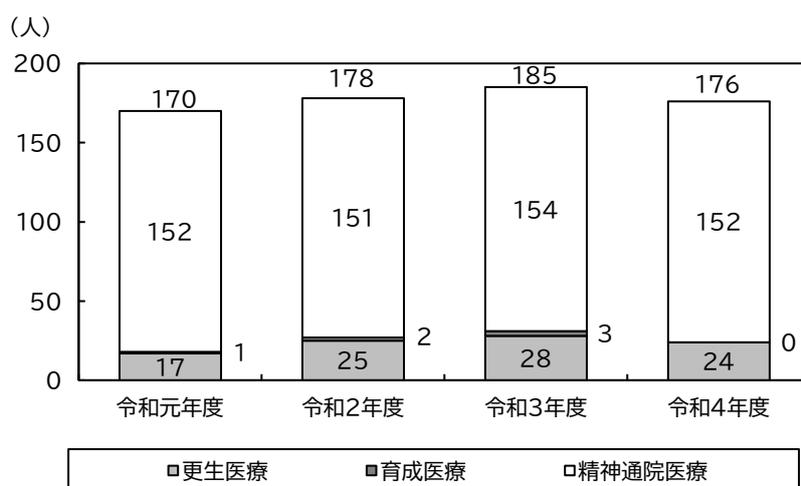
資料:若狭町提供(各年度3月末現在)

## (5) 自立支援医療費受給者の状況

自立支援医療費受給者数の推移をみると、全体では令和元年度以降増加傾向となっていました。令和4年度には減少に転じ、176人となっています。

「更生医療」、「育成医療」、「精神通院医療」も令和4年度に減少となっており、それぞれ24人、0人、152人となっています。

### ■ 自立支援医療費受給者の推移

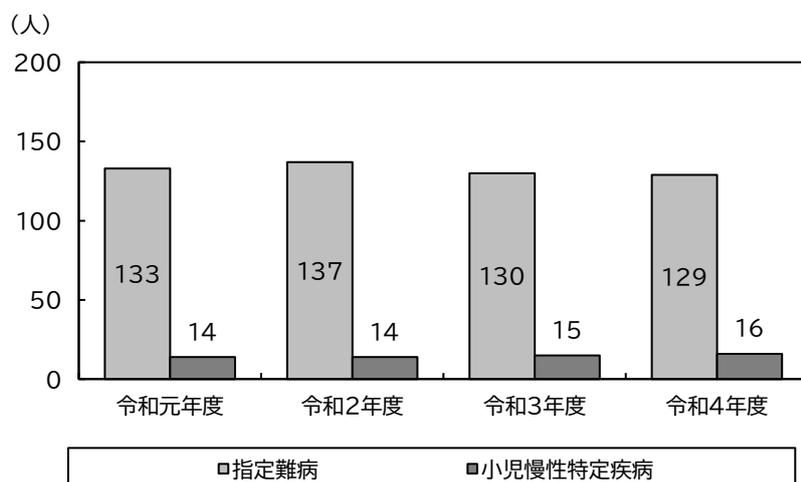


資料：若狭町提供(各年度3月末現在)

## (6) 難病患者等の状況

特定医療費(指定難病)受給者数の推移をみると、令和3年度以降は減少傾向、小児慢性特定疾病医療費受給者数は増加傾向となっており、令和4年度にはそれぞれ129人、16人となっています。

### ■ 難病患者数の推移



資料：福井県嶺南振興局若狭・二州健康福祉センター提供(各年度3月末現在)

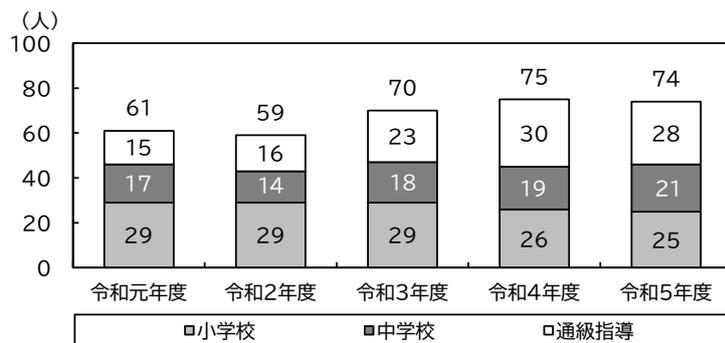
## (7)特別支援学級・特別支援学校の状況

町内の特別支援学級における在籍者数の推移をみると、小学校は減少傾向、中学校、通級指導は概ね増加傾向となっており、令和5年度では小学校が25人、中学校が21人、通級指導が28人となっています。

特別支援学校における在籍者数は、17～20人で推移しており、幼児部は在籍者が0人となっています。

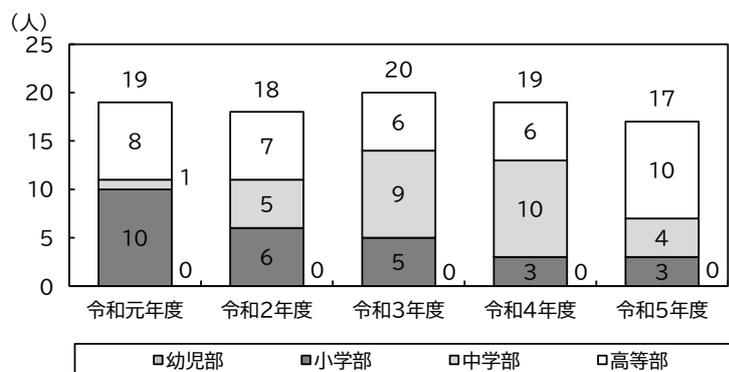
特別支援学校卒業生の進路をみると、各年度で就労継続支援A型・B型が多く、令和4年度は卒業生がいなかったため0人となっています。

### ■特別支援学級の在籍者数の推移



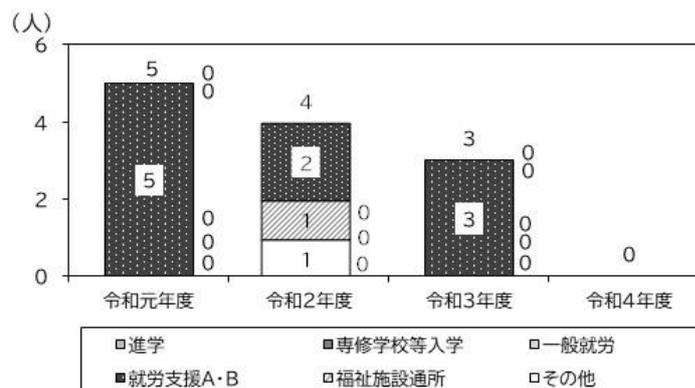
資料：若狭町提供(各年度3月末現在 令和5年度は7月末現在)

### ■特別支援学校の在籍者数の推移



資料：県嶺南西・東特別支援学校提供(各年度3月末現在 令和5年度は7月末現在)

### ■特別支援学校卒業生の進路



資料：県嶺南西・東特別支援学校提供(各年度3月末現在)

### 3 障害福祉サービス等の状況

#### (1) 第6期計画における各目標値の達成状況

##### ① 福祉施設入所者の地域生活への移行

国の 基本指針	<b>地域生活への移行者数</b> 令和5年度末において、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
	<b>施設入所者数の削減</b> 令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。

指標	実績	目標	現状の取り組み・評価
【目標】地域生活への移行者数	1人	1人	施設入所者1人が地域移行しました。
【目標】施設入所者数の削減	1人	1人	施設入所者は減少しましたが、障害の程度や家庭の状況により、施設入所についてのニーズはある状況です。

##### ② 地域生活支援拠点等の整備

国の 基本指針	<b>地域生活支援拠点等の充実</b> 令和5年度末までに各市町村または各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討を行うことを基本とする。
------------	---

指標	実績	目標	現状の取り組み・評価
地域生活支援拠点等の整備数	1か所	1か所	若狭町・美浜町・小浜市・おおい町および高浜町までの広域での、面的整備により設置済です。
地域生活支援拠点等の運用状況の検証・検討	実施	1回	令和5年度より、地域生活支援拠点等整備ワーキングチーム等において運用状況の検証を行っています。

③ 福祉施設から一般就労への移行

国の 基本指針	<p><b>一般就労への移行者数</b> 令和3年度の一般就労への移行実績の 1.27 倍以上が令和5年度中に一般就労に移行することを基本とする。</p> <p>①就労移行支援事業 令和3年度の一般就労への移行実績の 1.30 倍以上とすることを基本とする。</p> <p>②就労継続支援A型事業 令和3年度の一般就労への移行実績の概ね 1.26 倍以上とすることを基本とする。</p> <p>③就労継続支援B型事業 令和3年度の一般就労への移行実績の概ね 1.23 倍以上とすることを基本とする。</p>
	<p><b>就労定着支援事業利用者割合</b> 令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。</p>
	<p><b>就労定着支援事業の就労定着率</b> 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。</p>

指標	実績	目標	現状の取り組み・評価
一般就労への移行者数	4人	3人	就労支援事業所と嶺南障害者就業・生活支援センターひびきやハローワーク等の連携強化、また、法定雇用率の引き上げ等の法整備により、一般就労への移行者数が増加しました。
① 就労移行支援事業	1人	1人	
② 就労継続支援A型事業	1人	1人	
③ 就労継続支援B型事業	2人	1人	
就労定着支援事業利用者割合	0	7割	嶺南地域に該当する事業所がないため、利用者はいませんでした。
就労定着支援事業の就労定着率			嶺南地域に該当する事業所がないため、目標設定をしていません。

④ 障害児支援の提供体制の整備等

国の 基本指針	<b>児童発達支援センターの設置</b> 令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。
	<b>保育所等訪問支援の実施</b> 令和5年度末までに、各市町村または各圏域において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
	<b>児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保</b> 令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。
	<b>医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置</b> 令和5年度末までに、各市町村または各圏域において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

指標	実績	目標	現状の取り組み・評価
児童発達支援センターの設置	1か所	1か所	小浜市内にある「小浜市母と子の家児童発達支援センター」において、広域利用が可能となっています。
保育所等訪問支援の実施	1か所	1か所	令和5年度より町内に1か所設置しています。
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	1か所	1か所	敦賀市内にある「敦賀医療センター多機能型通所支援事業所あさひ」において、圏域利用が可能となっています。
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	2か所	1か所	また、町内にある事業所においても、重症心身障害児を受け入れており、今後もサービス提供体制の確保に努めます。
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置	設置	令和5年度より子育て世代包括支援センターを中心に、要支援児童検討会(母子ミーティング)において協議を行いました。
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1人	1人	令和5年度より相談支援センター若狭ねっとへ委託により1人配置しました。

⑤ 相談支援体制の充実・強化等

国の 基本指針	<p><b>相談支援体制の充実・強化等</b></p> <p>令和5年度末までに、各市町村または各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。</p>
------------	--

指標	実績	目標	現状の取り組み・評価
総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保	実施	実施	基幹相談支援センターを中心として、委託相談支援事業所・指定特定相談支援事業所との連携・協議の下、総合的・専門的な相談支援体制の充実・強化を図りました。

⑥ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

国の 基本指針	<p><b>障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築</b></p> <p>令和5年度末までに市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みを実施する体制を構築することを基本とする。</p>
------------	---

指標	実績	目標	現状の取り組み・評価
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修やその他の研修への参加(人数)	1人	2人	県等が実施する研修や情報共有の場に、障害福祉担当職員が積極的に参加しました。
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有(回数)	0回	1回	障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析して、事業所や関係自治体等と共有することはできませんでした。

## (2)障害福祉サービスの提供状況

※令和5年度の実績値は7月末時点の見込み

### ■訪問系サービス

居宅介護は、令和3年度の利用者数を除き、利用者数、利用時間ともに計画値を下回っています。  
 同行援護は、令和5年度を除き、利用者数は計画値どおり、利用時間は計画値を上回っています。

サービス種別	単位	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		実績値	計画値	計画比	実績値	計画値	計画比	実績値	計画値	計画比
居宅介護	人/月	28	28	100.0%	26	30	86.7%	27	33	81.8%
	時間/月	438	482	90.9%	447	516	86.6%	450	568	79.2%
重度訪問介護	人/月	0	0	-	0	0	-	0	1	-
	時間/月	0	0	-	0	0	-	0	20	-
同行援護	人/月	2	2	100.0%	2	2	100.0%	1	2	50.0%
	時間/月	30	24	125.0%	30	24	125.0%	2	24	8.3%
行動援護	人/月	0	0	-	0	0	-	0	1	-
	時間/月	0	0	-	0	0	-	0	10	-
重度障害者等包括支援	人/月	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	時間/月	0	0	-	0	0	-	0	0	-

### ■短期入所サービス

短期入所は、福祉型、医療型ともに各年度において利用者数、利用日数が計画値を下回っています。

サービス種別	単位	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		実績値	計画値	計画比	実績値	計画値	計画比	実績値	計画値	計画比
短期入所(ショートステイ) (福祉型)	人/月	9	12	75.0%	8	13	61.5%	11	14	78.6%
	人日/月	62	79	78.5%	48	86	55.8%	39	92	42.4%
短期入所(ショートステイ) (医療型)	人/月	1	2	50.0%	1	3	33.3%	1	4	25.0%
	人日/月	2	10	20.0%	6	15	40.0%	4	20	20.0%

## ■日中活動系サービス

生活介護は、各年度ともに利用者数、利用日数が計画値を下回っています。

就労移行支援は、令和3年度には利用者数、利用日数ともに計画値を上回っています。令和4年度では、利用者数は計画値どおり、利用日数は計画値を下回り、令和5年度は利用者数、利用日数ともに計画値を下回っています。

就労継続支援(A型)は、各年度ともに利用者数、利用日数が計画値を下回っています。

就労継続支援(B型)は、各年度ともに利用者数、利用日数が計画値を上回っています。

療養介護は、各年度ともに、計画値どおりとなっています。

サービス種別	単位	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		実績値	計画値	計画比	実績値	計画値	計画比	実績値	計画値	計画比
生活介護	人/月	56	59	94.9%	53	59	89.8%	51	59	86.4%
	人日/月	898	996	90.2%	826	996	82.9%	748	996	75.1%
自立訓練(機能訓練)	人/月	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	人日/月	0	0	-	0	0	-	0	0	-
自立訓練(生活訓練)	人/月	0	0	-	0	0	-	1	1	100.0%
	人日/月	0	0	-	0	0	-	1	10	10.0%
就労移行支援	人/月	2	1	200.0%	1	1	100.0%	1	2	50.0%
	人日/月	36	23	156.5%	17	23	73.9%	14	52	26.9%
就労継続支援(A型)	人/月	23	25	92.0%	22	26	84.6%	18	27	66.7%
	人日/月	466	527	88.4%	434	548	79.2%	390	569	68.5%
就労継続支援(B型)	人/月	55	54	101.9%	64	57	112.3%	63	61	103.3%
	人日/月	909	864	105.2%	1,066	912	116.9%	1,111	979	113.5%
就労定着支援	人/月	0	0	-	0	0	-	0	1	0.0%
療養介護	人/月	6	6	100.0%	6	6	100.0%	7	7	100.0%

## ■居住系サービス

共同生活援助は、各年度ともに計画値を下回っています。

施設入所支援は、令和3年度は計画値を上回り、令和4年度、令和5年度は計画値どおりでした。

サービス種別	単位	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		実績値	計画値	計画比	実績値	計画値	計画比	実績値	計画値	計画比
自立生活援助	人/月	0	0	-	0	0	-	0	1	0.0%
共同生活援助	人/月	25	27	92.6%	25	28	89.3%	24	29	82.8%
施設入所支援	人/月	23	22	104.5%	22	22	100.0%	21	21	100.0%

## ■相談支援

計画相談支援は、令和3年度、令和4年度は計画値を上回り、令和5年度では計画値を下回っています。

地域移行支援は、各年度ともに計画値を下回っています。

地域定着支援は、令和3年度、令和4年度は計画値どおり、令和5年度では計画値を上回っています。

サービス種別	単位	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		実績値	計画値	計画比	実績値	計画値	計画比	実績値	計画値	計画比
計画相談支援	人/月	44	39	112.8%	45	40	112.5%	40	41	97.6%
地域移行支援	人/月	0	1	0.0%	0	1	0.0%	0	1	0.0%
地域定着支援	人/月	1	1	100.0%	2	2	100.0%	4	3	133.3%

### (3) 地域生活支援事業の状況

※令和5年度の実績値は7月末時点の見込み

#### ■必須事業

##### ①理解促進研修・啓発事業

理解促進研修・啓発事業は、各年度ともに実施しています。

サービス種別	単位	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		実績値	計画値	計画比	実績値	計画値	計画比	実績値	計画値	計画比
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	-	有	有	-	有	有	-

##### ②自発的活動支援事業

自発的活動支援事業は、実績がありませんでした。

サービス種別	単位	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		実績値	計画値	計画比	実績値	計画値	計画比	実績値	計画値	計画比
自発的活動支援事業	実施の有無	無	無	-	無	無	-	無	有	-

##### ③相談支援事業

障害者相談支援事業の実施は2か所となっています。基幹相談支援センター等機能強化事業は各年度ともに実施しています。

サービス種別	単位	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		実績値	計画値	計画比	実績値	計画値	計画比	実績値	計画値	計画比
障害者相談支援事業	か所	2	2	100.0%	2	2	100.0%	2	2	100.0%
	設置の有無	有	有	-	有	有	-	有	有	-
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	-	有	有	-	有	有	-
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	-	無	無	-	無	無	-

##### ④成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用支援事業は、実績がありませんでした。

サービス種別	単位	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		実績値	計画値	計画比	実績値	計画値	計画比	実績値	計画値	計画比
成年後見制度利用支援事業	人/年	0	1	0.0%	0	1	0.0%	0	2	0.0%

⑤成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度法人後見支援事業は、実績がありませんでした。

サービス種別	単位	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		実績値	計画値	計画比	実績値	計画値	計画比	実績値	計画値	計画比
成年後見制度 法人後見支援事業	実施の有無	無	無	-	無	無	-	無	無	-

⑥意思疎通支援事業

手話通訳者派遣事業は、令和3年度を除き、令和4年度、令和5年度では計画値を上回っています。  
要約筆記者派遣事業、手話通訳者設置事業、手話奉仕員養成研修事業は、それぞれ実績がありませんでした。

サービス種別	単位	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		実績値	計画値	計画比	実績値	計画値	計画比	実績値	計画値	計画比
手話通訳者派遣事業	人/年	36	42	85.7%	51	47	108.5%	63	53	118.9%
要約筆記者派遣事業	人/年	0	1	0.0%	0	1	0.0%	0	1	0.0%
手話通訳者設置事業	人/年	0	0	-	0	0	-	0	1	0.0%
手話奉仕員養成研修事業	人/年	0	0	-	0	0	-	0	1	0.0%

⑦日常生活用具給付等事業

介護訓練支援用具、自立生活支援用具は、ともに実績がありませんでした。

在宅療養等支援用具は、各年度ともに計画値を下回っています。

情報・意思疎通支援用具は、令和5年度を除き、計画値を上回っています。

排泄管理支援用具は、各年度ともに計画値を下回っています。

住宅改修費は、各年度ともに計画値を下回っています。

サービス種別	単位	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		実績値	計画値	計画比	実績値	計画値	計画比	実績値	計画値	計画比
介護訓練支援用具	件/年	0	3	0.0%	0	3	0.0%	0	3	0.0%
自立生活支援用具	件/年	0	2	0.0%	0	2	0.0%	0	2	0.0%
在宅療養等支援用具	件/年	1	2	50.0%	1	2	50.0%	0	2	0.0%
情報・意思疎通支援用具	件/年	4	1	400.0%	4	1	400.0%	0	1	0.0%
排泄管理支援用具	件/年	240	350	68.6%	336	352	95.5%	108	354	30.5%
住宅改修費	件/年	0	2	0.0%	0	2	0.0%	1	2	50.0%

### ⑧移動支援事業

移動支援事業は、令和3年度を除き、利用時間は、計画値を上回っています。利用人数は、令和3年度に計画値を上回りましたが、令和4年度に計画値どおり、令和5年度には計画値を下回っています。

サービス種別	単位	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		実績値	計画値	計画比	実績値	計画値	計画比	実績値	計画値	計画比
移動支援事業	人/年	10	6	166.7%	7	7	100.0%	6	8	75.0%
	時間/年	103	143	72.0%	244	167	146.1%	251	191	131.4%

### ⑨地域活動支援センター機能強化事業

地域活動支援センター機能強化事業の登録者数は、計画値を下回っています。

サービス種別	単位	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		実績値	計画値	計画比	実績値	計画値	計画比	実績値	計画値	計画比
地域活動支援センター機能強化事業	か所	2	2	100.0%	2	2	100.0%	2	2	100.0%
	登録者数(人)/年	7	8	87.5%	6	9	66.7%	6	10	60.0%

### ■任意事業

訪問入浴サービス事業は、令和3年度、令和4年度は計画値どおり、令和5年度には計画値を下回っています。

日中一時支援事業は、各年度ともに実績値が計画値を下回っています。

地域移行のための安心生活支援事業、芸術文化活動振興事業はともに計画どおりの実施状況となっています。

サービス種別	単位	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		実績値	計画値	計画比	実績値	計画値	計画比	実績値	計画値	計画比
訪問入浴サービス事業	人/年	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	2	50.0%
日中一時支援事業	人/年	15	20	75.0%	14	21	66.7%	16	22	72.7%
地域移行のための安心生活支援事業	実施の有無	無	無	-	有	有	-	有	有	-
芸術文化活動振興事業	実施の有無	有	有	-	有	有	-	有	有	-

## (4) 障害児福祉サービスの提供状況

※令和5年度の実績値は7月末時点の見込み

児童発達支援は、各年度ともに計画値を上回っています。

放課後等デイサービスは、各年度ともに利用者数が計画値を上回り、利用日数は計画値を下回っています。

保育所等訪問支援、障害児相談支援は、各年度ともに計画値を上回っています。

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置は、令和5年度に1人と計画値どおりとなっています。

サービス種別	単位	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		実績値	計画値	計画比	実績値	計画値	計画比	実績値	計画値	計画比
児童発達支援	人/月	8	2	400.0%	16	3	533.3%	14	4	350.0%
	人日/月	18	7	257.1%	37	14	264.3%	32	21	152.4%
医療型児童発達支援	人/月	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	人日/月	0	0	-	0	0	-	0	0	-
放課後等デイサービス	人/月	19	15	126.7%	19	16	118.8%	20	17	117.6%
	人日/月	167	171	97.7%	151	182	83.0%	161	194	83.0%
保育所等訪問支援	人/月	6	2	300.0%	6	3	200.0%	9	4	225.0%
	人日/月	6	2	300.0%	6	3	200.0%	10	4	250.0%
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	-	0	0	-	0	1	0.0%
	人日/月	0	0	-	0	0	-	0	3	0.0%
障害児相談支援	人/月	10	5	200.0%	11	6	183.3%	13	7	185.7%
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	人/月	0	0	-	0	1	0.0%	1	1	100.0%

## (5) その他活動指標

※令和5年度の実績値は7月末時点の見込み

### ■精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数は、各年度ともに計画値を上回っています。

保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数は、令和5年度を除き、計画値を上回っています。

保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数、精神障害のある人の地域移行支援利用者数、精神障害のある人の自立生活援助利用者数はそれぞれ実績がありませんでした。

精神障害のある人の地域定着支援利用者数、精神障害のある人の共同生活援助利用者数は、各年度ともに計画値を上回っています。

指標	単位	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		実績値	計画値	計画比	実績値	計画値	計画比	実績値	計画値	計画比
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回/年	5	3	166.7%	4	3	133.3%	4	3	133.3%
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人/年	77	45	171.1%	47	45	104.4%	47	51	92.2%
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回/年	0	1	0.0%	0	1	0.0%	0	1	0.0%
精神障害のある人の地域移行支援利用者数	人/年	0	0	-	0	1	0.0%	0	1	0.0%
精神障害のある人の地域定着支援利用者数	人/年	1	0	-	2	1	200.0%	2	2	100.0%
精神障害のある人の共同生活援助利用者数	人/年	5	0	-	4	1	400.0%	4	1	400.0%
精神障害のある人の自立生活援助利用者数	人/年	0	0	-	0	0	-	0	1	0.0%

## 4 アンケート調査結果からみる現状

---

### (1)調査の概要

#### 1. 調査の目的

本調査は、「若狭町障害福祉推進計画」を策定するにあたり、障害者の生活状況やニーズなどを把握し、計画策定の基礎資料として障害福祉施策の推進を図ることを目的に実施しました。

#### 2. 調査概要

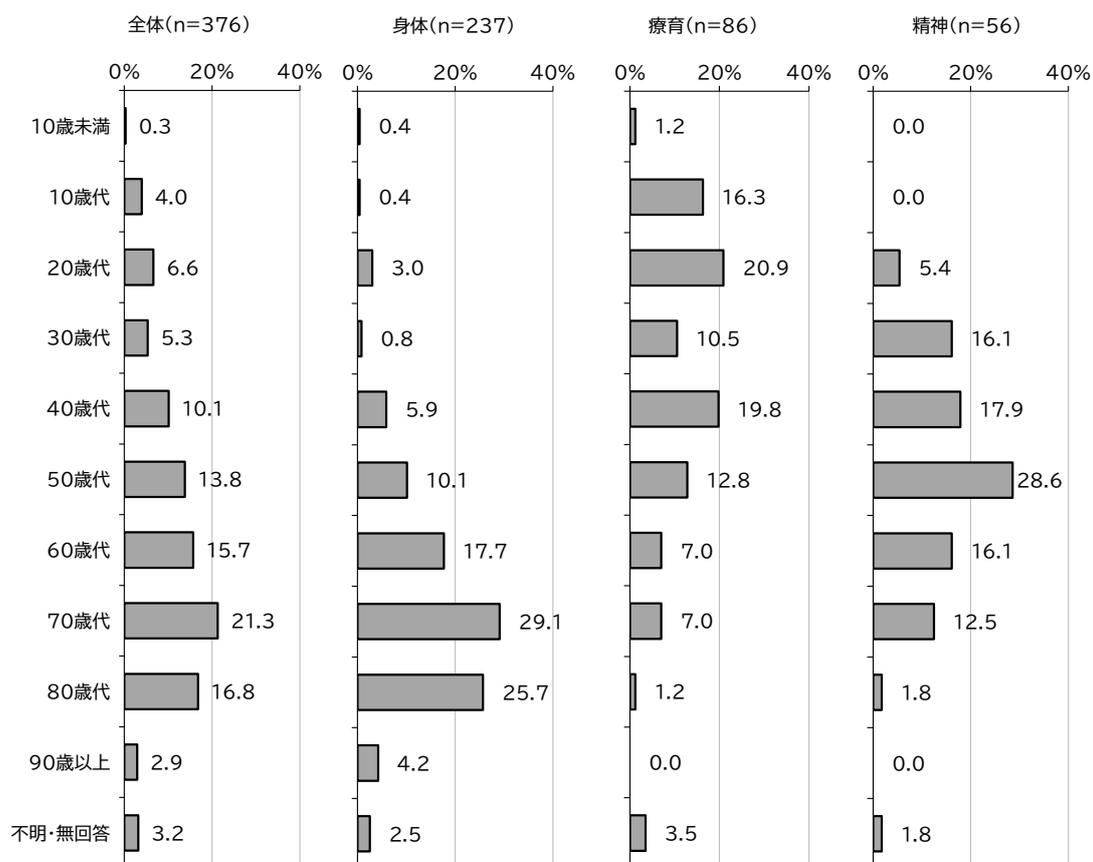
- 調査地域 : 若狭町全域
- 調査対象者 : 身体障害者手帳保持者、療育手帳保持者、  
精神障害者保健福祉手帳保持者、  
自立支援医療(精神通院)受給者証保持者(手帳なし)、  
特定医療費受給者証保持者(手帳なし)
- 抽出方法 : 無作為抽出
- 調査期間 : 令和5年2月1日(水)～令和5年2月14日(火)
- 調査方法 : 郵送配布・郵送回収
- 調査票配布数 : 598
- 回収数 : 376
- 回収率 : 62.9%

## (2)回答者について

### ■年齢

年齢についてみると、「70歳代」が21.3%で最も高く、次いで「80歳代」が16.8%、「60歳代」が15.7%となっています。

所持手帳別にみると、身体では「70歳代」が29.1%で最も高く、次いで「80歳代」が25.7%となっています。療育では「20歳代」が20.9%で最も高く、次いで「40歳代」が19.8%となっています。精神では「50歳代」が28.6%で最も高く、次いで「40歳代」が17.9%となっています。



## ■家族人数

平均家族人数は全体では3.3人となっています。

所持手帳別にみると、身体では3.2人、療育3.8人、精神では3.1人となっています。

平均家族数を前回調査と比較すると、全体では92.4%(今回3.3人 前回3.6人)、身体では89.5%(今回3.2人 前回3.5人)、療育では90.8%(今回3.8人 前回4.1人)、精神では97.2%(今回3.1人 前回3.2人)となっています。

家族人数の構成比を前回調査と比較すると、全体では2人～4人家族は前回は上回り、中でも2人家族は、身体、療育、精神それぞれにおいて前回は上回っています。5人家族、6人以上の家族の構成比はともに前回は下回っています。

単位:人

平均家族人数対比		平均家族人数
全体	今回調査(n=304)	3.3
	前回(n=389)	3.6
	増減率(%)	92.4
身体	今回(n=199)	3.2
	前回(n=324)	3.5
	増減率(%)	89.5
療育	今回(n=55)	3.8
	前回(n=49)	4.1
	増減率(%)	90.8
精神	今回(n=46)	3.1
	前回(n=30)	3.2
	増減率(%)	97.2

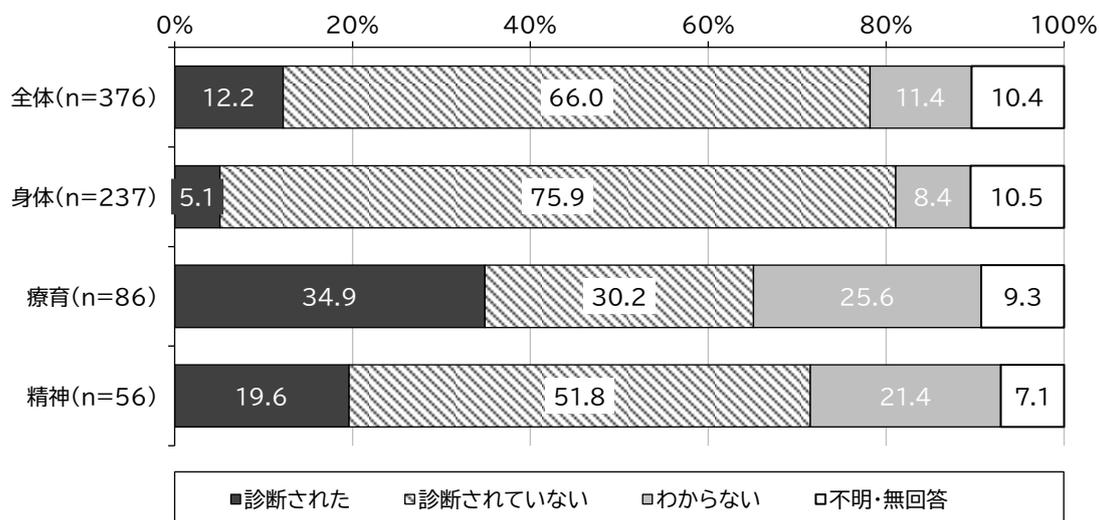
単位:%

家族人数構成比対比		2人	3人	4人	5人	6人以上	不明・無回答
全体	今回調査(n=304)	36.2	24.3	16.1	10.2	8.9	4.3
	前回(n=389)	29.6	22.1	14.1	11.1	14.7	8.5
	増減率(%)	122.3	110.0	114.2	91.9	60.4	50.6
身体	今回(n=199)	41.2	23.6	14.1	7.5	9.0	4.5
	前回(n=324)	31.5	21.0	14.5	9.6	15.4	8.0
	増減率(%)	130.8	112.4	97.2	78.1	58.7	56.3
療育	今回(n=55)	18.2	25.5	23.6	14.5	12.7	5.5
	前回(n=49)	12.2	26.5	12.2	24.5	20.4	4.1
	増減率(%)	149.2	96.2	193.4	59.2	62.4	134.1
精神	今回(n=46)	37.0	30.4	19.6	4.3	6.5	2.2
	前回(n=30)	23.3	36.7	10.0	10.0	3.3	16.7
	増減率(%)	158.8	82.8	196.0	43.0	197.6	13.2

## ■発達障害(広汎性発達障害、学習障害等)の診断

発達障害の診断についてみると、「診断された」が12.2%、「診断されていない」が66.0%、「わからない」が11.4%となっています。

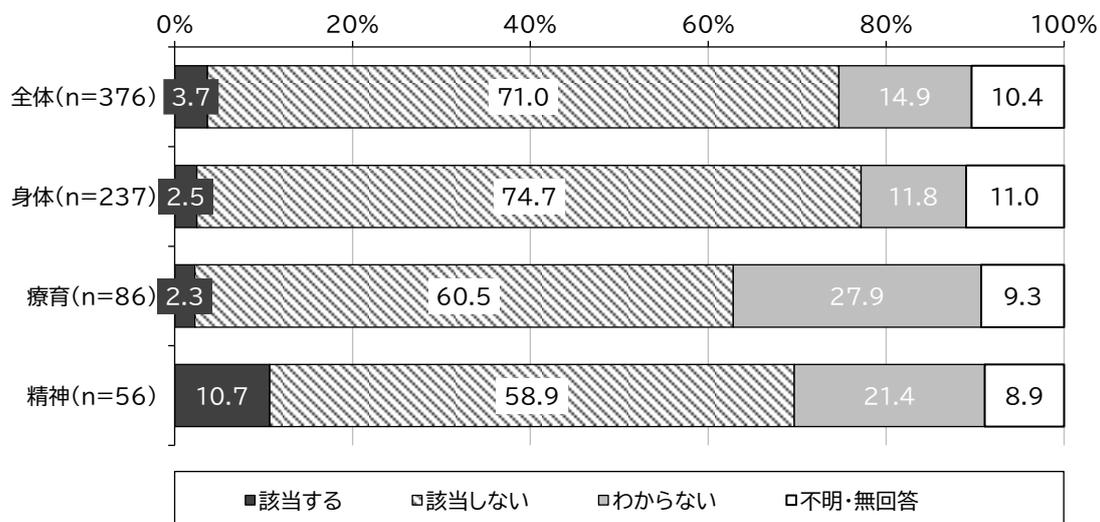
所持手帳別にみると、「診断された」は身体で5.1%、療育で34.9%、精神で19.6%となっています。



## ■高次脳機能障害の該当

高次脳機能障害への該当についてみると、「該当する」が3.7%、「該当しない」が71.0%、「わからない」が14.9%となっています。

所持手帳別にみると、「該当する」は身体で2.5%、療育で2.3%、精神で10.7%となっています。

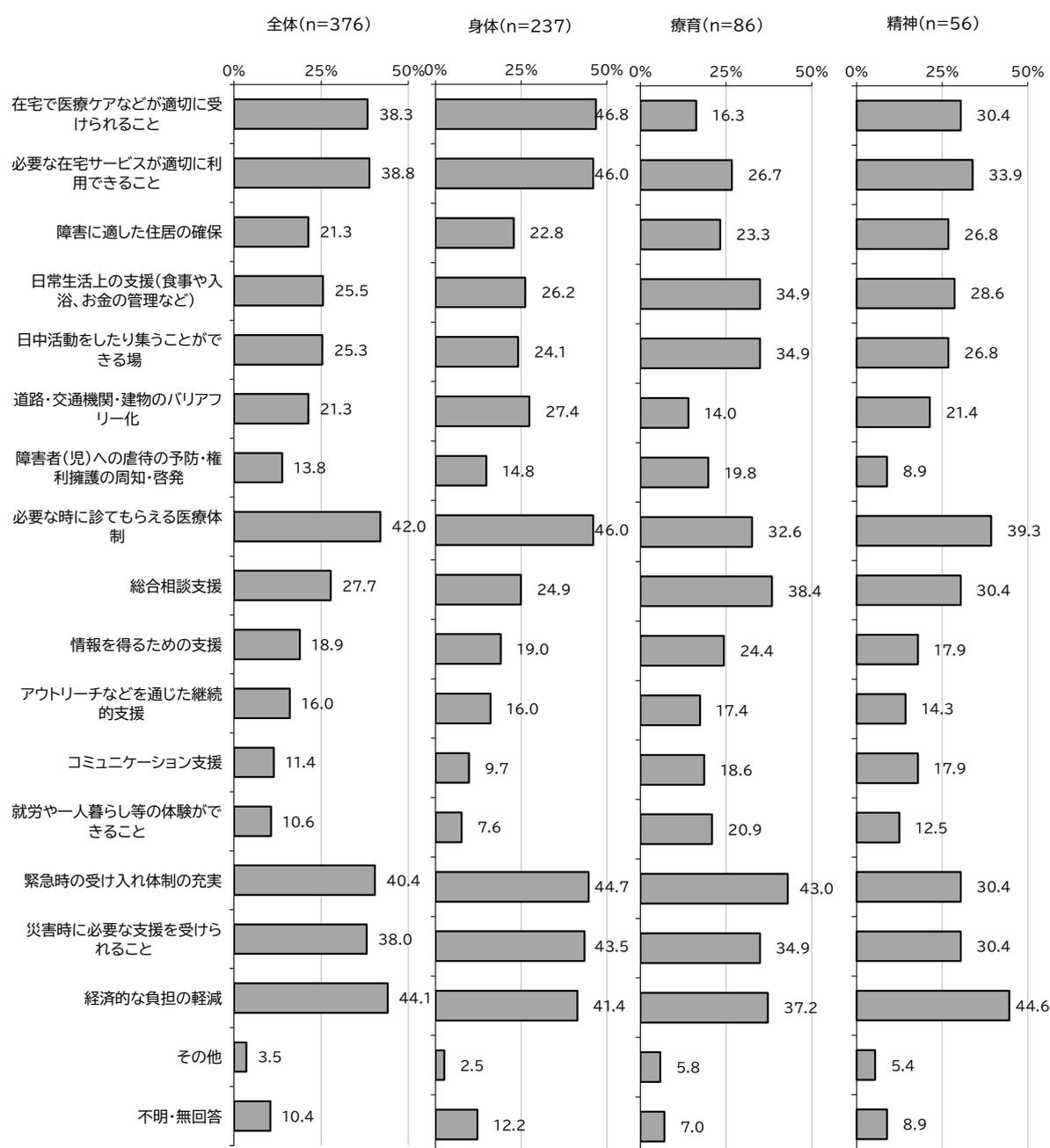


### (3)現在の生活について

#### ■地域で安心して生活するために必要な支援・サービス

地域で生活するために必要な支援・サービスについてみると、「経済的な負担の軽減」が44.1%で最も高く、次いで「必要な時に診てもらえる医療体制」が42.0%となっています。

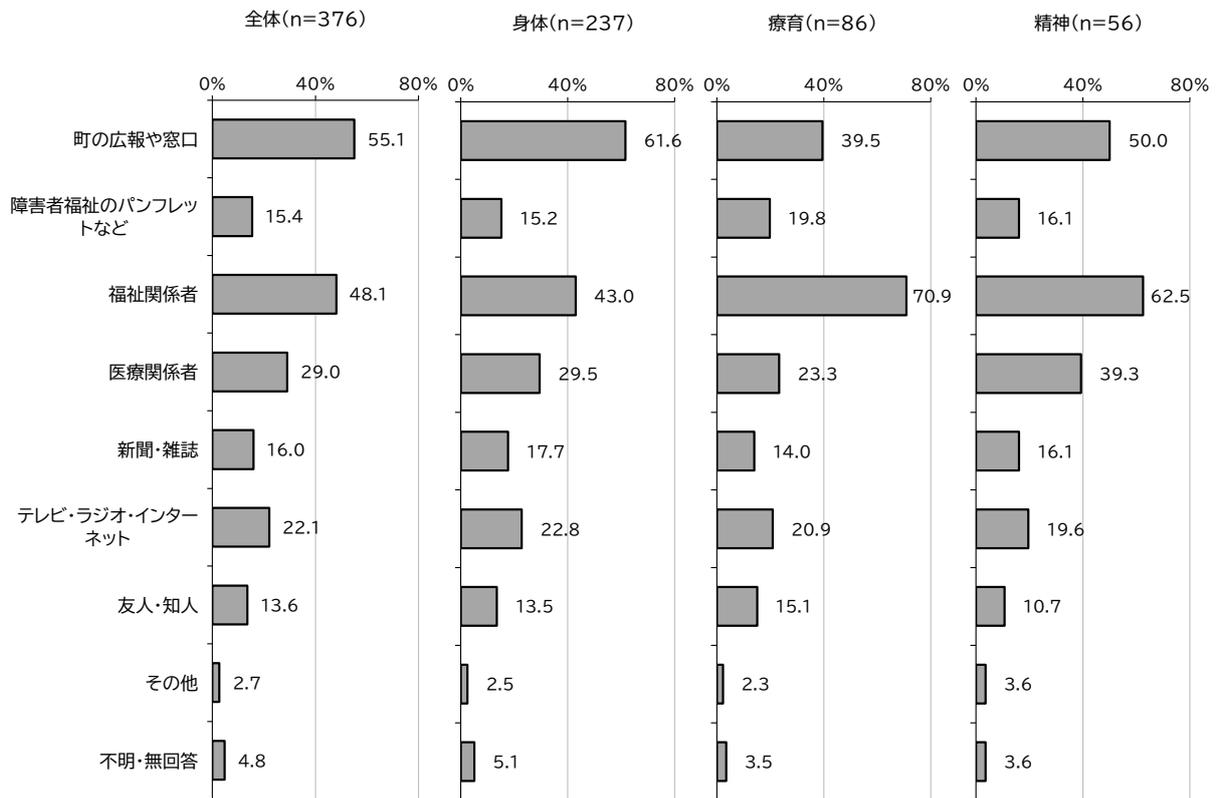
所持手帳別にみると、身体では「在宅で医療ケアなどが適切に受けられること」が46.8%で最も高く、次いで「必要な在宅サービスが適切に利用できること」「必要な時に診てもらえる医療体制」がともに46.0%となっています。療育では「緊急時の受け入れ体制の充実」が43.0%で最も高く、次いで「総合相談支援」が38.4%となっています。精神では「経済的な負担の軽減」が44.6%で最も高く、次いで「必要な時に診てもらえる医療体制」が39.3%となっています。



## ■福祉に関する情報の入手先

福祉に関する情報の入手先についてみると、「町の広報や窓口」が55.1%で最も高く、次いで「福祉関係者」が48.1%となっています。

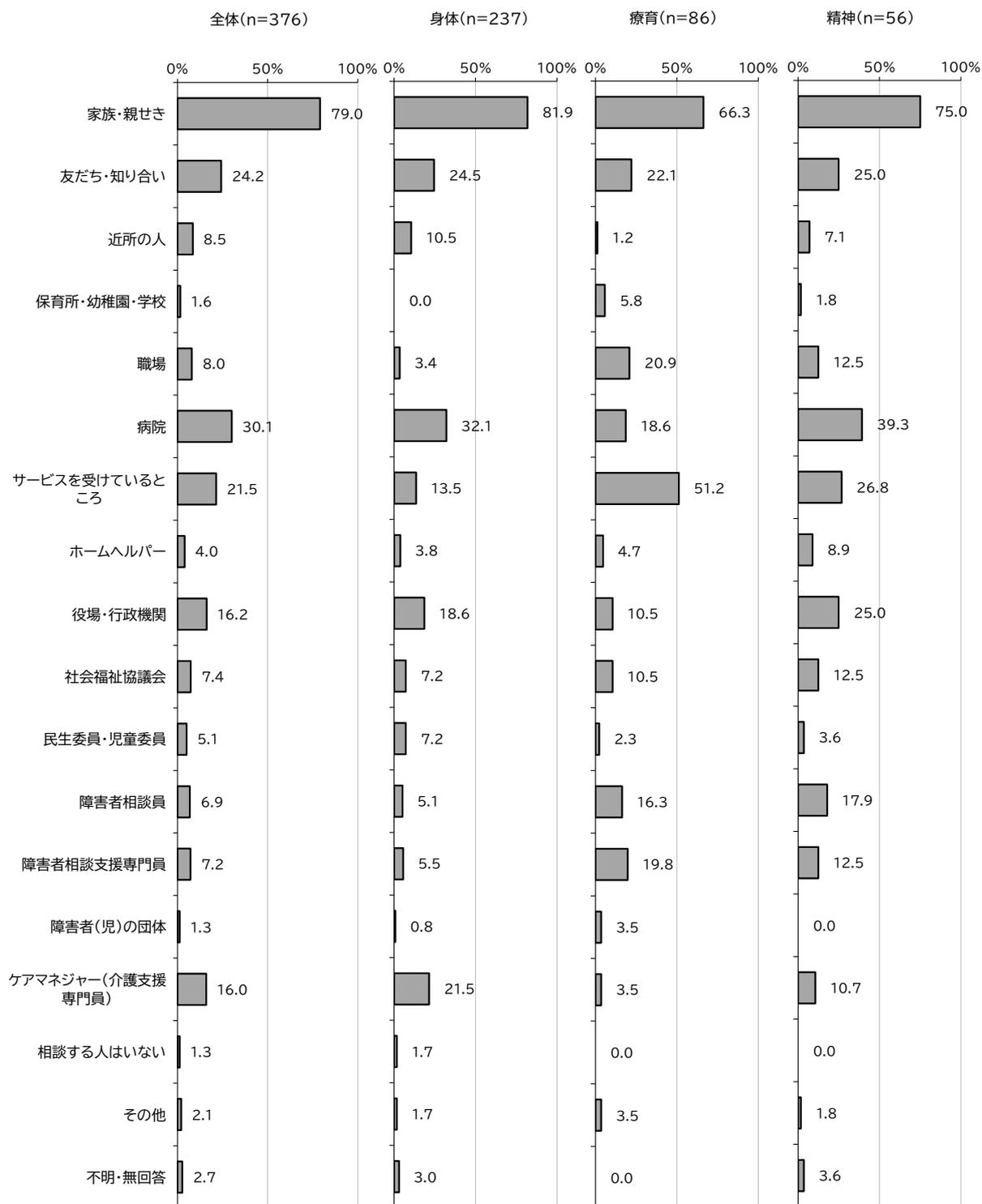
所持手帳別にみると、身体では「町の広報や窓口」が61.6%で最も高く、次いで「福祉関係者」が43.0%となっています。療育、精神では「福祉関係者」がそれぞれ70.9%、62.5%で最も高く、次いで「町の広報や窓口」が39.5%、50.0%となっています。



## ■悩みや困りごとの相談先

悩みや困ったことの相談相手についてみると、「家族・親せき」が79.0%で最も高く、次いで「病院」が30.1%となっています。

所持手帳別にみると、身体、療育、精神いずれも「家族・親せき」がそれぞれ81.9%、66.3%、75.0%で最も高く、次いで身体、精神では「病院」がそれぞれ32.1%、39.3%、療育では「サービスを受けているところ」が51.2%となっています。

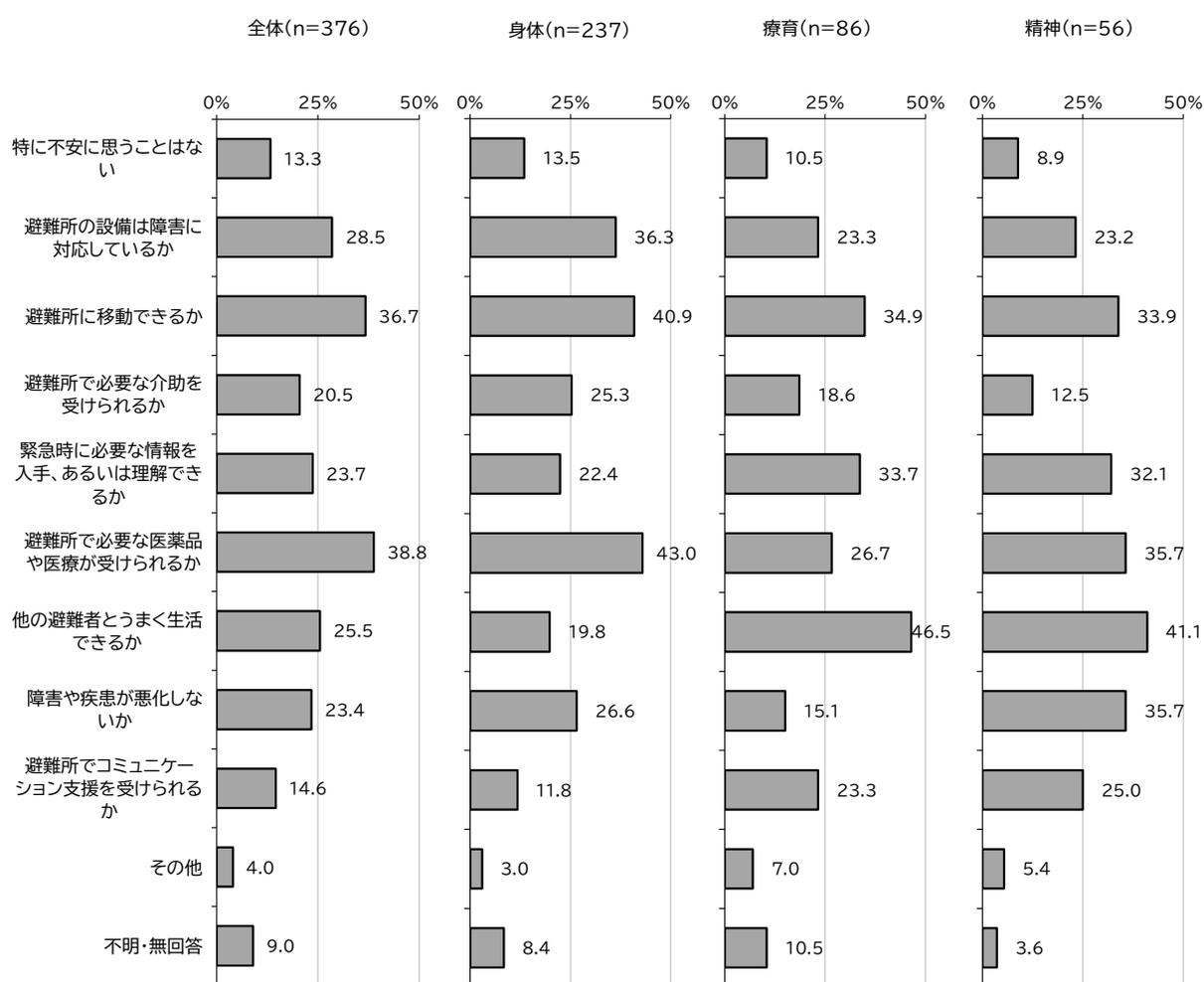


## (4)安全・安心について

### ■災害時の不安点

災害時に不安に思うことについてみると、「避難所で必要な医薬品や医療が受けられるか」が38.8%で最も高く、次いで「避難所に移動できるか」が36.7%となっています。

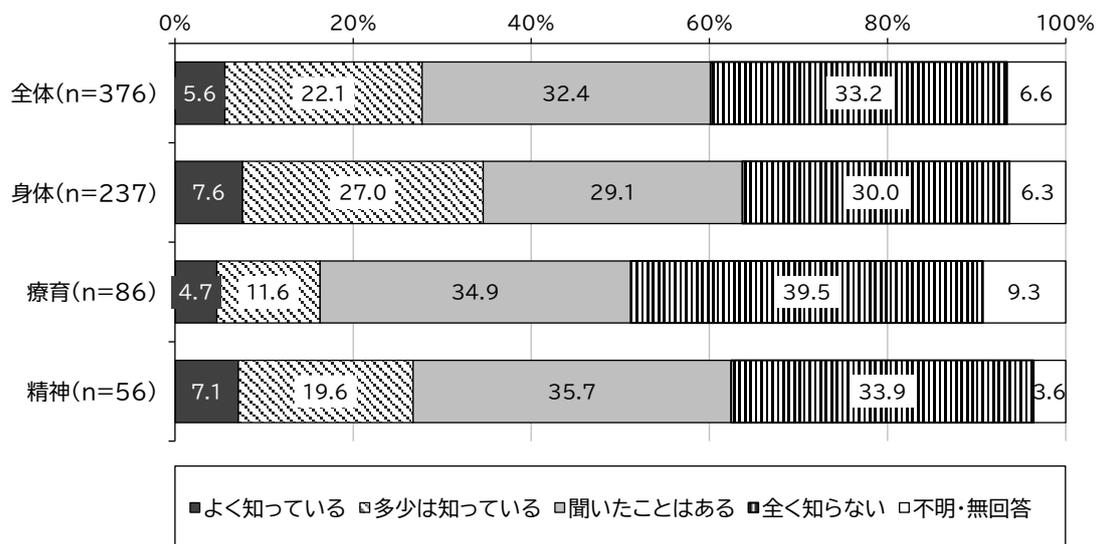
所持手帳別にみると、身体では「避難所で必要な医薬品や医療が受けられるか」が43.0%で最も高く、次いで「避難所に移動できるか」が40.9%となっています。療育、精神では「他の避難者とうまく生活できるか」がそれぞれ46.5%、41.1%で最も高く、次いで療育では「避難所に移動できるか」が34.9%、精神では「避難所で必要な医薬品や医療が受けられるか」「障害や疾患が悪化しないか」がともに35.7%となっています。



## ■成年後見制度の認知度

成年後見制度の認知度についてみると、「全く知らない」が33.2%で最も高く、次いで「聞いたことはある」が32.4%となっています。

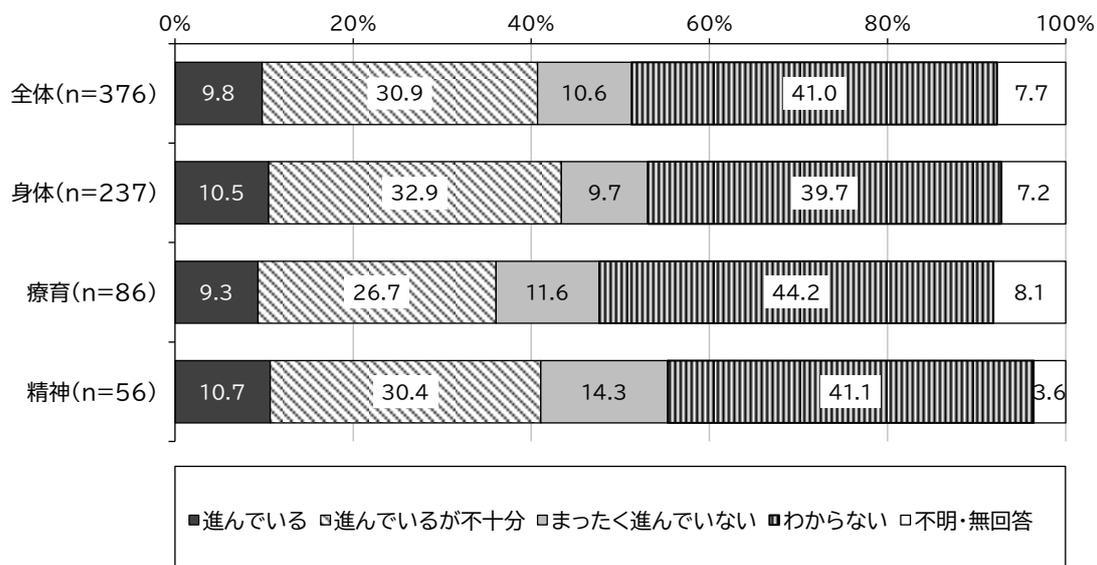
所持手帳別にみると、身体、療育では「全く知らない」がそれぞれ30.0%、39.5%で最も高く、次いで「聞いたことはある」がそれぞれ29.1%、34.9%となっています。精神では「聞いたことはある」が35.7%で最も高く、次いで「全く知らない」が33.9%となっています。



## ■障害のある人に対する周りの人の理解の浸透度

障害や障害のある人に対する周りの人の理解は進んでいると思うかについてみると、「わからない」が41.0%で最も高く、次いで「進んでいるが不十分」が30.9%となっています。

所持手帳別にみると、身体、療育、精神いずれも「わからない」がそれぞれ39.7%、44.2%、41.1%で最も高く、次いで「進んでいるが不十分」が32.9%、26.7%、30.4%となっています。



## ■障害に対する差別や偏見

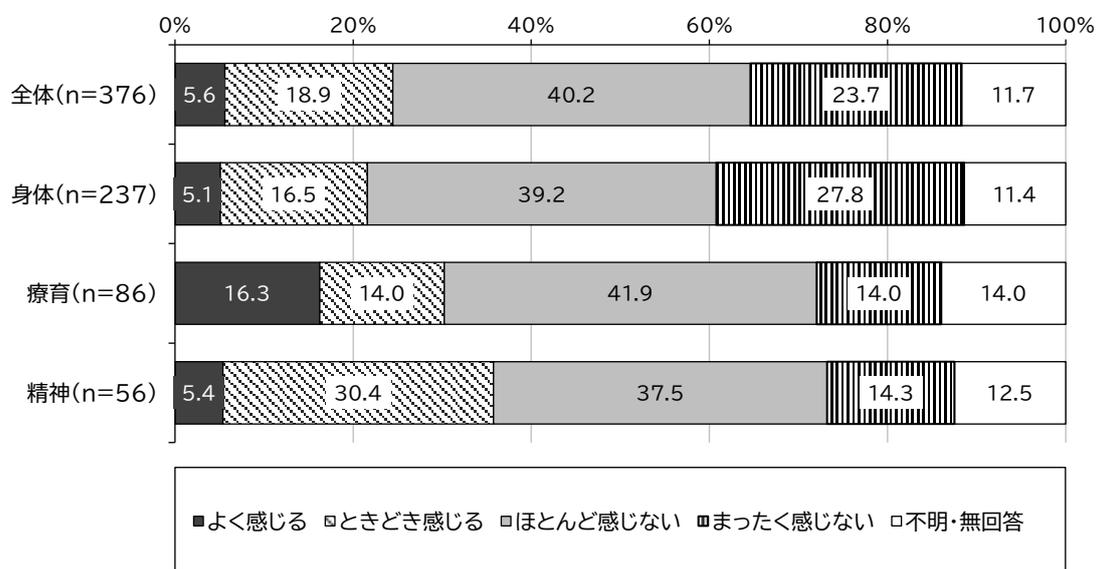
「ほとんど感じない」が40.2%で最も高く、次いで、「まったく感じない」が23.7%となっています。

所持手帳別にみると、身体、療育、精神いずれも「ほとんど感じない」がそれぞれ39.2%、41.9%、37.5%で最も高く、次いで、身体では「まったく感じない」が27.8%、療育では「よく感じる」が16.3%、精神では「ときどき感じる」が30.4%となっています。

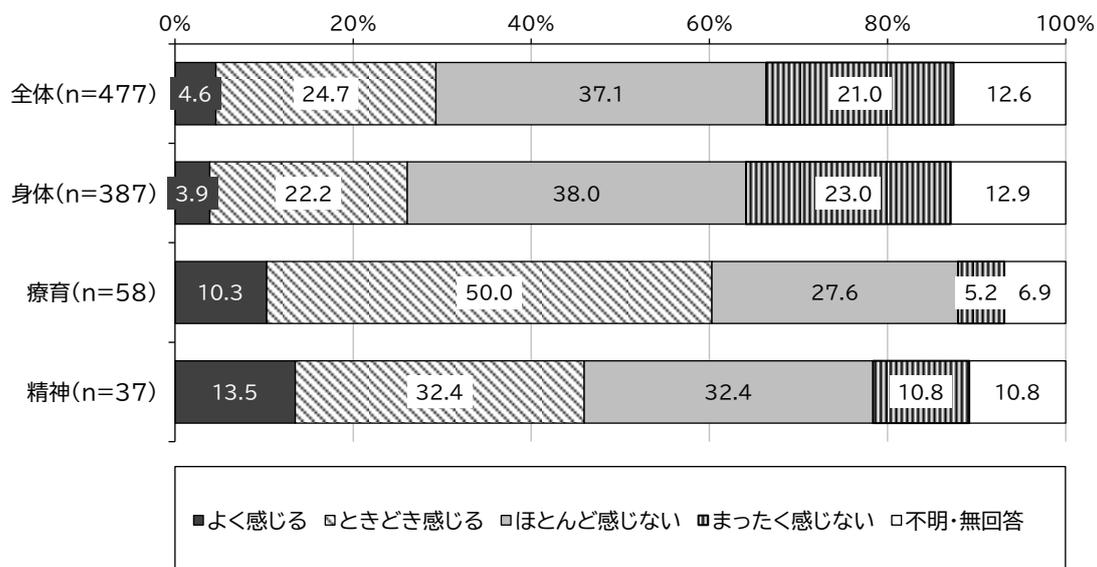
「よく感じる」と「ときどき感じる」を合わせた『感じる計』を前回調査と比較すると、全体で4.8ポイント減(今回24.5% 前回29.3%)となっています。

所持手帳別にみると、身体では4.5ポイント減(今回21.6% 前回26.1%)、療育では30.0ポイント減(今回30.3% 前回60.3%)、精神では10.1ポイント減(今回35.8% 前回45.9%)と全体的に減少しており、中でも療育の減少幅が大きくなっています。

### ■今回調査



### ■前回調査

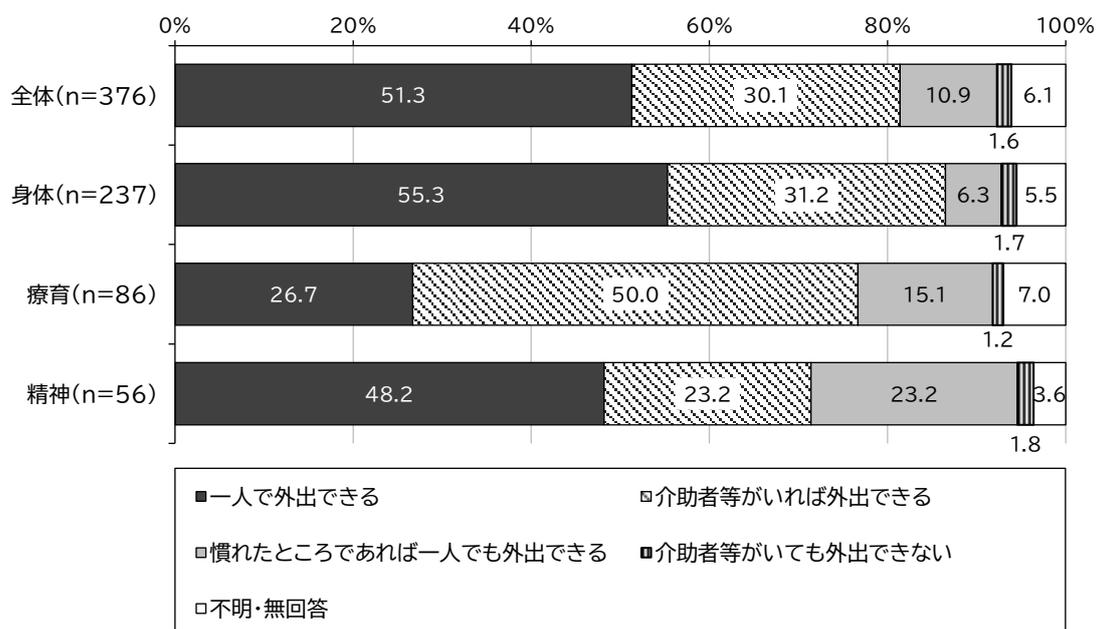


## (5)外出について

### ■一人で外出することができるか

一人で外出することができるかについてみると、「一人で外出できる」が51.3%で最も高く、次いで「介助者等がいれば外出できる」が30.1%となっています。

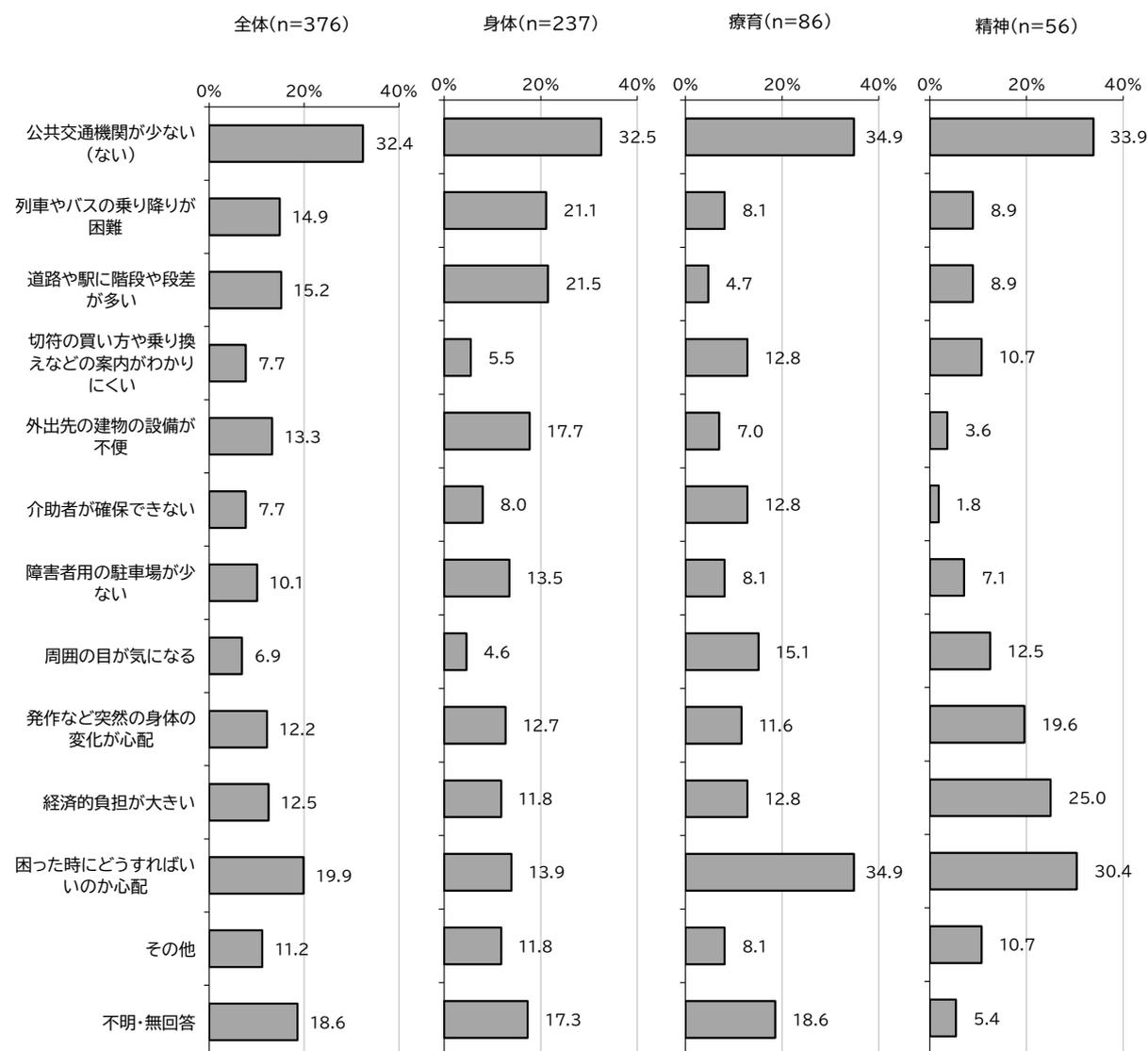
所持手帳別にみると、身体、精神では「一人で外出できる」がそれぞれ55.3%、48.2%で最も高く、次いで身体では「介助者等がいれば外出できる」が31.2%、精神では「介助者等がいれば外出できる」「慣れたところであれば一人でも外出できる」がともに23.2%となっています。療育では「介助者等がいれば外出できる」が50.0%で最も高く、次いで「一人で外出できる」が26.7%となっています。



## ■外出時の困りごと

外出するときに困ることについてみると、「公共交通機関が少ない(ない)」が32.4%で最も高く、次いで「困った時にどうすればいいのか心配」が19.9%となっています。

所持手帳別にみると、身体、療育、精神いずれも「公共交通機関が少ない(ない)」がそれぞれ32.5%、34.9%、33.9%で最も高く、次いで身体では「道路や駅に階段や段差が多い」が21.5%、療育、精神では「困った時にどうすればいいのか心配」が34.9%、30.4%となっています。

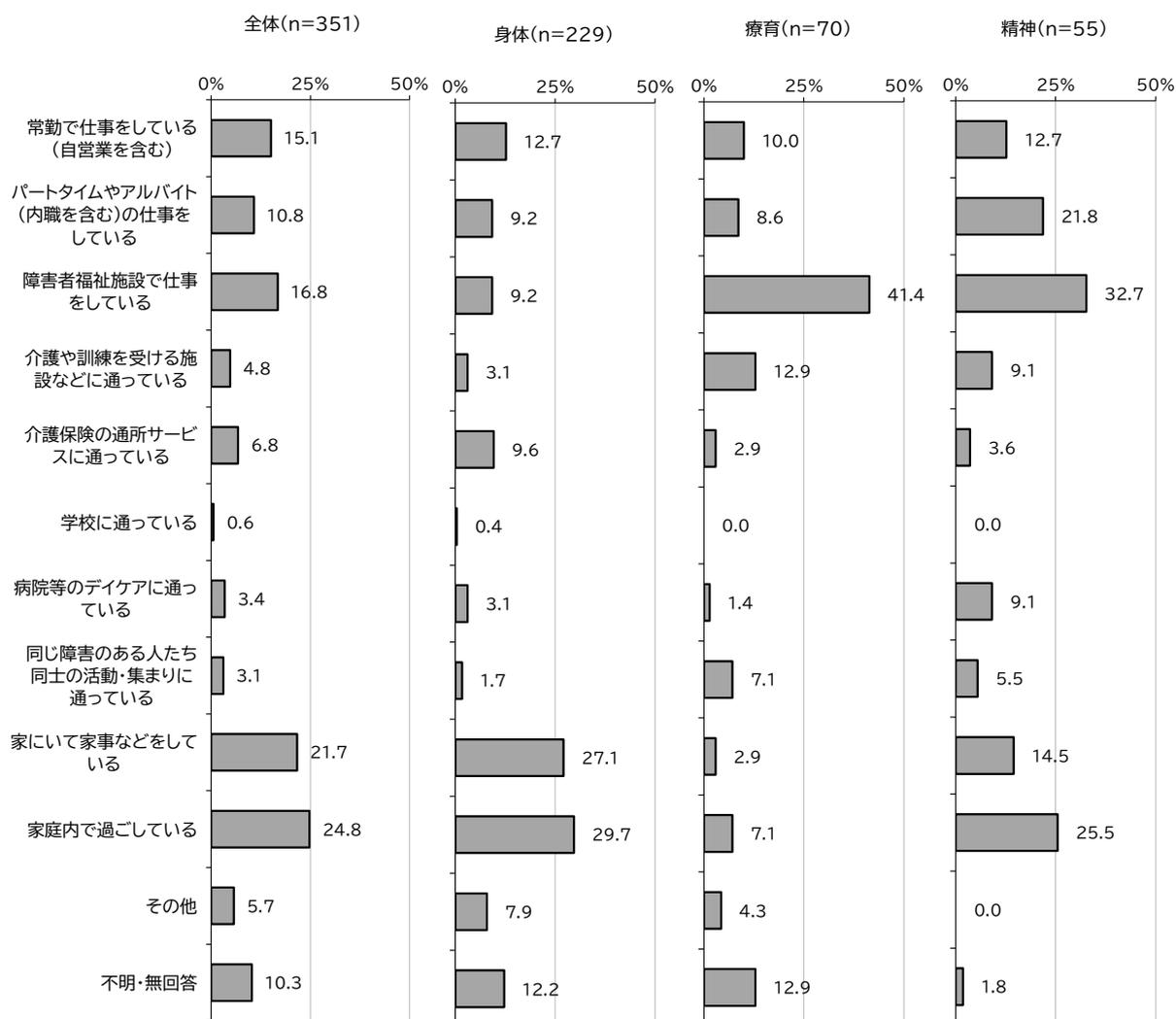


## (6)仕事について

### ■日中の生活

日中の生活についてみると、「家庭内で過ごしている」が24.8%で最も高く、次いで「家にいて家事などを行っている」が21.7%となっています。

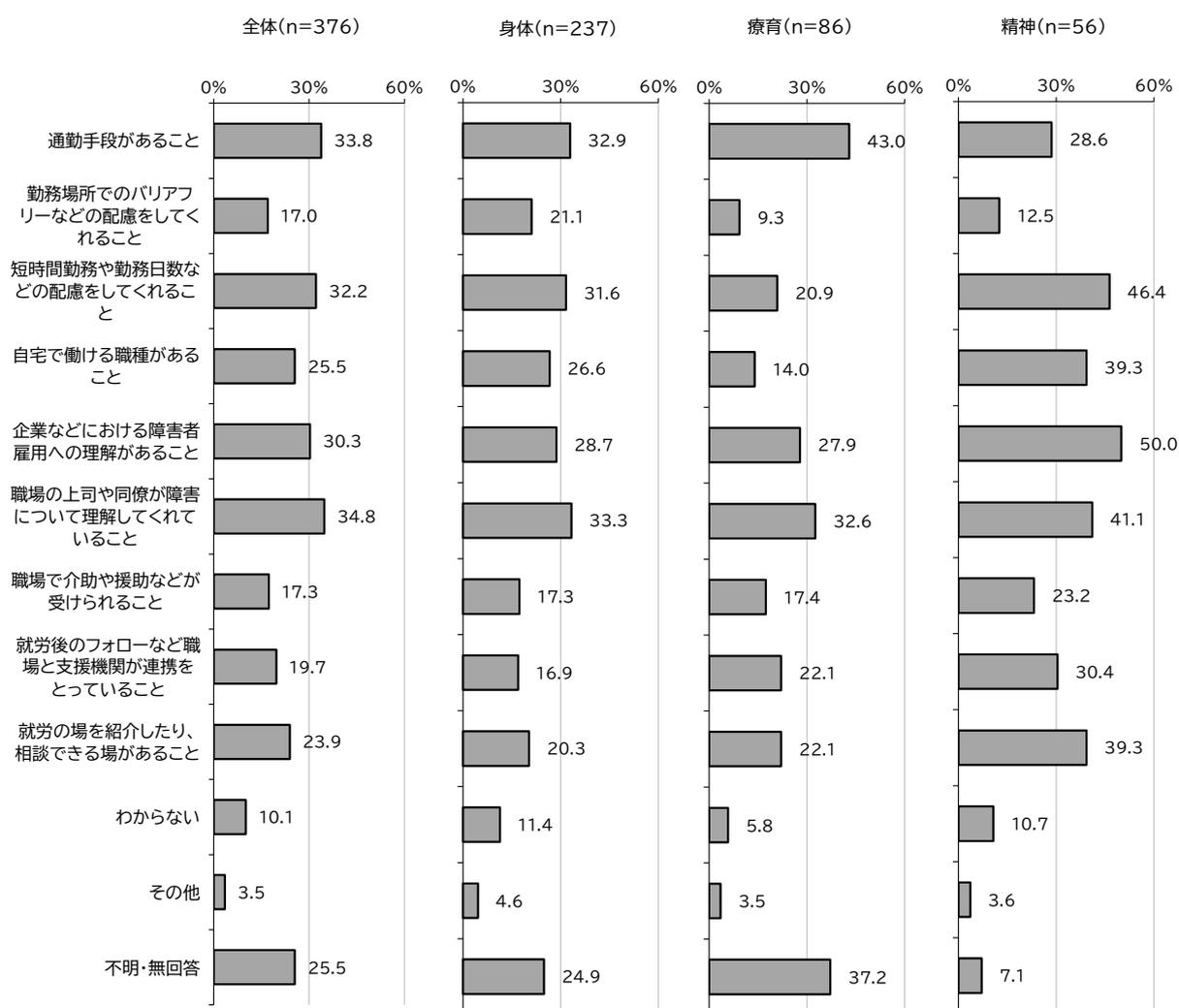
所持手帳別にみると、身体では「家庭内で過ごしている」が29.7%で最も高く、次いで「家にいて家事などを行っている」が27.1%となっています。療育、精神では「障害者福祉施設で仕事をしている」がそれぞれ41.4%、32.7%で最も高く、次いで療育では「介護や訓練を受ける施設などに通っている」が12.9%、精神では「家庭内で過ごしている」が25.5%となっています。



## ■障害のある人の就労支援に必要なこと

障害のある人の就労支援に必要なことについてみると、「職場の上司や同僚が障害について理解してくれていること」が34.8%で最も高く、次いで「通勤手段があること」が33.8%となっています。

所持手帳別にみると、身体では「職場の上司や同僚が障害について理解してくれていること」が33.3%で最も高く、次いで「通勤手段があること」が32.9%となっています。療育では「通勤手段があること」が43.0%で最も高く、次いで「職場の上司や同僚が障害について理解してくれていること」が32.6%となっています。精神では「企業などにおける障害者雇用への理解があること」が50.0%で最も高く、次いで「短時間勤務や勤務日数などの配慮をしてくれること」が46.4%となっています。

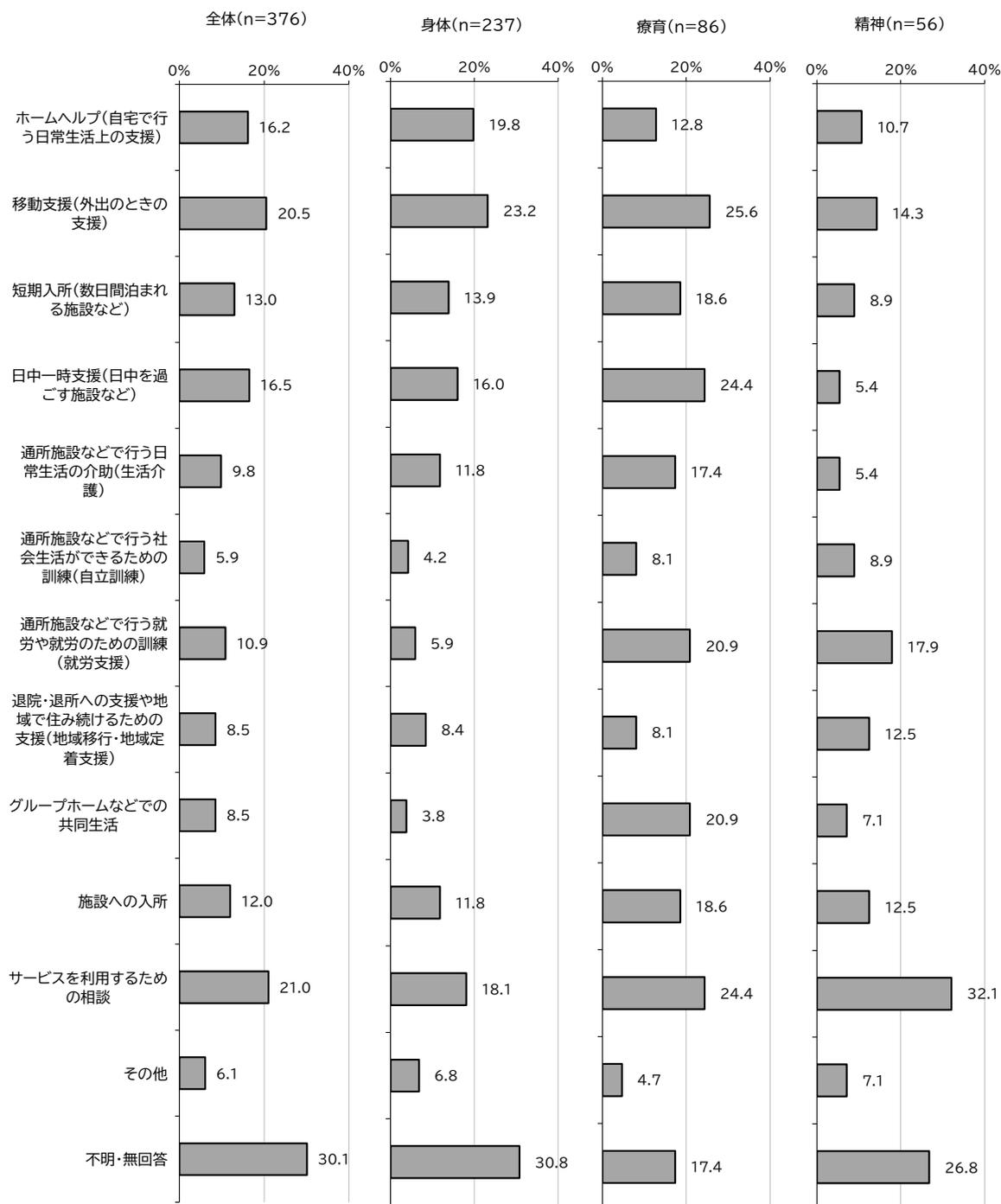


## (7)障害福祉サービス等について

### ■利用したいサービス

利用したい障害福祉サービスについてみると、「サービスを利用するための相談」が21.0%で最も高く、次いで「移動支援(外出のときの支援)」が20.5%となっています。

所持手帳別にみると、身体、療育では「移動支援(外出のときの支援)」がそれぞれ23.2%、25.6%で最も高く、次いで身体では「ホームヘルプ(自宅で行う日常生活上の支援)」が19.8%、療育では「日中一時支援(日中を過ごす施設など)」「サービスを利用するための相談」がともに24.4%となっています。精神では「サービスを利用するための相談」が32.1%で最も高く、次いで「通所施設などで行う就労や就労のための訓練(就労支援)」が17.9%となっています。

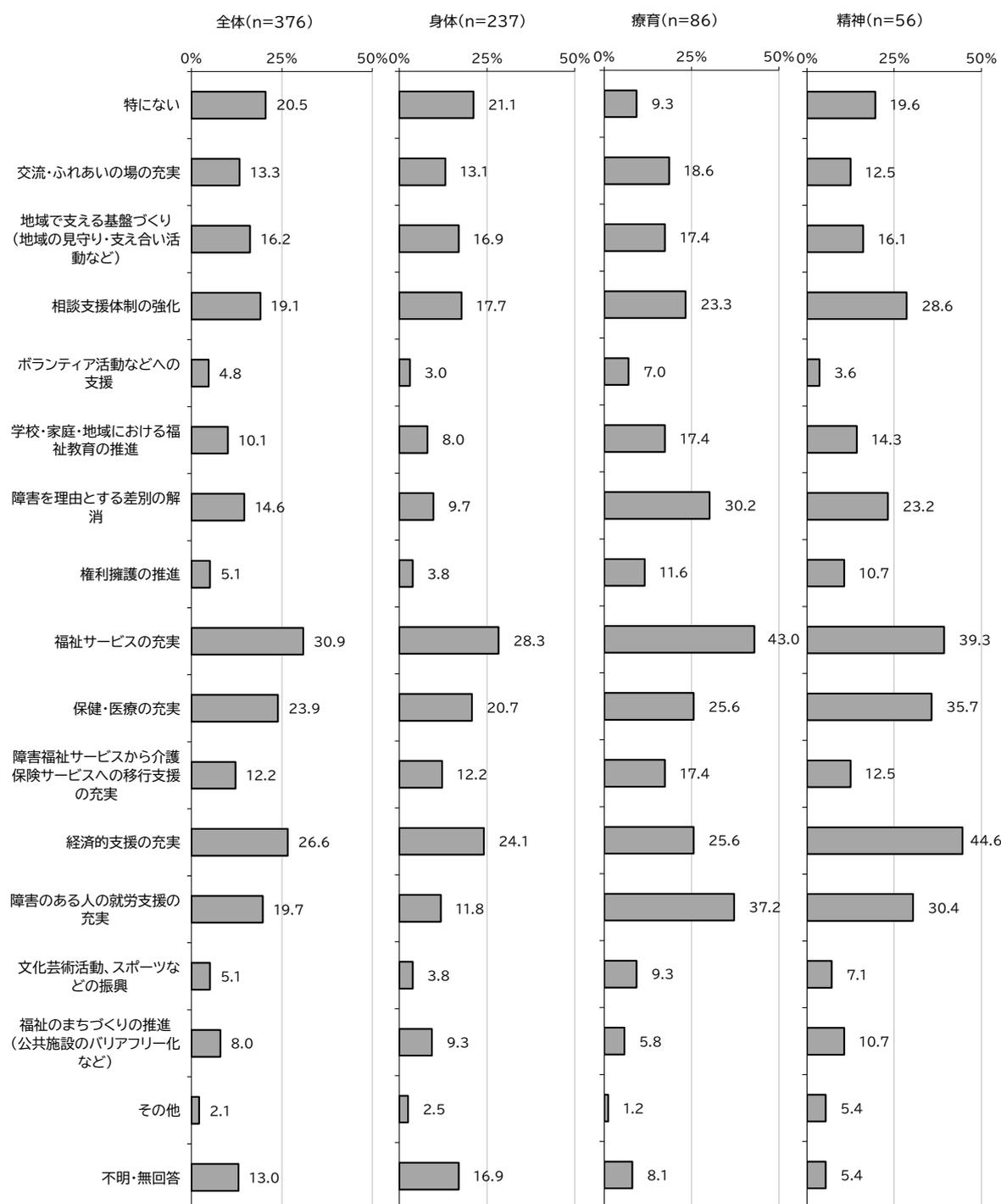


## (8) 今後の生活について

### ■今後の障害者福祉施策において、力を入れてほしいこと

今後の障害者福祉施策で、どのような面にもっと力を入れてほしいかについてみると、「福祉サービスの充実」が30.9%で最も高く、次いで「経済的支援の充実」が26.6%となっています。

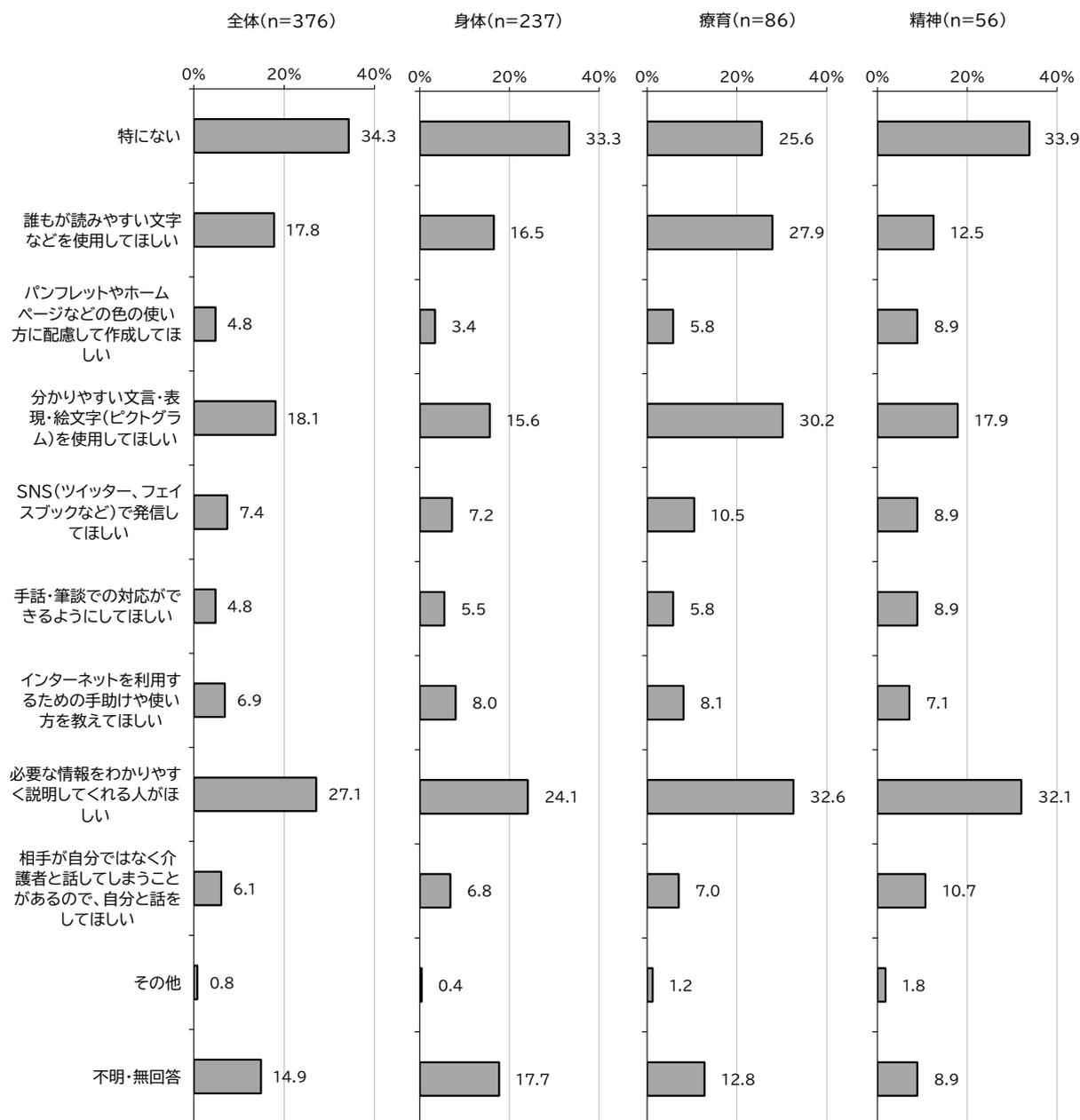
所持手帳別にみると、身体、療育では「福祉サービスの充実」がそれぞれ28.3%、43.0%で最も高く、次いで身体では「経済的支援の充実」が24.1%、療育では「障害のある人の就労支援の充実」が37.2%となっています。精神では「経済的支援の充実」が44.6%で最も高く、次いで「福祉サービスの充実」が39.3%となっています。



## ■情報入手やコミュニケーションに必要な配慮

情報入手やコミュニケーションに必要な配慮についてみると、「特にない」が34.3%で最も高く、次いで「必要な情報をわかりやすく説明してくれる人がほしい」が27.1%となっています。

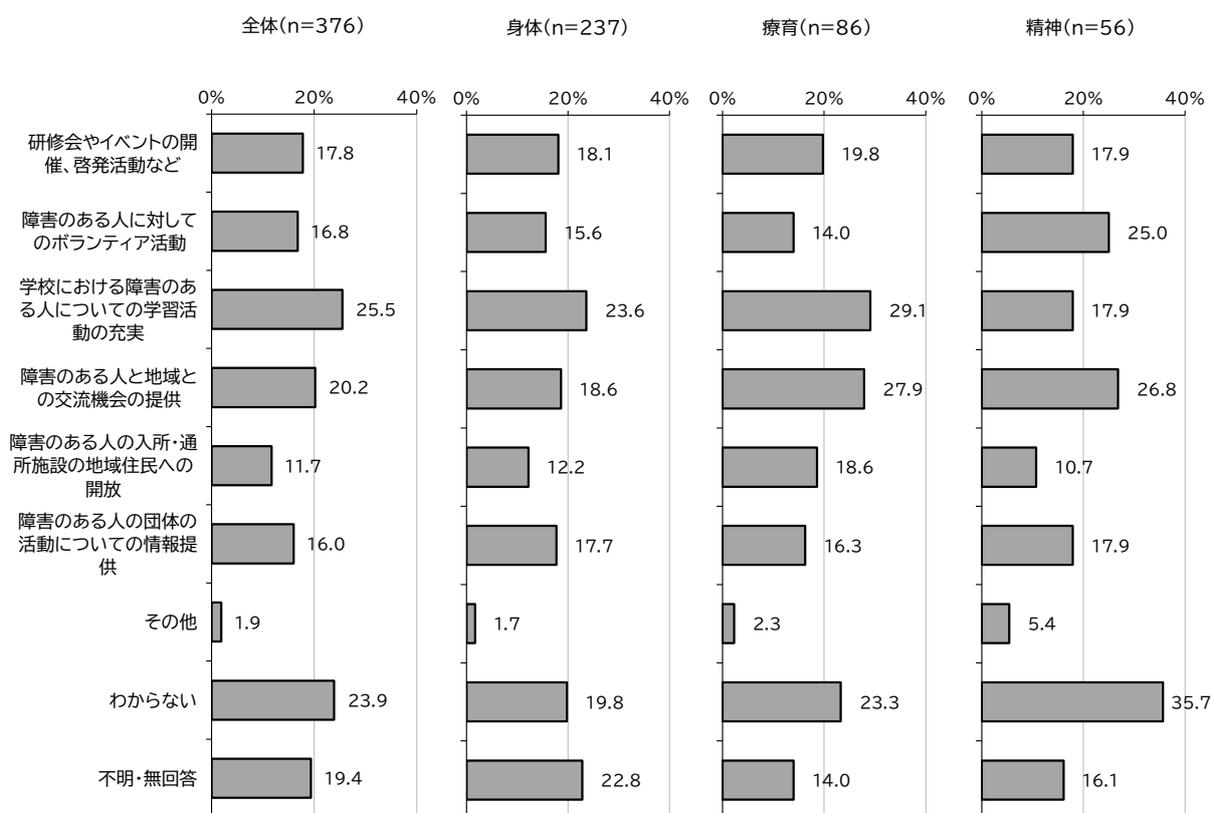
所持手帳別にみると、身体、精神では「特にない」がそれぞれ33.3%、33.9%で最も高く、次いで「必要な情報をわかりやすく説明してくれる人がほしい」が24.1%、32.1%となっています。療育では「必要な情報をわかりやすく説明してくれる人がほしい」が32.6%で最も高く、次いで「分かりやすい文言・表現・絵文字(ピクトグラム)を使用してほしい」が30.2%となっています。



## ■障害のある人について、理解を深めるために必要なこと

障害のある人について、理解を深めるために必要なことについてみると、「学校における障害のある人についての学習活動の充実」が25.5%で最も高く、次いで「わからない」が23.9%となっています。

所持手帳別にみると、身体、療育では「学校における障害のある人についての学習活動の充実」がそれぞれ23.6%、29.1%で最も高く、次いで身体では「わからない」が19.8%、療育では「障害のある人と地域との交流機会の提供」が27.9%となっています。精神では「わからない」が35.7%で最も高く、次いで「障害のある人と地域との交流機会の提供」が26.8%となっています。



## (9)療育・保育、教育について

### ■療育・保育についての困りごと

療育・保育で困っていることについてみると、「加配保育士や療育機関の専門性」が30.8%で最も高く、次いで「身近なところに受診できる医療機関がない」が23.1%となっています。

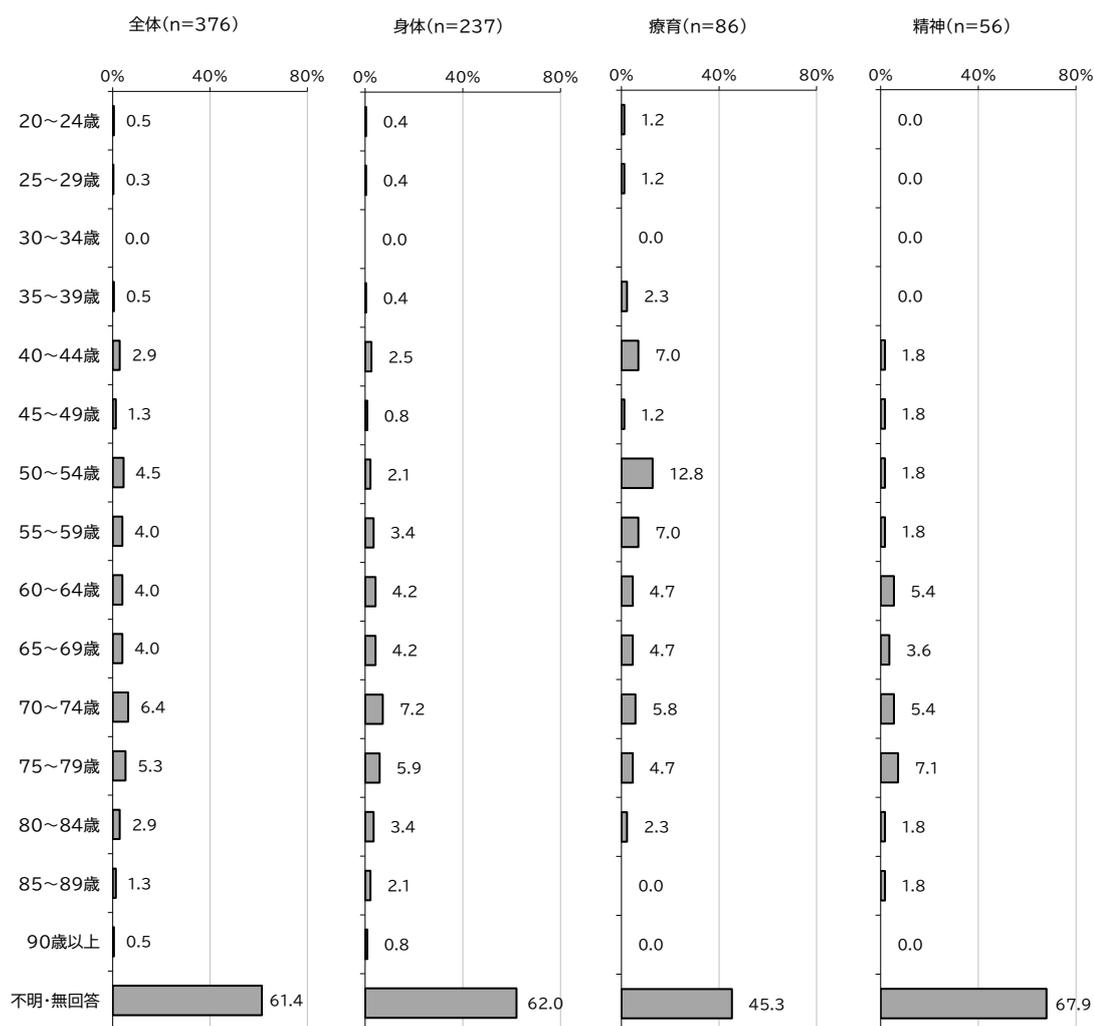
NO	カテゴリ	件数	(全体)%
1	療育に関する情報が少ない	2	15.4
2	長期休暇中の支援をしてもらえるところがない(少ない)	2	15.4
3	気軽に相談できる窓口がない	0	0.0
4	療育機関が身近な場所がない	2	15.4
5	入園・入学に伴い支援が途切れる	0	0.0
6	身近なところに受診できる医療機関がない	3	23.1
7	経済的負担が大きい	2	15.4
8	短期入所できる施設が少ない	0	0.0
9	保護者や子ども同士の交流が少ない	1	7.7
10	加配保育士や療育機関の専門性	4	30.8
11	その他	0	0.0
	不明・無回答	4	30.8
	N(%ベース)	13	100.0

## (10) 介助者のご家族やご親せきの方について(主な介助者による回答)

### ■ 主な介助者の年齢

介助者の年齢についてみると、「70～74歳」が6.4%で最も高く、次いで「75～79歳」が5.3%となっています。

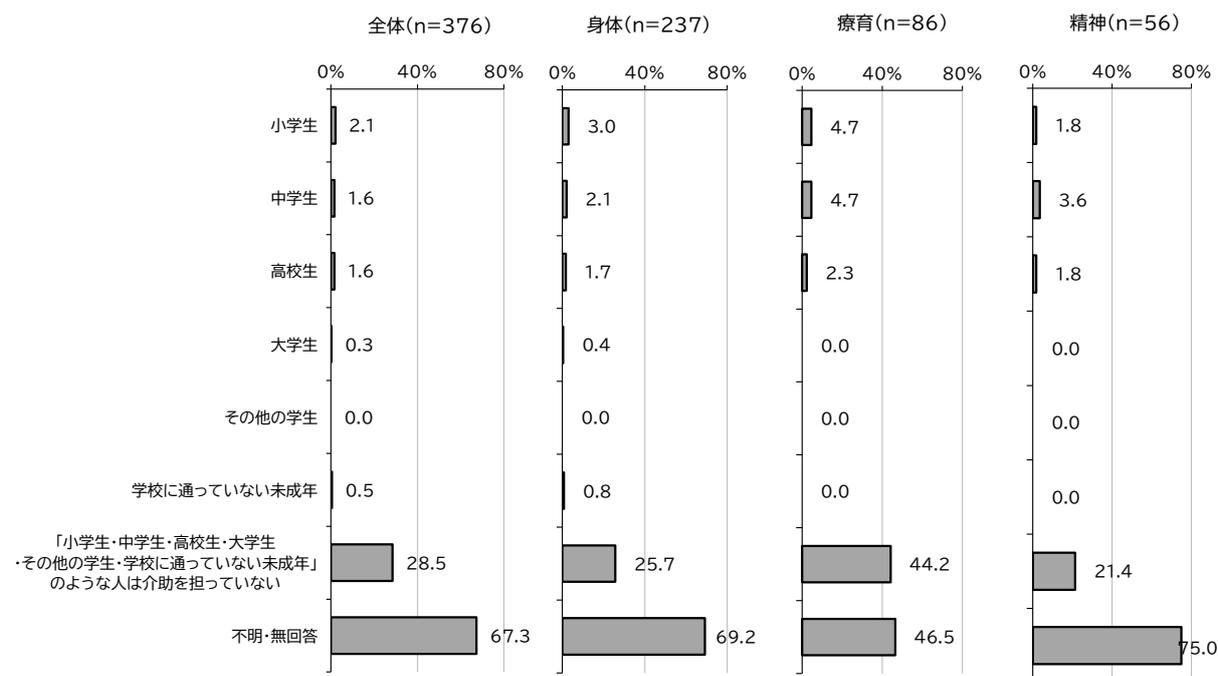
所持手帳別にみると、身体では「70～74歳」が7.2%で最も高く、次いで「75～79歳」が5.9%となっています。療育では「50～54歳」が12.8%で最も高く、次いで「40～44歳」「55～59歳」がともに7.0%となっています。精神では「75～79歳」が7.1%で最も高く、次いで「60～64歳」「70～74歳」がともに5.4%となっています。



## ■ 介助を担っているご家族について

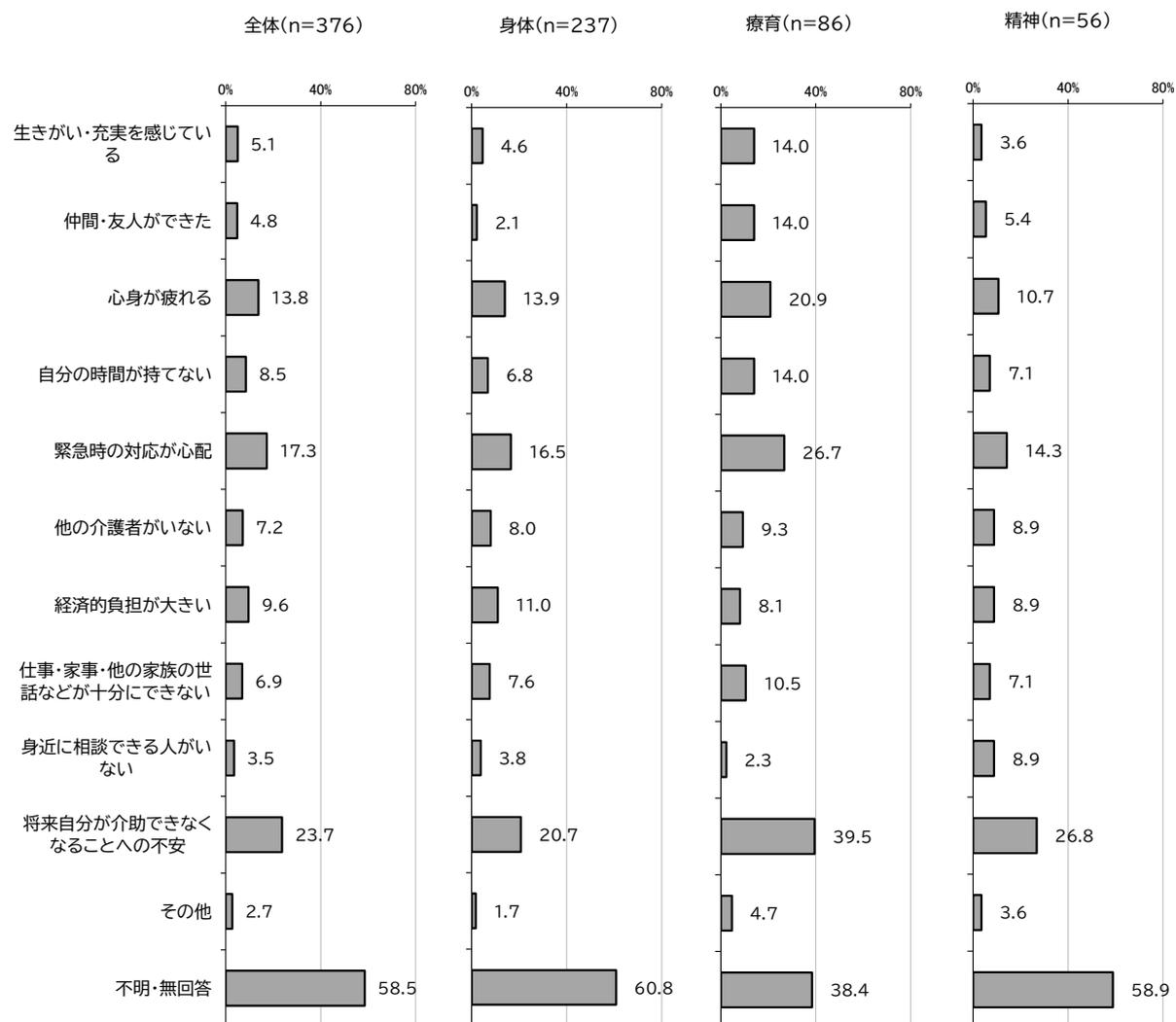
介助者についてみると、「小学生・中学生・高校生・大学生・その他の学生・学校に通っていない未成年」のような人は介助を担っていない」が28.5%で最も高く、次いで「小学生」が2.1%となっています。

所持手帳別にみると、身体、療育、精神いずれも、「小学生・中学生・高校生・大学生・その他の学生・学校に通っていない未成年」のような人は介助を担っていない」の割合がそれぞれ25.7%、44.2%、21.4%で最も高くなっています。



## ■介助について感じていること

介助に対して感じていることについてみると、「将来自分が介助できなくなることへの不安」が23.7%で最も高く、次いで「緊急時の対応が心配」が17.3%となっています。所持手帳別にみると、身体、療育、精神いずれも「将来自分が介助できなくなることへの不安」がそれぞれ20.7%、39.5%、26.8%で最も高く、次いで「緊急時の対応が心配」がそれぞれ16.5%、26.7%、14.3%となっています。



## 5 事業所アンケート調査結果からみる現状

---

### (1)調査の概要

#### 1. 調査の目的

本調査は、「若狭町障害福祉推進計画」を策定するにあたり、障害福祉サービス事業所のサービス提供の現状や課題などを把握し、計画策定の基礎資料として障害福祉施策の推進を図ることを目的に実施しました。

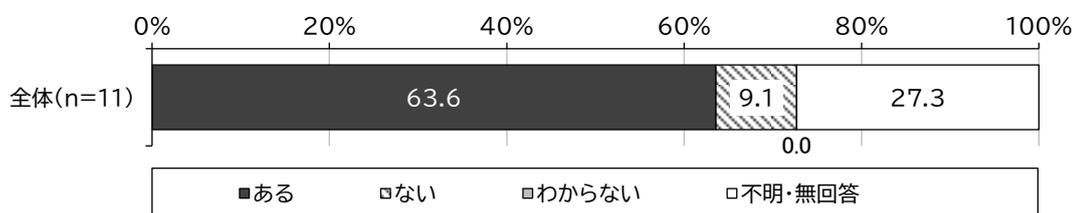
#### 2. 調査概要

- 調査対象者 :町内の障害児者5名以上利用している事業所のある法人
- 調査期間 :令和5年8月18日(金)～令和5年9月7日(木)
- 調査票配布数 :14
- 回収数 :11
- 回収率 :78.6%

## (2)サービスについて

### ■町全体をみたときに、不足していると思われるサービスの有無について

「ある」が63.6%、「ない」が9.1%となっています。



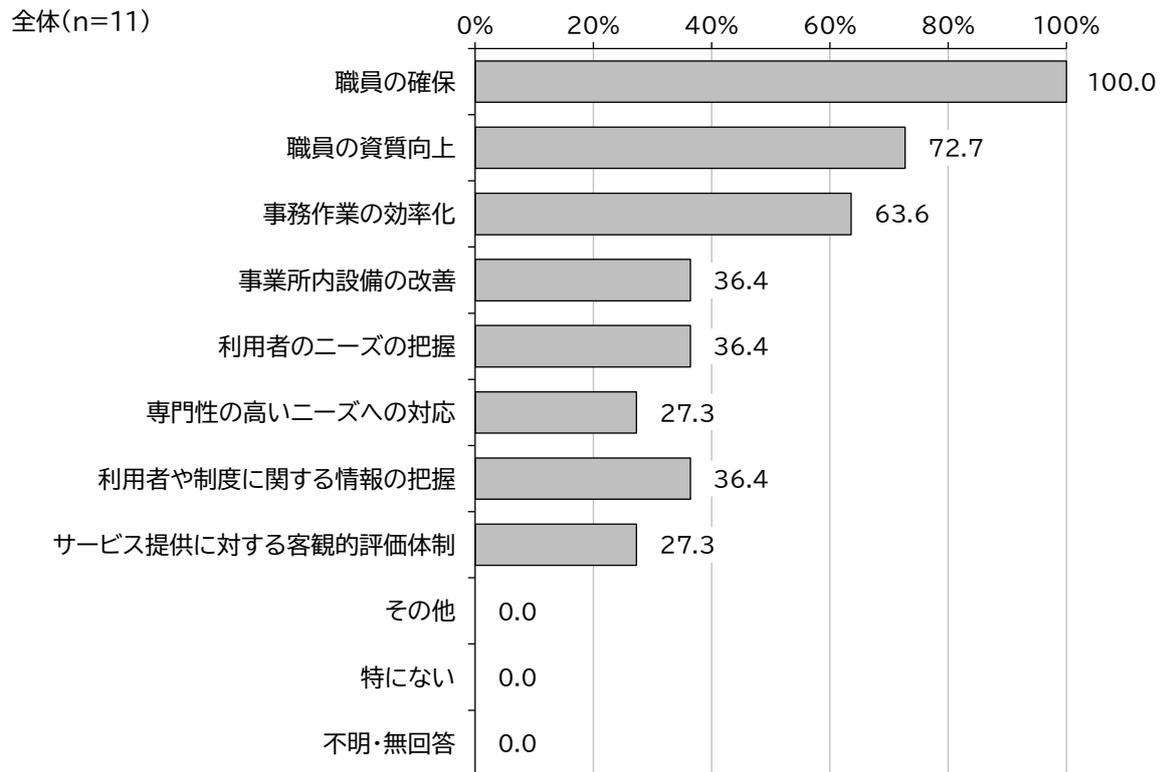
### ■不足しているサービスとその理由

不足しているサービスについてみると、「移動支援」と「放課後等デイサービス」がともに7件で最も高く、次いで「居宅介護」が6件となっています。不足している理由では、「職員の確保が困難」が最も高くなっています。

不足していると思うサービスの内容	件数	不足している理由
移動支援(7件)	2	職員の確保が困難
	2	報酬単価が低く採算性に不安がある
	1	ニーズの見込みが立てづらい
	1	利用者の継続的な確保が困難
	1	その他(交通の便が悪い)
放課後等デイサービス(7件)	3	職員の確保が困難
	1	ニーズの見込みが立てづらい
	1	利用者の継続的な確保が困難
	1	報酬単価が低く採算性に不安がある
	1	その他
居宅介護(6件)	3	職員の確保が困難
	1	ニーズの見込みが立てづらい
	1	利用者の継続的な確保が困難
	1	わからない
児童発達支援(4件)	2	ニーズの見込みが立てづらい
	1	利用者の継続的な確保が困難
	1	報酬単価が低く採算性に不安がある
生活介護(3件)	1	職員の確保が困難
	1	利用者の継続的な確保が困難
	1	その他
短期入所(3件)	2	職員の確保が困難
	1	その他
就労定着支援(3件)	1	職員の確保が困難
	1	ニーズの見込みが立てづらい
	1	利用者の継続的な確保が困難
施設入所支援(3件)	1	職員の確保が困難
	1	報酬単価が低く採算性に不安がある
	1	わからない
計画相談支援(2件)	1	職員の確保が困難
	1	報酬単価が低く採算性に不安がある
共同生活援助(2件)	1	サービス提供場所の確保が困難
	1	その他
就労移行支援(1件)	1	利用者の継続的な確保が困難

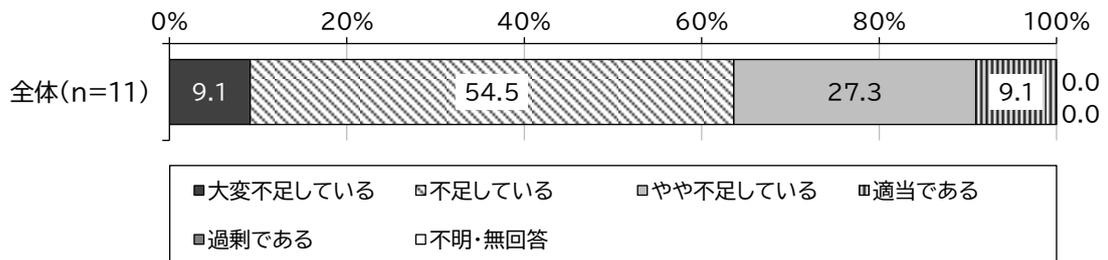
■サービスの質の向上のために必要だと思うこと

「職員の確保」が100.0%で最も高く、次いで「職員の資質向上」が72.7%となっています。



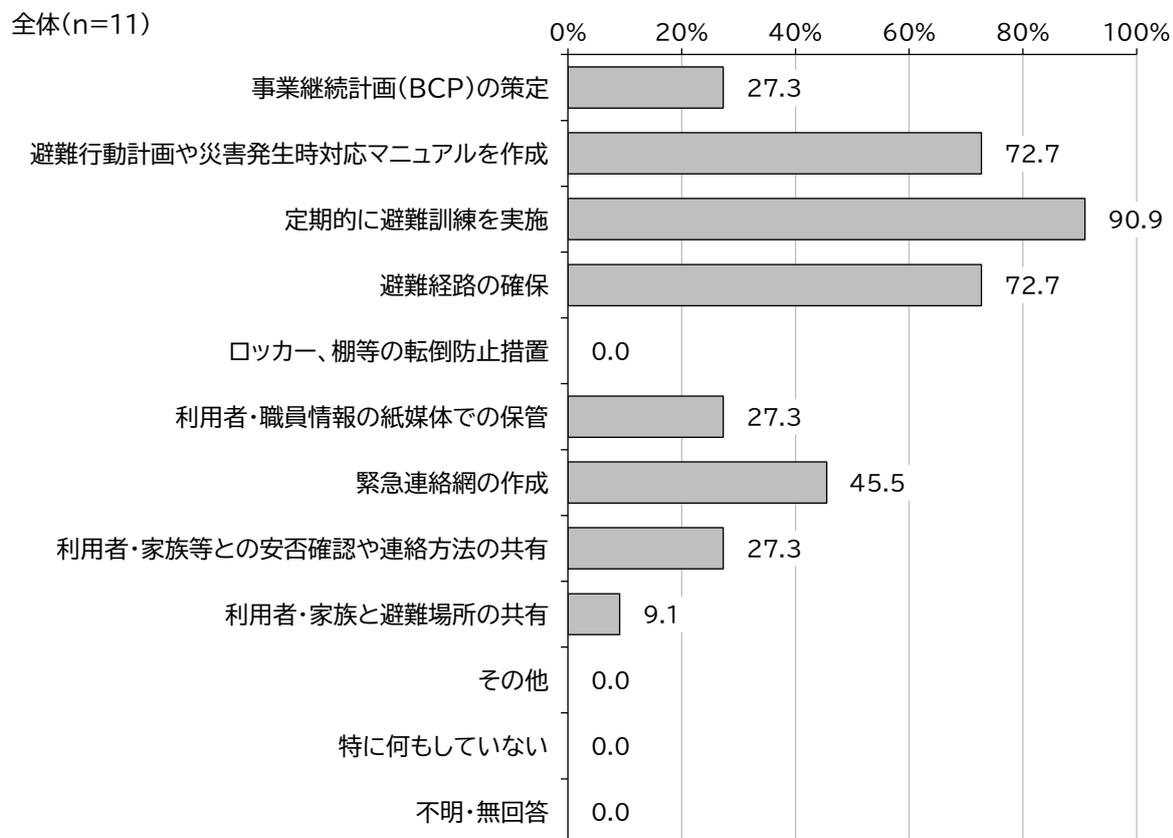
■業務量に対する職員の過不足状況について

「不足している」が54.5%で最も高く、次いで「やや不足している」が27.3%となっています。



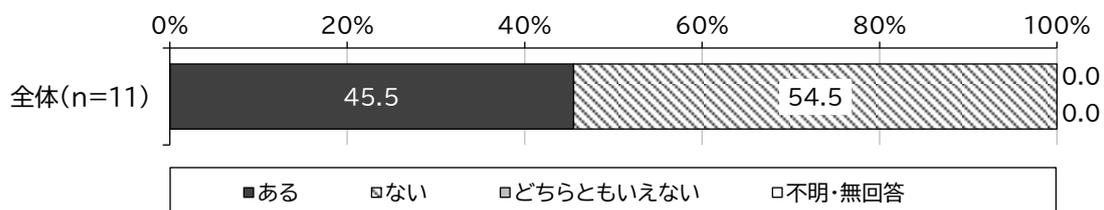
## ■災害時の対策について

「定期的に避難訓練を実施」が90.9%で最も高く、次いで「避難行動計画や災害発生時対応マニュアルを作成」「避難経路の確保」がともに72.7%となっています。



## ■虐待への対応経験について

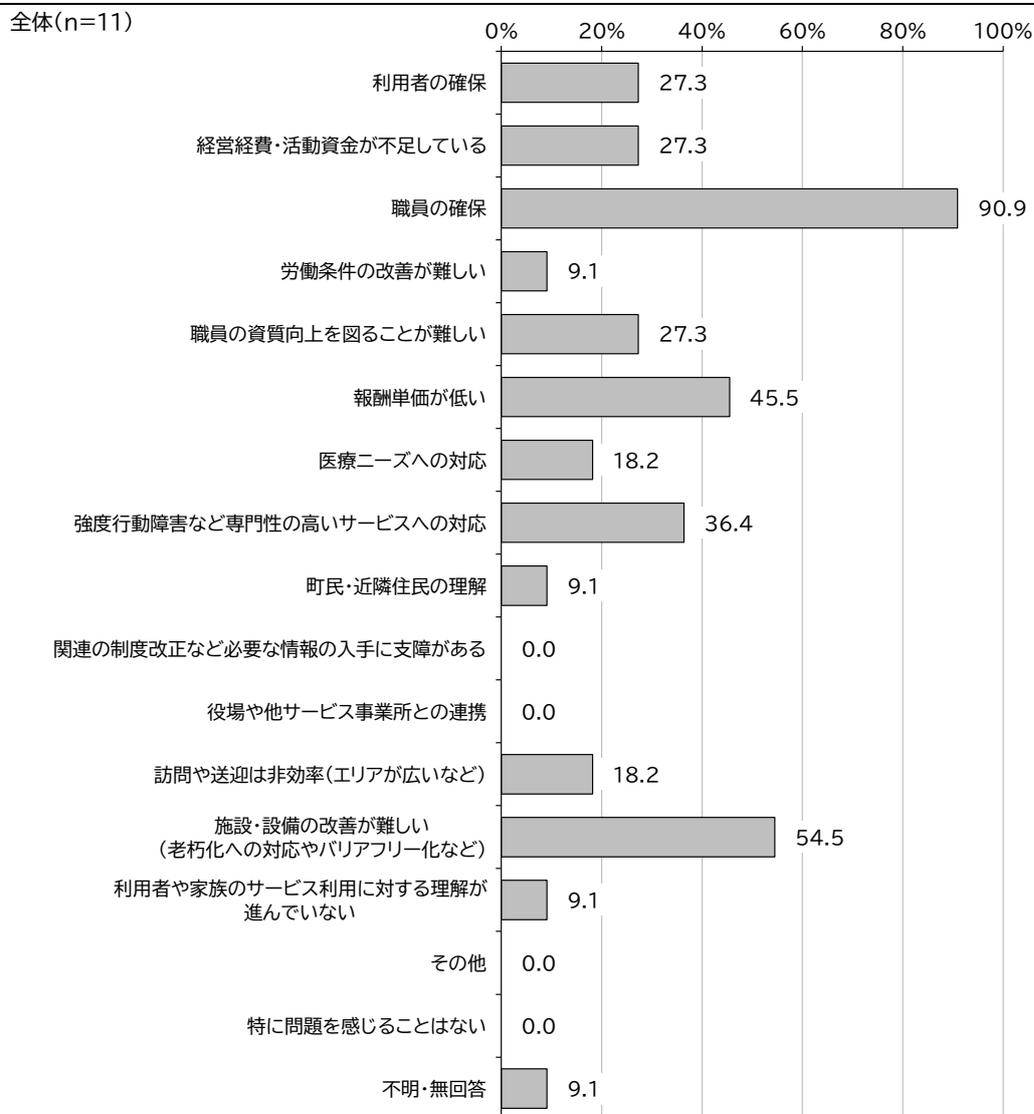
「ある」が45.5%、「ない」が54.5%となっています。



### (3) 今後の事業運営について

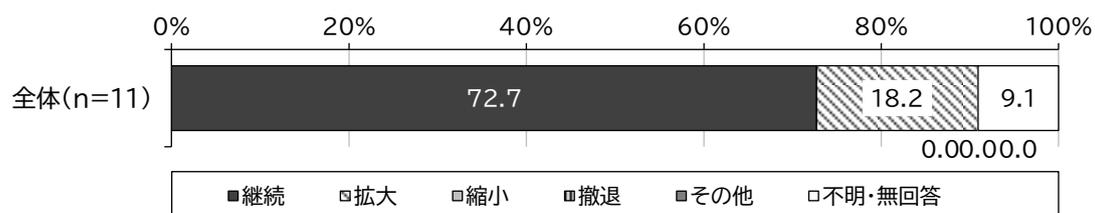
#### ■事業運営を進めていく上での課題について

「職員の確保」が90.9%で最も高く、次いで「施設・設備の改善が難しい(老朽化への対応やバリアフリー化など)」が54.5%となっています。



#### ■今後の事業の継続性について

「継続」が72.7%で最も高く、次いで「拡大」が18.2%となっています。



## 6 施策推進に向けた課題

---

国における制度改革や社会経済情勢の動向、また、本町における障害のある人を取り巻く現状等を踏まえ、今後の障害者福祉施策の推進にあたって次の項目に取り組むことが求められます。

### 課題1 地域での自立した生活を支える支援体制の確保

障害のある人が地域で自立した生活を営むためには、障害の特性や状況に応じた支援を推進するとともに、地域生活を継続できるための基盤整備を進めていくことが必要です。

住民アンケート調査結果をみると、家族人数が減少している中、介助者の年齢も70歳代が最も高く、高齢化が見受けられ、介助について感じていることについては、「将来自分が介助できなくなることへの不安」が高くなっていることから、障害のある人の自立した生活を支える支援体制の確保はさらに必要になることが想定されます。

今後は、適切な時期に医療や福祉につながる体制づくりや、ライフステージの変化や本人及び介助者の高齢化等によるニーズの多様化に合わせたサービスを充実させるために、地域生活支援拠点の整備と併せて、保健・医療・福祉・教育等の関係機関と連携強化し、「安全・安心・誰も取り残されない」支援体制を構築する必要があります。

### 課題2 相談支援の充実と権利擁護の推進

障害のある人や家族が抱える多様なニーズに対し迅速かつ適切に対応していくためには、相談支援体制を充実させるとともに、障害福祉に関する関係者による連携及び支援体制の構築が必要です。

住民アンケート調査結果をみると、悩みや困りごとの相談先については、「家族・親せき」が約8割と最も高く、「役場・行政機関」は1割台にとどまっています。核家族化が進行するなか、近親者以外の相談先の拡充が求められます。

また、利用したい障害福祉サービスについても、「サービスを利用するための相談」が最も高くなっていることから、相談する場のニーズは高いことが見受けられます。

今後は、相談窓口の周知や相談支援体制の充実を図り、相談支援を通じて明らかになった地域の課題への対応については、地域全体で連携して検討し、支援体制を整えていくことが必要です。また、障害のある方の自己決定を尊重するため意思決定支援等を強化し、権利擁護の推進を図ります。

### 課題3 就労支援の充実

就労をすることは経済的に自立した生活を営むだけではなく、生きがいのある生活を送る上でも重要です。

また、発達障害や高次脳機能障害等、障害が多様化する中で、それぞれの障害特性や状況に応じた専門性の高い支援を行い、障害のある人が継続して就労できるような体制づくりが求められています。

住民アンケート調査結果をみると、障害のある人の就労支援に必要なことでは、「職場の上司や同僚が障害について理解してくれていること」が最も高く、次いで「通勤手段があること」となっています。

障害のある人の就労の促進については、法定雇用率の引き上げや合理的配慮の提供義務の拡大といった法整備が進められており、通勤手段を含め障害の状況にあった柔軟な働き方ができる雇用環境の充実が必要です。また、就労支援事業所についても、障害の特性や状況に応じた適切な就労支援の実施が求められています。

### 課題4 障害のある子どもの育ちと家族への支援体制の充実

障害のある子どもが毎日を自分らしく過ごすためには、幼い頃から地域や周囲との交流機会を充実させるとともに、障害のある子どもの生活を支える体制の整備が重要です。

住民アンケート調査結果によると、療育・保育についての困りごとについては、「加配保育士や療育機関の専門性」が最も高く、次いで「身近なところに受診できる医療機関がない」となっています。また、事業所アンケート調査結果では、不足しているサービスとして「放課後等デイサービス」が「移動支援」と並んで高くなっています。

本町では、乳幼児健診等での病気の早期発見や、保護者へ子どもの発達面に対する気づきを促すことにより早期療育に繋がっていますが、医療的ケアが必要な子どもや難聴の子ども等、多様な特性に合わせた支援の充実や施設整備等が求められています。

また、児童発達支援、放課後等デイサービス等の療育に対する需要が増えていることから、受入れ体制の整備や専門性のある職員の継続的な確保が必要です。

今後も、適切な支援を実施するため、保健・福祉・医療・教育等の総合的なサービスが身近な場所で利用できる環境を整備し、子どもと家族が安心して過ごすことができる支援体制の構築を推進します。

## 課題5 共に暮らしやすいまちづくりの推進

障害のある人が地域で安心して自分らしく生活を送れるようにするためには、障害のある人もない人も互いに尊重し合い、支え合うことができる環境を構築することが重要です。

住民アンケート調査結果によると、障害に対する差別や偏見については「ほとんど感じない」「全く感じない」といったポジティブな意見が高くなっており、『差別や偏見を感じる(「良く感じる」「時々感じる」の合計)』は前回調査より減少しています。

一方、障害のある人に対する周りの人の理解の浸透度については、「わからない」が約4割、「進んでいるが不十分」が約3割となっており、理解の浸透については改善の余地が残されています。

今後は、まちのバリアフリー化(公共施設、交通機関、道路等のバリアフリー化)、情報のバリアフリー化(情報の利用、意思表示ができる環境整備)、心のバリアフリー化(障害者理解の促進)といったソフト、ハード両面にわたる社会のバリアフリー化を推進し、アクセシビリティの向上を図り、障害があっても地域活動等に参加しやすいまちづくりを推進していくことが必要です。

## 課題6 災害対策と緊急事態に対する支援

近年多発する自然災害への対策や新型コロナウイルスへの感染症対策等、障害のある人に対する安全・安心な環境づくりがより一層求められています。

障害のある人が地域で安心して暮らしていくためには、地域の住民、関連機関・団体等、地域社会全体による支援が必要です。

住民アンケート調査結果によると、災害時に困ることでは、「避難場所に必要な医薬品や医療が受けられるか」「避難場所に移動できるか」が約3割となっており、知的障害や精神障害の方は、「他の避難者とうまく生活できるか」が約4割となっています。

今後は、自然災害時の備えとして個別避難計画の策定を促進し、要援護者に関する情報の共有、人的支援のネットワークを構築するとともに、災害時の避難に関する取り組み、避難所における対応等、障害のある人の生活実態や生活環境に基づいた支援を、地域や事業所等と連携して推進することが必要です。

## 課題7 障害福祉人材の確保・育成

障害のある人の高齢化と障害の重度化が進む中、将来にわたって安定的に障害福祉サービスを提供し、障害福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保とサービスを担う人材の確保・育成が重要です。

一方、本町の事業所アンケート調査では、事業運営を進めていく上での課題において「職員の確保」が最も高くなっています。

今後は、若狭町・美浜町地域障害児(者)自立支援協議会において専門性を高めるための研修の実施や多職種間の連携を推進するとともに、障害福祉の現場を魅力的な職場として発信していくための周知・広報活動に事業所等と協力して取り組みます。

## 7 重点課題

---

施策推進に向けた課題に取り組むとともに、早期対応が必要と考えられる喫緊の課題については、重点課題と位置づけることにより、取り組みの強化を図ります。

### 重点課題1 障害のある人の「親なき後」を見据えた支援

日常生活を送る上で親や家族からの継続的な支援を必要としている障害のある人において親の死後、生活上の様々な課題に直面することは避けて通れない課題です。

また、「親なき後」は必ずしも「親なき後」ではなく、特定の人による献身的な支えが加齢や疾病等により、突然に中断することも意味しており、やがて必ず訪れる課題となっています。

国においても、障害のある人の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、障害のある人が安心して地域で生活できる支援体制の構築に向けて「地域生活支援拠点等」の整備を推進しています。

本町では、障害のある人の年齢、介助者の年齢ともに、「70歳代」が中心となっており、家族人数の構成比をみても、平均家族人数は3.3人と前回調査(3.6人)より減少し、家族人数の構成比では、2人家族の構成比が36.2%と前回調査(29.6%)より増加していることから、障害のある人と介助者の高齢化と核家族化の進行が顕著となっています。

また、地域における人間関係の希薄化が進む中、介助について感じていることについては、「将来自分が介助できなくなることへの不安」が23.7%で最も高くなっていることから、障害のある人の「親なき後」を見据えた支援はさらに必要になってくることが想定されます。

今後は、支援が必要な家庭の把握や介護者が元気なうち(早い時期)から必要なサービスへとつなげる支援、地域で支え合う仕組みの構築や住まいの場の確保、慣れ親しんだ地域で暮らし続けていくための経済的支援等、障害のある人の生活を地域全体で支える支援体制の充実を図っていくことが必要です。

### 重点課題2 町全体を見据えた移動に関する支援の拡充

障害のある人が障害の有無に関わらず、いきいきと暮らすためには、日常生活や就労、余暇活動等、様々な地域への社会参加が必要です。「移動する」ことが社会参加の第一歩につながると考えられるため、移動手段の拡充は必要です。

本町では、外出時の困りごとでは「公共交通機関が少ない(ない)」といった移動手段に関する項目が32.4%と前回調査(24.3%)より増加しており、事業所アンケート調査における不足しているサービスでは「移動支援」が上位項目となっています。

また、利用したい障害福祉サービスでは「移動支援(外出のときの支援)」が20.5%と前回調査(14.7%)より増加、障害のある人の就労支援に必要なことについても「通勤手段があること」が33.8%で前回調査(25.9%)より増加していることから、移動に関するサービスへの需要の高まりが見受けられます。

今後は、移動に関するサービスについて、それぞれ必要とされている内容を精査するとともに、庁内関係課等と協議を行い、町全体を見据えた検討が求められます。また、地域の实情に沿

った重度身体障害者等タクシー料金助成事業等の拡充や、地域生活支援事業の移動支援について、障害のある人のニーズに合わせた柔軟な実施が必要です。

### 重点課題3 「人材確保」と「職場環境改善」による人材施策

障害のある人が安心して日々の生活を送るためには、必要な福祉サービス等の支援を安定して受けられることが重要です。そのため、サービスを担う福祉人材の確保は重要な課題の一つです。

本町の事業所アンケート調査における、サービスが不足している理由では「職員の確保が困難」が最も高くなっており、サービスの質の向上のために必要だと思うことについても、「職員の確保」が最も高くなっています。

また、業務量に対する職員の過不足状況においても、「大変不足している」「不足している」「やや不足している」を合わせた『不足(計)』が約9割となっており、事業運営を進めていく上での課題についても「職員の確保」が約9割となっていることから、事業所における職員不足の深刻化が見受けられます。

現場における多様な人材が確保され、質の高いサービスを安定的に提供するためには、町と事業者および県福祉人材センター等の関係機関が一体となって人材確保対策を進める必要があります。

また、ICTの活用をはじめとする業務の効率化を進めることにより、現場の生産性を高め、業務負担を軽減し、働きやすい環境を構築し、「人材確保」と「職場環境改善」といった施策展開を推進することが必要です。

## Ⅲ 計画のめざす方向

### 1 基本理念

# 自分らしくいきいきと 共に暮らせるまち わかさ

障害者基本法では、「全ての国民が、障害の有無に関わらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」という理念が掲げられています。

この考え方は、障害のある人もない人も共に地域で生活する仲間として人権を尊重し、協働によるまちづくりを進めていく、という考え方につながります。

また、国の障害者基本計画(第5次)では、基本理念として「障害者が、自らの決定に基づきあらゆる社会活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、社会的障壁の除去のために障害者施策の基本的方針を定める」としています。

これらの国の動向に基づき、本町は前計画からの基本理念を継承し、「自分らしくいきいきと共に暮らせるまち わかさ」を基本理念とし、誰もが自分らしく暮らせるまちをめざします。

### 2 基本視点

#### 視点1 お互いの理解と交流を促進する共生社会づくり

「共生社会」とは、障害のある人もない人もすべての人がお互いの人権を大切にし、支え合う社会のことです。障害や障害のある人への偏見・差別を解消し、社会的障壁の除去に努め、地域に住む人々がお互いに人格と個性を尊重し合いながら交流が深められる、共生社会づくりを進めます。

#### 視点2 障害のある人も自分らしく生きる地域づくり

障害のある人の多様な個性や生き方が尊重され、一人ひとりが自らの選択と決定により、社会や地域活動等へ参加できる地域づくりを進めます。そのために、障害の状態や個々のライフステージ等に応じて必要となる生活基盤の整備やサービスを提供できる体制づくりを進めます。

#### 視点3 安心して暮らせる支援体制づくり

障害のある人が安心して暮らすためには、安定した住まいを確保することや防災対策、移動しやすい交通環境整備、相談しやすい相談支援体制の整備等が必要です。一人ひとりの状況を把握し、支援できるよう支援体制づくりを進めます。

### 3 基本目標

#### 基本目標1 障害に対する理解や配慮の促進

課題 2・5に対応

障害のある人の特性や障害への正しい理解を深め、差別や偏見のない社会の実現をめざします。また、町全体で社会的障壁の除去に向けた取り組みを進めます。

#### 基本目標2 保健・医療・福祉体制の充実

課題 1に対応

障害の要因となる疾病等の予防、治療の推進、障害や疾病の早期発見と早期治療に努めます。また、保健・医療・福祉等が連携し包括的な取り組みを進めます。

#### 基本目標3 保育・教育・療育環境の充実

課題 4に対応

乳幼児期においては、健診や発達相談等の相談窓口から適切な療育へつなぐ体制の充実を図ります。また「継続支援ファイル」を作成し、切れ目のない支援を受けられるよう努めます。学齢期では、すべての子どもたちがともに授業や学校活動に参加できるよう、合理的配慮に基づく環境整備を推進するとともに、適切な教育が受けられるよう関係機関との連携を推進します。

#### 基本目標4 就労環境の充実

課題 3に対応

障害のある人の経済的自立と生きがいづくりを支えるため、特性や希望に合わせた多様な就労の場の確保や、職場等での障害に対する理解を促進します。

#### 基本目標5 生活支援の充実

課題 1・2・5・7／重点課題 1・3に対応

障害のある人の自分らしい生活を支えるために、意思決定支援を推進し、各種支援制度の充実や地域生活を支える障害福祉サービス等の充実を図ります。

#### 基本目標6 社会参加と自立の促進

課題 1に対応

生涯にわたって文化芸術活動やスポーツに親しみ、社会参加と仲間づくりができるよう、学校教育や社会教育と連携して、障害のある人が気軽に地域活動等へ参加できる地域づくりをめざします。また、自立の促進に向け、必要な情報提供の充実や、意思疎通支援の推進を図ります。

#### 基本目標7 安心・安全なまちづくりの推進

課題 1・6／重点課題 2に対応

障害のある人を災害や犯罪から守るため、関係機関との連携を強化し、地域ぐるみで支援する体制を整備します。

## 4 施策の体系

### 基本理念

自分らしくいきいきと 共に暮らせるまち わかさ

### 基本視点

- 1 お互いの理解と交流を促進する共生社会づくり
- 2 障害のある人も自分らしく生きる地域づくり
- 3 安心して暮らせる支援体制づくり

基本目標	施策の展開
1 障害に対する理解や配慮の促進	(1)正しい理解の啓発 (2)差別解消及び虐待防止の推進 (3)権利擁護の推進 (4)福祉教育の推進
2 保健・医療・福祉体制の充実	(1)健康づくりの推進 (2)医療・福祉体制の充実 (3)障害の予防と早期発見・早期療育の推進 (4)難病患者等への支援
3 保育・教育・療育環境の充実	(1)障害のある子どもへの保育・教育の充実 (2)発達・療育支援環境の充実
4 就労環境の充実	(1)多様な就労への支援 (2)雇用・就労の促進
5 生活支援の充実	(1)相談支援体制の確保 (2)障害福祉サービスの充実 (3)居住環境等の整備・改善 (4)各種制度の活用
6 社会参加と自立の促進	(1)文化芸術活動・スポーツの振興 (2)情報・意思疎通に関する支援の充実 (3)社会参加の促進
7 安心・安全なまちづくりの推進	(1)防災対策の推進 (2)防犯対策の強化 (3)交通・移動対策の推進

## IV 分野別施策の展開

### 1 障害に対する理解や配慮の促進

障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、地域における福祉教育や、住民や企業に対する啓発活動等を通じて、社会的障壁を取り除くことにより、障害の有無にかかわらず、住民一人ひとりが相互に支え合う「共生社会」の実現が求められます。

そのため、障害者差別解消法や障害者雇用促進法に基づき、障害を理由とする差別の解消や合理的配慮に向けた広報、啓発活動を行っていくとともに、障害の理解と差別の解消に向けた福祉教育の推進、障害福祉サービス事業所と地域との交流等により、「心のバリアフリー」を促進することが重要です。

本町では、若狭町・美浜町地域障害児(者)自立支援協議会に「障害者差別解消支援地域協議会」の機能を付加し、障害者差別の事例等の共有や、差別を解消するための取り組みに関する協議等を行っています。

今後は、障害のある人の自己決定を尊重し、安心して地域で生活できるよう、財産権や人権に関する状況を踏まえ、成年後見制度の利用促進等、権利擁護の支援体制づくりも必要です。

#### (1)正しい理解の啓発

No.	施策	内容	担当課
1	広報活動の充実	●障害について、正しい理解や認識を深めるため、町広報紙や町や自立支援協議会のホームページの内容の充実を図るとともに、様々な媒体を通じて正しい知識の普及と周知に努めます。	福祉課
2	住民の意識啓発	●各種イベントの活用により、出前講座や交流会等を開催し、地域住民との相互理解の促進に努めます。 ●障害のある人への理解を深めるため、自立支援協議会や精神保健福祉連絡会等で行う講演会や研修会について、町民にも公開し普及啓発を図ります。	福祉課
3	障害者差別解消支援地域協議会の運営	●障害を理由とする差別に関する事例の共有や差別の解消に資する取り組み等について協議を行います。	福祉課
4	ヘルプマークの普及	●ヘルプマークを見かけた周囲の人が、障害のある人へ声を掛け、障害の特性や、対応方法を理解するきっかけとなるよう、ヘルプマークの周知に努めます。	福祉課

## (2)差別解消及び虐待防止の推進

No.	施策	内 容	担当課
1	職員による合理的配慮の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障害者差別解消法に係る職員対応要領を必要に応じて見直すとともに、研修や庁内のグループウェア等を活用し、職員一人ひとりが障害のある人や障害についての理解を深め、障害を理由とした不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の確保に努めます。また、合理的配慮に係る相談・通報等があった場合には、必要に応じて嶺南障害者就業・生活支援センターひびき等の関係機関とも連携しながら、適切な助言や指導を行います。</li> </ul>	総務課 福祉課
2	虐待の予防と早期発見	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高齢者及び障害者権利擁護連絡協議会の開催を通じ、権利擁護の推進体制の確立に努めます。</li> <li>●障害者虐待防止のための啓発を行い、また、虐待が疑われる通報、案件については、基幹相談支援センター等の関係機関と連携し、緊急時の対応等を行います。</li> <li>●地域のネットワークや相談体制の強化に努め、虐待の防止や早期発見・早期対応に努めます。</li> </ul>	福祉課
3	サービス提供時における配慮の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障害のある人に対する支援は、意思決定支援を踏まえた自己決定を尊重することが原則です。事業所に対する研修等を通じて意思決定支援の質の向上や普及を図り、適切なサービス提供が行われることを推進します。</li> <li>●事業所等で行われた合理的配慮等を障害者差別解消支援地域協議会で情報共有し、地域全体のサービスの質の向上に努めます。</li> </ul>	福祉課

### (3) 権利擁護の推進

No.	施策	内 容	担当課
1	権利擁護の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●人権をテーマとしたイベントの開催や人権メッセージ作品の募集・表彰等を行うことにより、広く人権に対する普及啓発を推進します。</li> <li>●障害のある人の人権が損なわれることなく安心して暮らすことができるよう、社会福祉協議会と連携しながら、福祉サービスの利用の援助や日常的な金銭管理等を行う日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)の周知と利用の促進を図ります。</li> </ul>	教育委員会 事務局 福祉課
2	成年後見制度の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●成年後見制度について、パンフレットの作成や研修会を開催し、成年後見制度町長申立てや利用促進事業、権利擁護事業の周知を図ります。</li> <li>●成年後見制度利用促進基本計画を踏まえ、中核機関である地域包括支援センター内に設置した成年後見センターを中心に、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進を図ります。</li> </ul>	福祉課

### (4) 福祉教育の推進

No.	施策	内 容	担当課
1	幼少期からの福祉教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●小・中学校では、総合的な学習の時間等において障害について学ぶ機会を確保し、福祉教育の推進に取り組むとともに、福祉と教育との連携を強化し、障害福祉に対する理解の醸成を図ります。</li> </ul>	教育委員会 事務局
2	幅広い交流機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●町主催のイベント(ツデーマーチやハート&amp;アートフェスタ等)については、障害のある人や高齢者、子ども等様々な人が共に集えるよう配慮をして開催し、住民の交流の機会を増やします。</li> <li>●障害福祉サービス事業所等が行っている地域交流を目的としたイベント等を支援します。</li> </ul>	各課 福祉課

## 2 保健・医療・福祉体制の充実

特定疾患の対象疾病が拡大したことに伴い、より多様化した住民のニーズに対応するためには、適切な保健サービス、医療、医学的リハビリテーション等の充実を図るとともに、障害の原因となる疾病等について、予防・治療が可能なものにおいては、保健・医療サービスの提供体制の充実を図ることが必要です。

妊産婦においては、母子手帳交付時及び健康診査等で、ハイリスク妊産婦やマタニティブルー、産後うつ等の早期発見に努めます。また、乳幼児に対しては、定期的な健康診査、訪問指導等により、適切な治療、療育につながるよう支援します。

本町では、健康診査や各種がん検診、健康教育、健康相談、心の相談事業等、身体だけではなく、心の健康づくりを推進し、障害の予防・早期発見・早期療育に努めます。

### (1)健康づくりの推進

No.	施策	内容	担当課
1	保健指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生活習慣病の発症や重症化を予防するための保健指導において、脳血管疾患や虚血性心疾患、人工透析につながりやすい糖尿病性腎症予防に重点を置き、重症化しないように最優先で取り組みます。</li> <li>●健診未受診の方には訪問等で受診勧奨を行うとともに、障害の状況に応じて、タクシー送迎や健診会場対応、個別健診等、受診しやすい環境整備に努めます。</li> </ul>	健康医療課
2	地域ぐるみの健康づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域住民を対象とした健康学習会の開催、保健推進員・食生活改善推進員を対象とした健康に関する研修会を実施し、健康づくりの意識の醸成を図り、町全体の健康づくり活動を推進します。</li> </ul>	健康医療課 福祉課
3	心の健康づくり事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●心の健康について身近なところで相談しやすい体制の整備に努めます。心の相談等に関する相談窓口のチラシを作成し、集落へ配布することにより周知を図ります。</li> <li>●住民自身に自らの心身の状況を自覚してもらうため、乳幼児健診や子育て相談、サロンや高齢者世帯への訪問等の機会に、調査票等によりこころの健康に関する確認を行います。また、必要な方に対して、相談窓口や医療機関の紹介を行います。</li> <li>●ゲートキーパー養成講座を開講することにより、自殺やメンタルヘルス対策への理解者を増やし、早期に必要な支援につなげる体制づくりに努めます。</li> <li>●職場や事業所等において「ストレスチェック」を実施し、働く場でのメンタルヘルス対策を推進します。</li> </ul>	子育て支援課 福祉課 健康医療課

## (2)医療・福祉体制の充実

No.	施策	内 容	担当課
1	医療費の助成等の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●一定の障害のある人の医療費の助成を行うとともに、「自立支援医療(精神通院医療・更生医療・育成医療)」や「特定疾病・小児慢性特定疾病医療公費負担制度」等について周知を図ります。</li> </ul>	福祉課
2	在宅医療サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●住み慣れた家で安心して療養できるよう、小川婦人会館での巡回診療を継続するとともに、へき地診療とも連携して医療体制の充実を図ります。</li> <li>●嶺南医療的ケア児等コーディネーター連絡会において、研修会の実施や訪問看護ステーション等の医療機関と情報交換等を行うことにより、医療的ケア児等の支援体制の充実を図ります。</li> <li>●上中診療所でのオンライン診療を継続します。</li> </ul>	健康医療課 福祉課
3	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保健、医療、福祉関係者による協議の場において、精神障害のある人が地域で安心して生活するために必要な地域での包括的な支援や、サービスの提供体制の構築を推進します。</li> </ul>	福祉課

### (3) 障害の予防と早期発見・早期療育の推進

No.	施策	内容	担当課
1	妊産婦への啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地区担当保健師が個別の面談を行い、医療機関と連携し、ハイリスクな妊産婦の早期発見につなげます。</li> <li>● ハイリスクな妊婦に対し、分娩機関の選び方や体重コントロールについて保健指導を実施します。</li> </ul>	健康医療課
2	乳幼児健診の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 乳幼児健診で、発育や発達の状態及び育成状況について把握し、障害の原因となる疾病や発達上の課題の早期発見を支援します。</li> </ul>	健康医療課
3	早期療育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 乳幼児健診で発達状況に気がかりさがある子どもとその保護者に対し、言語聴覚士等の専門家の指導のもと、「言葉と遊びの広場」等の小集団の遊びを通じ、親子のコミュニケーション、言語及び社会性の発達を促します。また、必要に応じて医療機関や障害児通所事業所等の情報提供を行い関係機関につながるよう分かりやすい説明に努めます。</li> <li>● 保健、子育て支援、障害福祉の担当者が集まるケース検討会において、情報共有・課題解決に向けた施策の検討等を実施し、支援体制の充実に努めます。</li> </ul>	子育て支援課 健康医療課 福祉課

### (4) 難病患者等への支援

No.	施策	内容	担当課
1	小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 小児慢性特定疾病児童等に対し、日常生活用具の給付を行うとともに、分かりやすい制度の案内を行うよう努めます。</li> </ul>	福祉課
2	難病患者等への情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 県難病支援センターや健康福祉センター、医療機関と連携し、難病患者等のそれぞれの状況に適した制度の案内を行う等、必要な支援に努めます。</li> </ul>	福祉課 健康医療課

### 3 保育・教育・療育環境の充実

障害のある子どもが、乳幼児期から学校卒業後までライフステージを通じて一貫した療育支援を受けるためには、関係機関の連携による、地域での療育支援体制の構築が求められます。

子どもの実態や特性に応じた教育の場や学習の機会を提供するとともにインクルーシブ教育の推進のもと、能力や可能性を最大限に伸ばすことができる環境の整備が必要です。

また、教職員においても障害に対する研修を開催する等、受入れ側についても、障害理解の促進、意識の醸成が求められます。一方、育児不安を抱え孤立しやすい保護者に対しては、不安の軽減を図り、相談につながりにくい人に対しては、訪問支援等での働きかけも必要です。

#### (1)障害のある子どもへの保育・教育の充実

No.	施策	内容	担当課
1	障害児保育・就学前教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●町内保育所において個別の支援を確実に提供できるよう、人員の確保に取り組むとともに、保育士の専門性を高める研修を継続的に実施し、適切な保育の実施に努めます。</li> <li>●医療的ケア児に対し、県医療的ケア児者支援センター等の専門機関や医療的ケア児コーディネーターと連携し、日常生活における相談支援や、就園・就学に向けた支援を推進します。</li> </ul>	福祉課 子育て支援課
2	就学支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本人の教育的ニーズをはじめ、保護者の意見、各分野の専門家、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を選べるように、教育支援委員会を開催し、保護者の就学先の選択ができるよう情報提供や相談支援を行います。</li> <li>●教育支援委員会専門委員、特別支援教育コーディネーターについては、研修会を開催し、資質の向上を図ります。</li> </ul>	教育委員会事務局
3	インクルーシブ教育システムの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障害のある子どもない子ども共に学び過ごせるよう、合理的配慮に基づく学校施設のバリアフリー化を推進します。</li> <li>●授業中の学習面での支援を行うため、各小中学校の状況を把握し、学習支援員の適正な配置に努めます。</li> <li>●障害の状態、教育的ニーズ等に応じた適切な教育が受けられるよう関係機関との連携を推進します。</li> <li>●管理職も交えた特別支援教育コーディネーター研修を実施し、障害のある児童・生徒の状況に応じた支援ができるよう体制整備を図ります。</li> <li>●学童クラブについては、福祉と教育との連携を推進し、受入れ体制の充実を図ります。</li> </ul>	教育委員会事務局

## (2) 発達・療育支援環境の充実

No.	施策	内 容	担当課
1	療育とフォロー体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保育所では、保育士の研修を推進するとともに、保育カウンセラー等の助言も仰ぎながら、個と集団の両面から療育の充実を図ります。</li> <li>● フォローを必要とする児童に対して「継続支援ファイル」を作成し、途切れない支援体制の構築に努めます。</li> <li>● 保育所等訪問支援事業による作業療法士等の支援員を積極的に受入れ、保育の充実を図ります。</li> </ul>	福祉課 子育て支援課
2	発達障害についての啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 福井県発達障害児者支援センター「スクラム福井」との連携を強化し、チラシの配布等、外見では分かりづらい発達障害のある人に関する啓発活動を推進します。</li> <li>● 民生・児童委員協議会等の団体に対する研修会において、発達障害も含む障害特性について啓発活動を推進します。</li> </ul>	福祉課 子育て支援課
3	地域ぐるみの支援体制構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保育所、医療機関、事業所等の児童に関わる支援機関や、民生・児童委員等の地域の支援者と連携を強化し、必要な支援体制の構築に努めます。</li> </ul>	福祉課 子育て支援課
4	育児相談や保護者支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 必要な心理的支援を早期に開始できるよう、保育カウンセラーによる「子どもの育ちの相談日」を実施します。</li> <li>● 家庭での育児、養育方法等の相談・支援や、障害等により生活に困難がある人に対し、保健師や家庭相談員、社会福祉士等が訪問し、家庭生活に対する助言等を行います。</li> <li>● 高度な周産期医療を行う医療機関で出産した方に対して、通院にかかる交通費の助成を行います。</li> <li>● 気軽に子育てに関する悩みや相談ができるよう、子育て支援センターに保育士を常駐し、きめ細やかなサポートをするとともに、支援が必要な場合には関係機関につなげる支援を行います。</li> </ul>	子育て支援課 健康医療課 福祉課

## 4 就労環境の充実

障害のある人が経済的に自立し、社会参加をするためには、雇用・就業機会を確保するとともに、安定した生活基盤の確立が必要です。

障害のある人の雇用・就業の機会を拡充するためには、関係機関が一体となって障害のある人にとって働きやすい環境づくりを推進するとともに、障害特性等に配慮した就業の場の創出が必要です。

就労は、社会参加の促進と生きがいにつながる点でも重要となってくることから、本人の能力と適性に応じつつ、一般就労が困難な人には就労移行支援や就労継続支援の利用促進を図る等、総合的な支援の拡充が求められます。

今後は、就労時のみならず、就労の継続・定着をめざした就業・生活両面の切れ目のない支援も必要です。引き続き、就労の場の確保と仕事の継続・定着について支援の充実を図ります。

### (1)多様な就労への支援

No.	施策	内容	担当課
1	就労活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ハローワーク、障害者就業センター、嶺南障害者就業・生活支援センターひびき等の関係機関と連携を図り、障害のある人の就労支援を推進します。</li> <li>●就労希望者が希望する職種に就労できるように、子ども若者サポートセンターでの適正検査や、就労体験、就労移行支援事業所等での就労訓練等を通じて就労スキルや就労意欲の向上につなげます。</li> <li>●障害があっても個々の能力に応じた就労選択ができるよう、専門機関とも連携した就労の選択に係る相談等支援に取り組みます。また、就労を支援する事業所の一覧等を活用し、分かりやすい情報提供に努めます。</li> <li>●障害のある人の通勤を支援するため、「JR小浜線」や「若江線」(西日本JRバス)の利用に対する補助金等をニーズに合わせて検討し、就労の促進を図ります。</li> </ul>	福祉課 子育て支援課 総合政策課
2	障害者雇用の啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>●雇用対策協定に基づく町、県、労働局間の情報共有、提供を促進するとともに、障害者法定雇用率制度や各種助成制度等の国の施策について、ハローワーク等と連携し、町内企業等に対して周知し、雇用の拡大につながる取り組みを推進します。</li> </ul>	福祉課 総合政策課
3	庁内の障害者雇用	<ul style="list-style-type: none"> <li>●法定雇用率の引き上げに応じて、庁内における障害者雇用率が遵守されるよう配慮します。</li> </ul>	総務課

## (2)雇用・就労の促進

No.	施策	内 容	担当課
1	授産品の活用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障害者就労施設等からの町の物品調達や役務の提供を推進し、施設等の売り上げの向上を図ります。</li> <li>●事業所で制作された製品を町主催のイベント等で販売する機会を設け、障害のある人の工賃向上と、障害者就労の理解促進を図ります。</li> </ul>	福祉課 各課
2	福祉的就労の場の拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>●一般就労が困難な障害のある人に対しては、障害福祉サービスの充実を図り、働く機会や場の提供、一般就労に向けた能力向上のための支援体制の推進に努めます。</li> </ul>	福祉課
3	就労の定着	<ul style="list-style-type: none"> <li>●就労の継続を図るため、ハローワークや嶺南障害者就業・生活支援センターひびき、就労支援事業者、一般企業等と連携し、職場や生活環境の改善等に向けて取り組み、就労の定着を推進します。</li> </ul>	福祉課

## 5 生活支援の充実

障害のある人とその家族が、安心して住み慣れた地域での生活を送ることができるよう、相談支援体制や各種障害福祉サービス、居住環境の整備等、生活に必要なサービスの提供や支援体制の充実を図ることが必要です。

また、障害のある人やその家族の課題は複合化、多様化が進んでいることから、福祉サービスの充実に加え、相談の受け皿となる基幹相談支援センター、委託相談支援事業所においては、重層的な相談体制の推進が求められます。

一方、相談や福祉サービス等様々なサービスをささえる人材については、事業所アンケート調査において人材不足の深刻化が見受けられます。

今後も引き続きサービス基盤の量的・質的充実を図るために、福祉人材の確保に努めるとともに、ICT等のデジタル技術の活用や関係機関の役割分担・連携の促進等、限られた人的・物的資源を有効活用し、サービス基盤の充実・維持を図ることが求められます。

### (1) 相談支援体制の確保

No.	施策	内容	担当課
1	相談支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障害福祉相談員や民生・児童委員等と連携し、地域での身近で気軽に相談できる体制づくりに努めます。</li> <li>●専門家による各種相談「ストレスや心の相談」、多重債務等「法律相談」等を開催するとともに、相談窓口や相談の開催日等を町広報紙やホームページ、チラシの配布等により周知を図ります。</li> <li>●子どもから概ね50歳までの若者とその家族からの、ひきこもり等社会生活での困りごとに対応するため、子ども・若者サポートセンターを今後も継続して設置し、「居場所」の運営や、自宅訪問、公式SNSによる相談支援、就労支援等を実施します。</li> <li>●基幹相談支援センターや委託相談支援事業所等と連携し、地域での相談支援のネットワークの強化を図ります。</li> </ul>	福祉課 子育て支援課
2	庁内の総合的な相談支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「障害者」「高齢者」「子ども」「生活困窮」等といった分野別の相談支援体制では対応しきれない、地域住民の複雑化・多様化された課題に対応するため、総合的な相談支援体制の整備に向けて検討を行います。</li> </ul>	福祉課 子育て支援課 健康医療課

No.	施策	内 容	担当課
3	相談支援専門員等の資質向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>●基幹相談支援センターを中核に、相談支援専門員等が障害のある人のニーズや特性を把握し、適正なサービス等利用計画等を作成できるよう、必要な支援を行います。</li> </ul>	福祉課
4	障害のある人の「親なき後」を見据えた支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>●サービスにつながっていない障害のある人の生活の状況の把握に努め、必要に応じて福祉サービスや制度の情報提供を行うとともに、見守り体制の構築に努めます。</li> <li>●地域における障害のある人の「親なき後」の生活を支えるため、若狭町・美浜町・小浜市・おおい町・高浜町の広域で地域生活支援拠点を整備し、事業所と協力しながら「地域移行や緊急時の相談」、「グループホーム等の体験」、「短期入所等の緊急時受け入れ」、「専門性のある人材の確保」、「地域の支援体制づくり」等、支援体制の強化を図るとともに、在宅生活者の生活状況に応じた経済的支援も検討します。また、拠点機能の充実を図るために必要な補助制度の設立や新規事業等についても検討を行います。</li> </ul>	福祉課

## (2)障害福祉サービスの充実

No.	施策	内容	担当課
1	高齢者福祉サービスとの連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障害のある人が高齢になった際、スムーズに介護保険のサービスが利用できるよう、障害の相談支援専門員と介護のケアマネジャーとの合同研修を開催し、連携強化と相互理解を図ります。</li> <li>●生活支援体制整備協議会において、多様な日常生活上の支援体制の充実、強化および障害のある人や高齢者の社会参加を促進するための施策を検討します。</li> </ul>	福祉課
2	経済的支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●特別児童扶養手当・障害児福祉手当、特別障害者手当等の各種手当について、対象となる人に対し情報提供を行い、公的扶助が切れ目なく受けられるように努めます。</li> <li>●在宅で生活している障害のある人に対し、紙おむつの支給を行います。</li> </ul>	福祉課
3	サービスの質の向上への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自立支援協議会における各種事業所連絡会等で情報共有や課題についての協議、勉強会等を実施し、質の高いサービス事業所を町内に増やします。</li> <li>●地域生活拠点整備や精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指した協議の場を近隣市町と広域的に設置しているため、施策等の実施については、若狭広域行政事務組合も含めた連携について検討します。</li> </ul>	福祉課
4	福祉人材の確保と福祉現場の生産性の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>●大学等を卒業後、Uターンにより町内の事業所等に勤務した方に対し、奨学金の返還支援を実施します。また、町内の事業所等と情報を共有し、人材確保に向けた支援に努めます。</li> <li>●県が実施している福祉・介護職員の人材マッチングやインターンの受入れ、入門研修等と連携し、新規人材の確保に努めます。</li> <li>●介護ロボットやICTの活用等による業務の効率化や現場の生産性を高める取り組みを推進します。</li> <li>●地域生活拠点整備における人材育成チームの中で課題を共有し、研修会や出前講座等を行うことで福祉人材の定着や資質向上を図ります。</li> <li>●幅広い世代において、ボランティアや地域活動への参加意識が高まるよう、啓発活動を推進します。</li> </ul>	福祉課 総合政策課

### (3) 居住環境等の整備・改善

No.	施策	内容	担当課
1	居住の場の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障害のある人の生活援助を行うグループホームについて必要な情報の提供を行うとともに、整備が促進されるよう努めます。</li> <li>● グループホームの入居者の高齢化が進んでいることから、介護保険へのスムーズな移行を支援する等、安心して暮らし続けられる体制を整備します。</li> <li>● 関係機関との連携をすすめ、障害のある人の賃貸住宅等への円滑な入居の促進を図ります。</li> </ul>	福祉課
2	バリアフリーなまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公共施設の新設や改修の際は、障害があっても利用しやすいよう、ユニバーサルデザインの趣旨に基づいた設計を行います。</li> <li>● 多くの利用が見込まれる公共施設、駅、バス停留所等が設置されている周辺地域においては、障害のある人等が利用しやすい快適な歩道環境を整備します。</li> <li>● 民間施設等に対し、県等が行っているバリアフリー化を整備する際に係る費用の一部を助成する事業の周知を図ります。</li> </ul>	総務課 建設課 福祉課
3	主要幹線道路の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 町内の主要幹線道路である国道や県道、町道において、障害のある人等が安心して通行できるよう関係機関へ働きかけます。</li> </ul>	福祉課 建設課

### (4) 各種制度の活用

No.	施策	内容	担当課
1	情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障害福祉に関する各種制度・サービスについて、情報が得られるよう、障害者手帳交付時に「障害福祉ガイドブック」を提供するとともに、ホームページ、町広報紙等を通じて随時情報の提供に努めます。</li> </ul>	福祉課
2	税金等の免除・手当等の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障害のある人が地域で自立して暮らせるよう、国・県・町の制度に基づいた税金等の免除及び減免、各種手当等に関する情報提供に努めます。</li> </ul>	福祉課
3	利用者負担への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自立支援給付に基づく障害福祉サービス(介護給付、訓練給付)や、地域生活支援事業を利用する際の自己負担額について、国の基本方針や周辺自治体の動向を踏まえ、軽減措置や利用料金の改定等の配慮を行います。</li> </ul>	福祉課

## 6 社会参加と自立の促進

文化活動やスポーツ活動を通じて、障害種別や障害の有無を超えて交流することは、互いの理解を深め、自己実現を図る生きがいづくりに役立つだけでなく、人として成長するためにも非常に重要です。

一方、文化活動やスポーツ活動については、参加者が固定化される傾向があることから、一人でも多く参加してもらうためにも、一人ひとりの健康状態や体力、障害の程度に合ったプログラムを充実するとともに、参加しやすい通いの場の整備が求められます。

また、社会参加へとつながる情報については、情報ツールの多様化により、取得・利用のバリアフリー化が求められており、その実現には、障害の特性に応じた意思疎通の手段を確保できる環境づくりが大切です。

情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づき、障害のある人による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、情報格差が生じないように、必要な情報を適切に提供する体制の充実を図ります。

### (1)文化芸術活動・スポーツの振興

No.	施策	内容	担当課
1	生涯学習講座への障害のある人の参加促進	●障害のある人が生涯にわたり学習活動に参加できるようにバリアフリー化された会場を選定する等、受講環境の整備に努めます。	教育委員会事務局
2	各種行事等への参加促進	●町主催の各種イベント(ツデーマーチ等)については、障害のある人も参加しやすい合理的配慮を行うことにより参加の促進を図ります。 ●聴覚・言語に障害のある人のための手話通訳者・要約筆記者の派遣を継続します。	福祉課各課
3	文化芸術活動の環境づくり	●NPO法人等による障害者アート活動を補助金により支援することで、文化芸術活動の環境づくりを推進します。	福祉課
4	スポーツ・レクリエーション活動の環境整備	●スポーツ推進委員が中心となり、出前講座を開催し、全世代が楽しめるニュースポーツの普及を推進します。 ●障害のある人がスポーツ、レクリエーション活動を身近な場所で楽しめるよう、公民館や学校のグラウンド・体育館等の施設整備を図ります。	教育委員会事務局

## (2)情報・意思疎通に関する支援の充実

No.	施策	内容	担当課
1	障害者支援ボランティアの確保・育成	●近隣の市町と連携した講座を行い、手話通訳者や点訳者等のボランティア従事者の確保、育成を図ります。	福祉課
2	障害に配慮した情報提供の推進	●町広報紙等の作成は、色覚多様性のある人に配慮した色使いや、UD(ユニバーサルデザイン)書体を使用します。 ●パレオ若狭音楽ホールにおいて難聴者用ヒアリンググループを設置しており、必要な方に対して専用受信機の貸し出しや案内等を行います。 ●障害のある人が円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、障害特性に応じたICT機器の活用等、必要な環境整備に努めます。	福祉課 各課
3	選挙における合理的配慮の提供等	●障害のある人の選挙権行使を促進するため、障害のある人が利用できる「郵便等による不在者投票制度」等の制度について周知を行います。また、車いす用筆記台の設置、車いすの配備、仮設スロープの設置等、環境整備に努めます。	総務課 福祉課

## (3)社会参加の促進

No.	施策	内容	担当課
1	まちづくり活動への参加促進	●従来よりも多様な分野の施策に対して、障害のある人の意見が取り入れられるよう、意見交換会の開催等について検討します。	福祉課
2	参加を側面的に支える取り組み	●公共交通機関で実施している障害者割引や、町内を運行する「わくわくタクシー(デマンドタクシー)」等の利用促進を通じ、障害のある人が各種イベントに参加しやすい環境づくりを進めます。	福祉課
3	障害者団体の活動支援	●障害者団体の活動を支援するため、活動費の一部を補助します。 ●障害者団体の活動をPRするため、障害のある人やその家族に対し、障害者手帳の交付時や町広報紙等を通じて周知・広報活動を行います。	福祉課

## 7 安心・安全なまちづくりの推進

障害のある人が地域で安心して生活するためには、総合的な防災対策を講じるとともに、災害時において情報の伝達や避難誘導等が的確に行われる救出・救護体制を確立する必要があります。

また、社会的弱者を狙った犯罪が多発しているなか、障害のある人もない人も誰もが地域の一員として共に助け合い、支え合う地域ぐるみの防犯体制の整備が必要です。

さらに、障害のある人が住み慣れた地域で快適に生活するためには、公共的な建物や道路等の生活環境面のバリアフリー化を促進するとともに、わくわくタクシー(デマンドタクシー)等の外出支援サービスや、身体障害者専用駐車場の適正利用等、移動支援施策の充実が求められます。

### (1)防災対策の推進

No.	施策	内容	担当課
1	避難行動要支援者対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平常時より障害のある人、高齢者等に対応する福祉課と環境安全課間の情報共有を強化し、災害時に備えた支援体制の整備を推進します。</li> <li>● 避難行動要支援者の個別避難計画を作成します。また、障害者相談支援専門員等と情報を共有することにより、障害の特性に配慮した事故や災害時の支援、情報伝達体制の充実を図ります。</li> </ul>	環境安全課 福祉課
2	緊急時の避難場所の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 緊急時において障害のある人、ひとり暮らしの高齢者、介護認定を受けている人等、特別な配慮を必要とする人を受け入れる施設として、町内福祉施設と協定により、緊急避難場所を確保します。</li> <li>● 避難場所におけるバリアフリー化を推進するとともに、障害のある人に配慮した備蓄品の保管や環境整備に努めます。</li> </ul>	環境安全課
3	防災に関する知識の普及促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各種団体、自主防災組織等に対して、災害時に適切な行動がとれるよう、防災教室や研修会を開催し、防災に関する知識の普及に努めます。</li> <li>● 町広報紙やホームページ等に災害ハザードマップ等災害に関する情報を掲載することにより住民の防災意識の向上を図ります。</li> </ul>	環境安全課
4	社会福祉施設の安全性確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業所等で策定している災害に関する具体的計画を定期的に確認するとともに、災害の種類別に避難に要する時間や避難経路等の確認を啓発します。</li> </ul>	環境安全課 福祉課

## (2)防犯対策の強化

No.	施策	内 容	担当課
1	地域ぐるみの安全活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●町、地域住民、民生委員・児童委員等が協力して障害のある人や高齢者が安心して暮らせるよう、地域全体で見守り活動を行う体制を整備します。</li> <li>●町広報紙やホームページ等に防犯に関する記事を掲載し、注意喚起を図ります。</li> </ul>	福祉課 環境安全課

## (3)交通・移動対策の推進

No.	施策	内 容	担当課
1	外出支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●わくわくタクシー(デマンドタクシー)や町営バス「若狭町コミュニティバス(常神三方線)」について、周知啓発を行います。また、障害割引を行うことにより、障害のある人の利用促進を図ります。</li> <li>●公共交通機関の利用が困難な方を支援するため、自宅から医療機関への移動支援として外出支援サービス事業(介護タクシー利用料金に対する助成)を実施します。</li> <li>●地域の実情に沿った重度障害者タクシー料金助成の拡充を図ります。</li> <li>●地域生活支援事業の移動支援について、障害のある人のニーズに合わせ見直すとともに、サービス提供事業者の確保に努めます。</li> <li>●「JR 小浜線」や「若江線」(西日本 JR バス)の購入費助成を実施するとともに、事業の周知啓発に努めます。</li> </ul>	福祉課 総合政策課
2	駐車場の適正利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>●公共施設やショッピングセンター等における身体障害者用駐車場(ハートフル専用パーキング)の適正利用を進めるため、住民への意識啓発に努めます。</li> </ul>	福祉課
3	地域住民同士の自主的な外出支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域での支え合い活動を推進し、地域住民同士の自主的な外出支援についての活動を支援します。</li> </ul>	福祉課
4	町全体を見据えた移動に関する支援の拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>●わくわくタクシー、町営バス、地域住民同士の自主的な外出支援といった交通・移動に関する施策を一体的に捉え、町全体の交通・移動対策を推進する体制整備に努めます。</li> </ul>	福祉課 総合政策課

## V 障害福祉サービスの提供体制

### 1 成果目標の設定

本計画における成果目標を、本町の実情を考慮し、以下のとおりに設定します。

#### (1)福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の 基本指針	<b>地域生活への移行者数</b> 令和8年度末までに、令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
	<b>施設入所者数の削減</b> 令和8年度末の施設入所者数を、令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。

指標	令和8年度 目標	考え方
地域生活への移行者数	2人	令和4年度末時点の施設入所者数21人のうち、6%以上が地域生活へ移行することをめざします。
施設入所者数の削減	2人	令和4年度末時点の施設入所者数21人のうち、5%以上の減少を基本とします。しかし、障害の程度や生活の状況等支援ニーズを把握し、施設入所支援を必要とする方に対しては適切に提供できるよう努めます。

(2)地域生活支援拠点等の整備

国の 基本指針	<b>地域生活支援拠点等の充実</b> 令和8年度末までに各市町村または各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討を行うことを基本とする。
	<b>強度行動障害を有する方への支援体制の整備</b> 強度行動障害を有する方に関し、各市町村または各圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。

指標	令和8年度 目標	考え方
地域生活支援拠点等の整備数	1か所	若狭町・美浜町・小浜市・おおい町および高浜町までの広域において、面的整備により設置済です。
地域生活支援拠点等の運用状況の 検証・検討	実施	地域生活支援拠点等整備ワーキングチーム等において運用状況の検証・検討を継続します。
コーディネーターの配置	検討	コーディネーターの配置について、地域生活支援拠点等整備ワーキングチーム等において検討し、体制の構築を図ります。
強度行動障害を有する方への 支援体制の整備	実施	自立支援協議会等と連携して現在の状況や支援ニーズを把握し、強度行動障害のある人の支援に対する協議を行います。

(3)福祉施設から一般就労への移行

国の 基本指針	<p><b>一般就労への移行者数</b> 令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上が令和8年度中に一般就労に移行することを基本とする。</p> <p>①就労移行支援事業 令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とすることを基本とする。</p> <p>②就労継続支援A型事業 令和3年度の一般就労への移行実績の1.29倍以上とすることを基本とする。</p> <p>③就労継続支援B型事業 令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。</p> <p>④就労移行支援事業所の割合【新規】 就労移行支援事業利用修了者に占める、一般就労移行者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とする。</p>
	<p><b>就労定着支援事業利用者数</b> 令和3年度の就労定着支援利用者の1.41倍以上とすることを基本とする。</p>
	<p><b>就労定着支援事業の就労定着率</b> 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。</p>

指標	令和8年度 目標	考え方
一般就労への移行者数	5人	令和3年度の一般就労への移行者数4人の1.28倍以上の移行をめざします。【①+②+③の人数】
①就労移行支援事業	1人	令和3年度の移行者数1人のうち、1.31倍以上の移行をめざします。
②就労継続支援A型事業	1人	令和3年度の移行者数1人のうち、1.29倍以上の移行をめざします。
③就労継続支援B型事業	3人	令和3年度の移行者数2人のうち、1.28倍以上の移行をめざします。
④就労移行支援事業所の割合	—	町内に就労移行支援事業所がないため、本計画中で目標設定は難しいと判断し、設定はしません。
就労定着支援事業利用者数	—	嶺南地域に就労定着支援事業所がないため、本計画中で目標設定は難しいと判断し、設定はしません。
就労定着支援事業の就労定着率	—	町内に就労定着支援事業所がないため、本計画中で目標設定は難しいと判断し、設定はしません。

(4)障害児支援の提供体制の整備等

国の 基本指針	<b>児童発達支援センターの設置</b> 令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。
	<b>保育所等訪問支援の実施</b> 令和8年度末までに、各市町村または各圏域において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
	<b>児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保</b> 令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。
	<b>医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置</b> 令和8年度末までに、各市町村または各圏域において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

指標	令和8年度 目標	考え方
児童発達支援センターの設置	1か所	小浜市内にある「小浜市母と子の家児童発達支援センター」において、広域利用が可能となっています。
保育所等訪問支援の実施	1か所	町内に1か所設置しています。今後もサービス提供体制の確保を図ります。
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	1か所	敦賀市内にある「敦賀医療センター多機能型通所支援事業所あさひ」において、圏域利用が可能となっています。
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	1か所	また、町内にある事業所においても、サービス提供体制の確保に努めます。
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置	要支援児童検討会(母子ミーティング)を継続し、協議の場を確保します。
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1人	コーディネーターの配置を継続します。

(5)相談支援体制の充実・強化等

国の 基本指針	<p><b>相談支援体制の充実・強化等</b></p> <p>令和8年度末までに、各市町村または各圏域において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置することを基本とする。</p>
------------	--

指標	令和8年度 目標	考え方
基幹相談支援センターの設置	設置	若狭町と美浜町の共同により基幹相談支援センターの設置を継続します。
訪問等による専門的な指導・助言	実施	既に基幹相談支援センターを中心に行っている地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言を継続します。
相談支援事業者の人材育成の支援	実施	また、自立支援協議会等において人材育成の研修等を実施し、地域の相談支援機関と連携強化の取り組みを進めます。
相談機関との連携強化の取り組みの実施	実施	その他、若狭町・美浜町地域障害児(者)自立支援協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善に努めます。
地域のサービス基盤の開発・改善	実施	

(6)障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

国の 基本指針	障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築 令和8年度末までに市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みを実施する体制を構築することを基本とする。
------------	---

指標	令和8年度 目標	考え方
障害福祉サービス等に関わる町職員の各種研修への参加	1人以上	県等が実施する障害特性や相談支援技術、障害福祉に関わる制度等の研修に積極的に参加し、職員の資質向上に取り組みます。
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	1回	障害者自立支援審査支払等システムでの審査結果を分析・活用し、事業所や近隣市町と共有する体制を構築します。
若狭町・美浜町地域障害児(者)自立支援協議会による障害福祉サービスの質の向上に向けた取り組み	実施	自立支援協議会において、地域の実情に応じた研修会の開催を行います。また、障害福祉サービス事業者等で構成する、部会や連絡会において情報交換や事例検討、勉強会を実施し、地域の障害福祉サービスの質の向上を図ります。

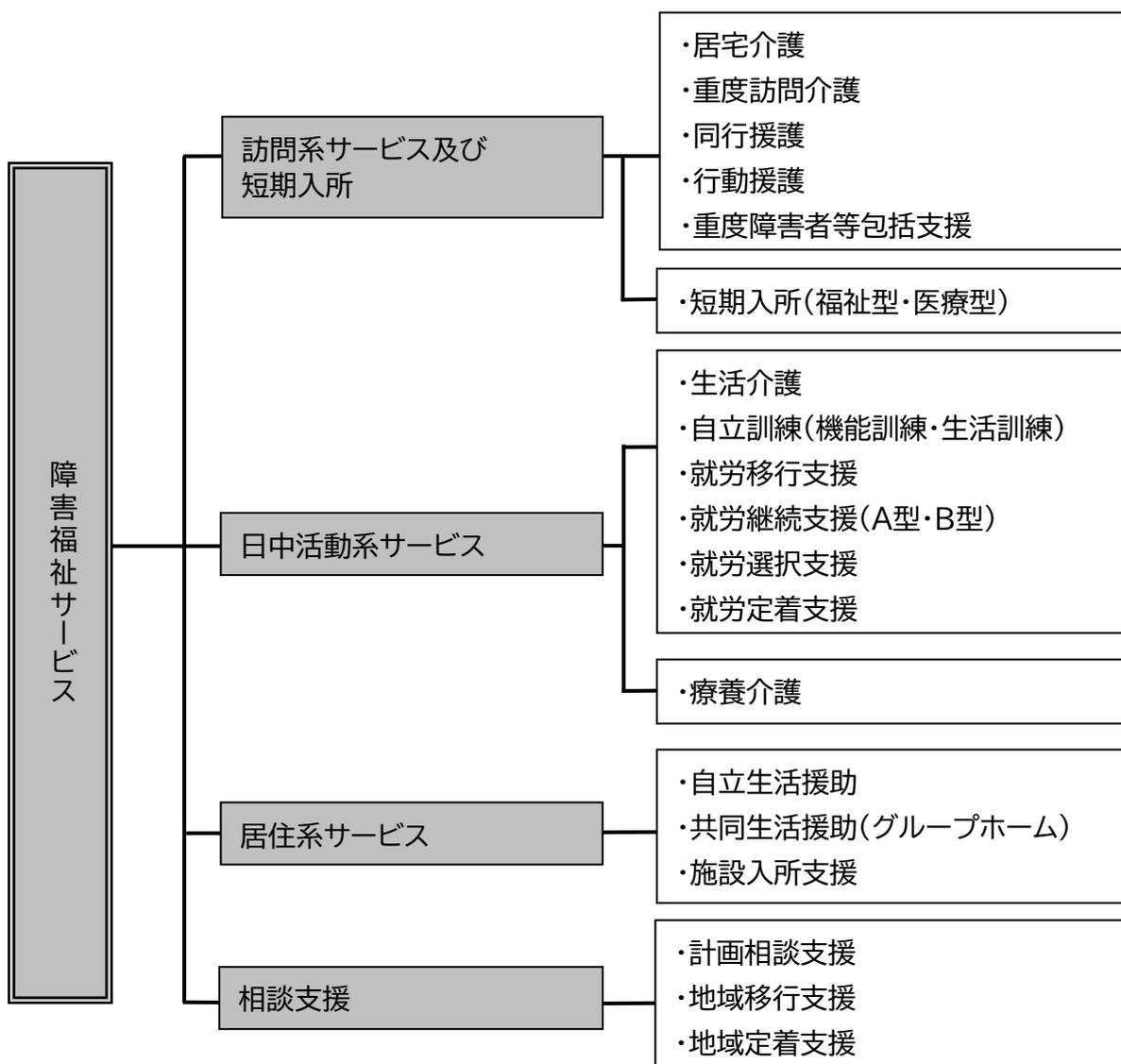
(7)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の 基本指針	<p><b>精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築</b></p> <p>令和8年度末までに、精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、重層的な連携による支援体制を構築することを基本とする。</p>
------------	---

指標		目標			考え方
		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回/年	4	4	4	<p>若狭町、小浜市、おおい町、高浜町の保健、医療、福祉関係者による「精神保健福祉連絡会」を協議の場として継続します。また、健康福祉センターや自立支援協議会等と連携し、精神障害のある人が地域で安心して生活するために必要な地域での包括的な支援の充実や、サービス提供の拡充等、必要な体制の構築を推進します。</p>
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施	実施の有無	有	有	有	
精神障害のある人の地域移行支援利用者数	人/月	0	0	1	
精神障害のある人の地域定着支援利用者数	人/月	2	2	3	
精神障害のある人の共同生活援助利用者数	人/月	4	4	5	
精神障害のある人の自立生活援助利用者数	人/月	0	0	1	
精神障害のある人の自立訓練(生活訓練)利用者数	人/月	0	0	1	

## 2 障害福祉サービスの見込量

障害のある人が、身近な地域でニーズに応じたサービスを安心して利用することができるよう、令和6年度から令和8年度までの各年度における障害福祉サービスの種類ごとの必要な見込量を確保するための方策を定めます。



### (1)訪問系サービス

訪問系サービスの各サービス見込量は、第6期計画期間中の利用の動向等から今後の利用は横ばいまたは増加と見込んで算出しています。重度障害者等包括支援については、現在県内に該当事業所がないため、0人としました。

サービス種別	見込量の単位
1. 居宅介護 2. 重度訪問介護 3. 同行援護 4. 行動援護 5. 重度障害者等包括支援	月あたりの平均利用者数【人】 月あたりの平均利用時間【時間】

### 【サービス見込量】

		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
居宅介護	人／月	28	29	30
	時間／月	481	499	516
重度訪問介護	人／月	0	0	1
	時間／月	0	0	20
同行援護	人／月	1	1	1
	時間／月	15	15	15
行動援護	人／月	0	1	1
	時間／月	0	5	5
重度障害者等包括支援	人／月	0	0	0
	時間／月	0	0	0
合 計	人／月	29	30	33
	時間／月	496	514	561

### ■訪問系サービスの見込量確保の方策

地域生活への移行や支援者の高齢化により、利用ニーズの高まりが予想されることから、サービス提供体制の確保が必要です。

障害のある人が住み慣れた地域で自立した生活が送れるようサービス提供事業者等と連携を図り、適正な訪問系サービスの実施に努めます。また、多様な事業者の参入促進を広域的に働きかけ、サービス提供体制の拡充に努めます。

## (2)短期入所

短期入所のサービス見込量は、第6期計画期間中の利用の動向等から利用の増加を見込んで算出しています。

サービス種別	見込量の単位
1. 短期入所(福祉型・医療型)	月あたりの平均利用者数【人】
	月あたりの平均利用(宿泊)日数【日】

### 【サービス見込量】

		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
短期入所 (福祉型)	人/月	9	10	10
	人日/月	58	69	69
短期入所 (医療型)	人/月	1	1	1
	人日/月	6	6	6

### ■短期入所の見込量確保の方策

支援者の高齢化や緊急時の受け皿として今後も利用ニーズの高まりが予測されます。広域的な連携の下、地域生活支援拠点等を活用し、緊急時における短期入所、医療的ケアが必要な人や行動障害がある人の短期入所利用についての体制整備に努め、利用の円滑化を図ります。

### (3)日中活動系サービス

日中活動系サービスの各サービス見込量は、第6期計画期間中の利用の動向、施設等から地域生活への移行、就労の促進等による利用の増加を見込んで算出しています。

サービス種別	見込量の単位
1. 生活介護 2. 自立訓練(機能訓練・生活訓練) 3. 就労移行支援 4. 就労継続支援(A型・B型)	月あたりの平均利用者数【人】 月あたりの平均利用日数【日】
5. 就労選択支援 6. 就労定着支援 7. 療養介護	月あたりの平均利用者数【人】

#### 【サービス見込量】

		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
生活介護	人/月	52	54	56
	人日/月	845	878	910
自立訓練 (機能訓練)	人/月	0	0	1
	人日/月	0	0	10
自立訓練 (生活訓練)	人/月	1	1	1
	人日/月	10	10	10
就労移行支援	人/月	1	1	2
	人日/月	23	23	46
就労継続支援 (A型)	人/月	17	17	17
	人日/月	368	368	368
就労継続支援 (B型)	人/月	67	72	77
	人日/月	1,182	1,270	1,358
就労選択支援	人/月	0	1	1
就労定着支援	人/月	0	0	1
療養介護	人/月	7	7	8

#### ■日中活動系サービスの見込量確保の方策

日中活動系サービスについては、相談支援事業所や特別支援学校等と連携を図りながら、サービスの利用希望者を適切に把握します。また、高齢化や障害の重度化等の状況を踏まえ、重症心身障害のある人にも対応できる日中活動系サービス提供事業所の確保を図ります。

#### (4)居住系サービス

自立生活援助、共同生活援助(グループホーム)のサービス見込量は、第6期計画期間中の利用の動向、施設等から地域生活への移行による利用の増加を見込んで算出しています。施設入所支援のサービス見込み量は、第6期計画期間中の入所者数の目標を踏まえ算出しています。

サービス種別	見込量の単位
1. 自立生活援助 2. 共同生活援助(グループホーム) 3. 施設入所支援	月あたりの平均利用者数【人】

#### 【サービス見込量】

		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
自立生活援助	人/月	0	0	1
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	24	26	28
施設入所支援	人/月	21	20	19

#### ■居住系サービスの見込量確保の方策

共同生活援助(グループホーム)については、障害のある人が地域で自立した生活を継続するため需要が高まっており、新規事業者の参入を働きかける等、サービス提供体制の確保を図ります。

施設入所については、地域生活支援拠点等の整備・充実をはじめとする地域での暮らしを支える体制の構築や、日常生活における支援の充実により、地域移行の促進を図っていきます。

## (5)相談支援

相談支援の各サービス見込量は、第6期計画期間中の利用の動向、施設等から地域生活への移行による利用の増加を見込んで算出しています。

サービス種別	見込量の単位
1. 計画相談支援 2. 地域移行支援 3. 地域定着支援	月あたりの平均利用者数【人】

### 【サービス見込量】

		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
計画相談支援	人／月	40	42	44
地域移行支援	人／月	0	1	1
地域定着支援	人／月	4	5	6

### ■相談支援の見込量確保の方策

計画相談支援については、障害福祉サービスを利用しようとするすべての人が利用できる体制を継続するとともに、利用者の意向や心身の状態等を踏まえ、一人ひとりに応じたサービス利用計画等の作成を円滑に行えるよう、サービス提供事業者及び相談支援も人の量・質の確保に努めます。

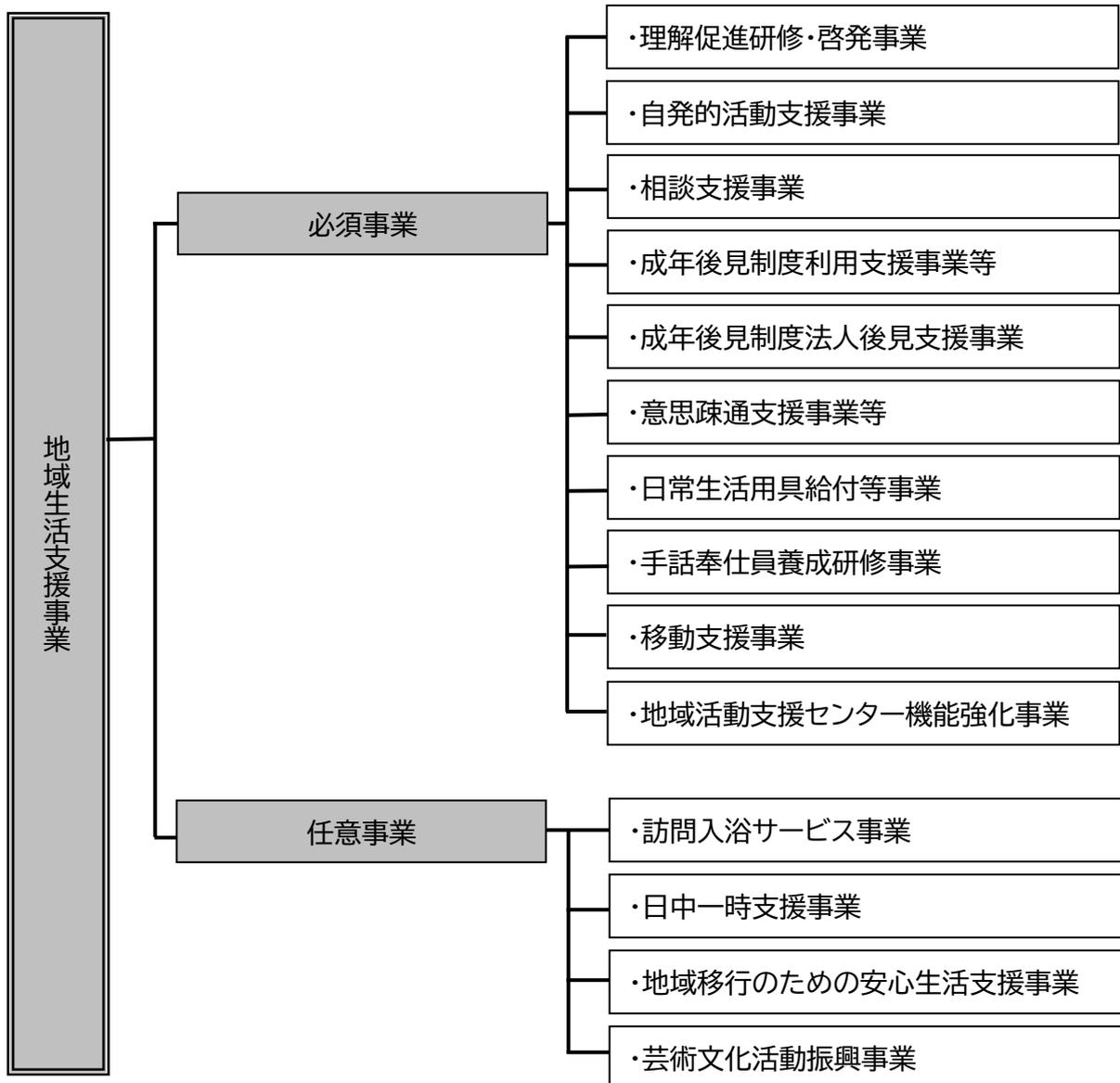
また、地域移行支援や地域定着支援については、制度の内容や手続きに関する周知に努めるとともに、サービス提供事業者との連携を維持します。

### 3 地域生活支援事業の見込量

地域生活支援事業は、障害のある人が自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて、効率的・効果的な実施が求められる事業です。そのため、市町村は国の定める範囲において、創意工夫を凝らした柔軟な事業を実施することが可能となっています。

地域生活支援事業は、必須事業と任意事業に分かれています。必須事業は、理解促進研修・啓発事業、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、地域活動支援センター機能強化事業等、基本的にすべての市町村で実施が要請されている事業です。

任意事業は、市町村ごとに実施内容が異なる事業であり、本町では訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業、地域移行のための安心生活支援事業、芸術文化活動振興事業を実施しており、今後も障害のある人のニーズや課題に即応した事業や実施体制を随時検討していきます。



(1) 必須事業

地域生活支援事業の各サービス見込量は、第6期計画期間中の実績に基づいて設定しています。

サービス種別	見込量の単位
1. 理解促進研修・啓発事業	実施の有無
2. 自発的活動支援事業	実施の有無
3. 相談支援事業	年間の実施か所数及び実施の有無
4. 成年後見制度利用支援事業	年間の利用件数【件】
5. 成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無
6. 意思疎通支援事業	手話通訳者の設置人数【人】 手話通訳、要約筆記の年間の利用者数【人】
7. 日常生活用具給付等事業	日常生活用具の種類ごとの年間の給付件数【件】
8. 手話奉仕員養成研修事業	手話奉仕員の養成人数【人】
9. 移動支援事業	年間の利用者数【人】 年間の利用時間数【時間】
10. 地域活動支援センター機能強化事業	年間の実施か所数【か所】 年間の登録者数【人】

### ①理解促進研修・啓発事業

障害のある人が地域で安心して生活するための環境整備として、地域社会における障害のある人の理解促進、及び共に生きる社会の実現に向けた啓発事業を推進します。

		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
理解促進研修・啓発事業	実施の 有無	有	有	有

### ②自発的活動支援事業

障害のある人が自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、障害のある人またはその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援します。

		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
自発的活動支援事業	実施の 有無	無	無	有

### ③相談支援事業

障害のある人や介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障害福祉サービスの利用支援等を行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障害のある人等の権利擁護のために必要な援助、地域生活の支援を行います。

		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
障害者相談支援事業	か所	2	2	2
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の 有無	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の 有無	無	無	有

### ④成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスの利用等の視点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害のある人、または精神障害のある人に対して成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障害のある人の権利擁護を図ります。

		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
成年後見制度利用支援事業	件／年	1	1	1

### ⑤成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を法人が適正に行える体制の整備、町民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
成年後見制度 法人後見支援事業	実施の 有無	無	無	無

### ⑥意思疎通支援事業

意思の伝達に支援が必要な障害のある人に対して、手話通訳者や要約筆記者の派遣等により、意思疎通の仲介支援を行います。

		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
手話通訳者設置事業	人／年	0	0	1
手話通訳者派遣事業	人／年	74	80	80
要約筆記者派遣事業	人／年	1	1	1

### ⑦日常生活用具給付等事業

重度の身体障害のある人、知的障害のある人であって、当該用具を必要とする人に対して、日常生活上の便宜を図るための用具を給付または貸与します。

		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
介護訓練支援用具	件／年	4	4	4
自立生活支援用具	件／年	3	3	3
在宅療養等支援用具	件／年	1	1	1
情報・意思疎通支援用具	件／年	4	4	4
排泄管理支援用具	件／年	290	245	207
住宅改修費	件／年	2	2	2

### ⑧手話奉仕員養成研修事業

意思の伝達に支援が必要な障害のある人が、その他の人との社会生活上の意志疎通を円滑にするため、意思伝達の手段として手話奉仕員や要約筆記奉仕員を養成します。

		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
手話奉仕員養成研修事業	人/年	0	0	1

### ⑨移動支援事業

移動が困難な障害のある人で、外出時に付き添う人がいない場合に、ヘルパーを派遣し、外出の際の移動を支援します。

		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
移動支援事業	人/年	7	8	10
	時間/年	293	335	418

### ⑩地域活動支援センター機能強化事業

障害のある人に対して、創作活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の支援を行います。

		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
地域活動支援センター 機能強化事業	か所	2	2	2
	登録者数 (人)	6	6	7

### ■地域生活支援事業(必須事業)における見込量確保の方策

障害者相談支援事業については、多様化・複合化する相談内容に的確に対応できるよう、サービス提供事業者、自立支援協議会等と連携し、情報共有や事例検討等を行い、サービスの質の向上を図ります。

住宅入居等支援事業については、現在は実施していませんが、一般の障害者相談支援の中で関係機関と連携し対応しています。ニーズの有無・程度等の情報収集を継続するとともに、必要に応じてサービスが提供できるよう、検討を行います。

成年後見制度利用支援事業については、今後必要性が高まることを見込まれるため、地域で暮らす障害のある人の権利擁護が図れるよう成年後見制度普及啓発活動を行うとともに、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、社会福祉協議会等の関係機関と連携強化を図りながら対応をしていきます。

成年後見制度法人後見支援事業については、今後、法人後見の実施を予定している団体等からの要望や、町民後見人の養成等の動向を見ながら必要に応じて事業実施を検討します。

## (2)任意事業

任意事業として下記の事業を実施します。第6期計画期間中の実績に基づいて見込量を設定します。

サービス種別	見込量の単位
1. 訪問入浴サービス事業	年間の利用者数【人】
2. 日中一時支援事業	年間の利用者数【人】
3. 地域移行のための安心生活支援事業	実施の有無
4. 芸術文化活動振興事業	実施の有無

### ①訪問入浴サービス事業

障害のある人の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るため、居宅を訪問し、入浴サービスを提供します。

		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
訪問入浴サービス事業	人／年	1	2	2

### ②日中一時支援事業

日中における活動の場の確保及び親の就労支援や、家族の一時的な休息等を支援します。

		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
日中一時支援事業	人／年	17	18	19

### ③地域移行のための安心生活支援事業

障害のある人が地域で安心して暮らしていけるよう、地域生活への移行や定着のための支援を行います。

		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
地域移行のための安心生活支援事業	実施の有無	有	有	有

#### ④芸術文化活動振興事業

障害のある人の芸術文化活動を振興するため、創作意欲を助長するための環境の整備や必要な支援を行います。

		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
芸術文化活動振興事業	実施の 有無	有	有	有

#### ■地域生活支援事業(任意事業)における見込量確保の方策

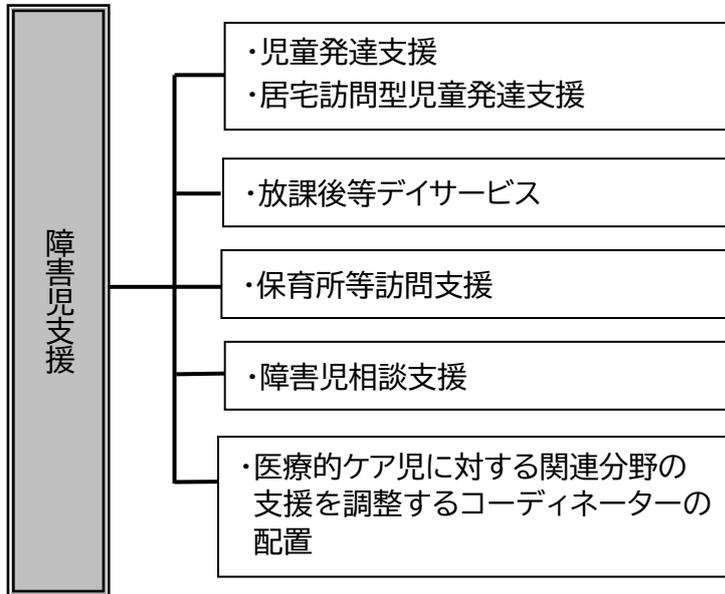
訪問入浴サービス事業については、一定数のニーズがあるため、今後もサービス量の確保及び質の維持に努めます。

日中一時支援事業については、利用ニーズの高い事業であり、今後もサービス量の確保及び質の維持に努めます。

地域移行のための安心生活支援事業と芸術文化活動振興事業については、自立支援協議会や団体、法人等と情報共有しながら、検討・調整を行います。

## 4 障害児支援の見込量

障害児支援は、児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援が含まれる障害児通所支援と、障害児相談支援で構成されています。



障害児支援の各サービス見込量は、第6期計画期間中の利用の動向等から算出しています。

サービス種別	見込量の単位
1. 児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援 2. 放課後等デイサービス 3. 保育所等訪問支援 4. 障害児相談支援	月あたりの平均利用者数【人】 月あたりの平均利用日数【日】
5. 医療的ケア児に対する関連分野の支援 を調整するコーディネーターの配置	年間の配置数【人】

## (1) 児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援

### ・児童発達支援

障害のある子どもを対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知的技能の付与、集団生活の適応訓練等を行います。

### ・居宅訪問型児童発達支援

重度の障害等により外出が著しく困難な障害のある子どもに対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスです。

		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
児童発達支援	人/月	16	17	18
	人日/月	37	40	43
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	1
	人日/月	0	0	3

## (2) 放課後等デイサービス

在学中の障害のある子どもに対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、障害のある子どもの放課後等の居場所を提供します。

		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
放課後等デイサービス	人/月	21	23	25
	人日/月	189	207	225

## (3) 保育所等訪問支援

保育所等を現在利用中の障害のある子ども、または今後利用する予定の障害のある子どもが、保育所等における集団生活に適応するための専門的な支援を必要とする場合、その本人や当該施設の職員に対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行います。

		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
保育所等訪問支援	人/月	13	17	22
	人日/月	13	17	22

#### (4)障害児相談支援

児童の保護者から依頼を受けて「サービス等利用計画案」を作成し、サービス事業者等との連絡調整等を行い、「サービス等利用計画」の作成を行います。また、一定ごとに支給決定されたサービス等のモニタリングを行い、「サービス等利用計画」の見直しを行います。

		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
障害児相談支援	人/月	15	18	23

#### (5)医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

医療的ケア児が必要とする多分野にわたる支援を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、関係機関の協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進する等の役割を担うコーディネーターを1人配置しています。

		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	人/年	1	1	1

#### ■障害児支援における見込量確保の方策

地域における障害のある子どもの状況把握に努め、関係機関との連携の下、ニーズに応じたサービス提供体制の確保を図ります。特に利用ニーズが増加傾向となっている放課後等デイサービスや児童発達支援については、体制の充実を図ります。

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターについては、引き続き配置するとともに、嶺南医療的ケア児等コーディネーター連絡会等と連携し支援体制の充実を図ります。

## VI 計画の推進体制

### 1 関係課・関係機関・関係団体との連携

本計画を推進するため、関係各課や多様な分野の関係機関・団体との連携、情報共有、施策間の連携を図り、複合的な課題にも対応できる体制を強化します。

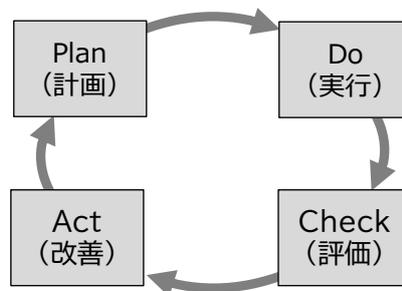
### 2 相談機関のネットワークの構築

保健、医療、教育、福祉、労働等の関係機関、サービス事業者やNPO、民間団体等とのネットワークの構築を図り、住民のニーズに沿った支援体制を構築します。

### 3 計画の進行管理

PDCAサイクルの考え方(下図)の下、計画の進捗管理を図るため、達成状況の点検および評価を行い、必要に応じて施策・事業の実施に反映します。進捗状況や課題の把握については、庁内における各種施策・事業の実施状況の確認や、庁内関係部署や関係機関等との情報の共有を図り、必要に応じて事業の実施に反映していきます。

また、若狭町・美浜町地域障害児(者)自立支援協議会において、広域としての課題の共有化を図り、課題解決に向けた情報交換や研究等に努めます。



# 1 若狭町障害者基本計画等策定委員会設置要綱

### (目的および設置)

第1条 この要綱は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項に規定する若狭町障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条の規定に基づく若狭町障害福祉計画ならびに児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の規定に基づく若狭町障害児福祉計画を策定する組織として、若狭町障害者基本計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を設置し、その運営等に必要な事項を定めることを目的とする。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次の事務を所掌する。

- (1) 若狭町障害者計画の策定に関すること。
- (2) 若狭町障害福祉計画の策定に関すること。
- (3) 若狭町障害児福祉計画の策定に関すること。
- (4) その他計画の策定に関して必要なこと。

### (組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、行政機関の職員、その他町長が適当と認める者の中から、町長が委嘱する。
- 3 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 4 委員長は、委員の互選による。
- 5 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 委員会に情報を提供するためオブザーバーを置くことができる。

### (任期)

第4条 前条第2項の規定により委嘱された委員の任期は、委嘱の日から計画策定までの間とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が委員会の会議の議長となる。

- 2 委員長は、特に必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年7月7日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年3月31日に限り、その効力を失う。
- 3 第5条の規定に関わらず、この要綱に基づき最初に開催される委員会は町長が招集する。

## 2 若狭町障害者基本計画等策定委員会委員名簿

任期:令和5年7月7日~令和6年3月31日

氏名	職業等	備考
浦松 英樹	嶺南振興局若狭健康福祉センター 福祉課課長	
堤 豊	若狭町民生委員児童委員協議会 障害者(児)福祉部会長	
岡田 利政	若狭町身体障害者福祉協会 会長	副委員長
中村 俊幸	若狭心身障害児(者)福祉協会 会長	
清水 武久	社会福祉法人若狭町社会福祉協議会 五湖の郷事業所 所長	
村上 美恵子	特定非営利活動法人福祉ネットこうえん会 相談支援センター 若狭ねっと 管理者	基幹相談支援 センター
山田 善市	特定非営利活動法人若狭美&B ネット 若狭ものづくり美学舎 きらり	委員長
早佐古 達也	社会福祉法人つぐみ福祉会 若狭事業所 所長	
吉田 幸夫	特定非営利活動法人ねこやなぎ倶楽部 理事長	
井関 和代	特定非営利活動法人ヤングオールドほのぼの家族いまい ほっとハウス	

### 3 計画策定の経過

日 程	事項	内 容
令和5年2月1日 ～令和5年2月14日	アンケート調査の実施	○598人調査票を配布し、376人から回収(回収率:62.9%)
令和5年7月7日	第1回 若狭町第3次障害者基本計画・ 第7期障害福祉計画・ 第3期障害児福祉計画 策定委員会	○障害者福祉の動向について ○アンケート結果報告 ○策定スケジュールについて
令和5年8月18日 ～令和5年9月7日	サービス事業所 アンケート調査の実施	○障害福祉サービス事業者 11団体に調査を実施
令和5年9月26日	第2回 若狭町第3次障害者基本計画・ 第7期障害福祉計画・ 第3期障害児福祉計画 策定委員会	○計画骨子案について
令和5年12月26日	第3回 若狭町第3次障害者基本計画・ 第7期障害福祉計画・ 第3期障害児福祉計画 策定委員会	○計画素案について
令和6年1月18日 ～令和6年2月7日	○パブリックコメントの実施	
令和6年2月14日	第4回 若狭町第3次障害者基本計画・ 第7期障害福祉計画・ 第3期障害児福祉計画 策定委員会	○計画原案について ○パブリックコメントの結果・公表

## 4 用語解説

---

### 【あ行】

#### ◎一般就労

労働基準法及び最低賃金法に基づく雇用関係による企業への就労。

#### ◎医療的ケア児

たんの吸引や経管栄養等の医療的な生活援助が必要な子どものこと。医療的ケアは医師による治療のための医療行為とは区別される。

#### ◎インクルーシブ

児童・生徒一人ひとりが多様であることを前提に、障害の有無に関わりなく、誰もが望めば自分に合った配慮を受けながら、地域の通常学級で学べることをめざす教育理念と実践プロセス。

### 【か行】

#### ◎基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担い、総合的な相談業務や相談支援事業所への指導・助言、権利擁護事業等の各種業務を行う機関。

#### ◎ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のこと。

#### ◎権利擁護

自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症の高齢者、障害のある人の権利やニーズの表明を支援し代弁すること。

#### ◎合理的配慮

「障害者の権利に関する条約」では次のように定義されている。「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」

## 【さ行】

### ◎肢体不自由

身体障害者福祉法では、①一上肢、一下肢または体幹の機能の著しい障害で、永続するもの、②一上肢のおや指を指骨間関節以上で欠くものまたはひとさし指を含めて一上肢の二指以上をそれぞれ第一指骨間関節以上で欠くもの、③一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの、④両下肢のすべての指を欠くもの、⑤一上肢のおや指の機能の著しい障害またはひとさし指を含めて一上肢の三指以上の機能の著しい障害で、永続するもの、⑥①から⑤までに掲げるもののほか、その程度が①から⑤までに掲げる障害の程度以上であると認められる障害、とされている。

### ◎手話通訳

聴覚障害のある人の意思疎通(コミュニケーション)方法のひとつ。

### ◎障害者総合支援法

平成25年4月から、「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」とするとともに、障害のある人の定義に難病等を追加し、平成26年4月から、重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化等が実施された。また、平成30年4月からは障害のある人自らが望む地域生活への支援に向けて新たな障害福祉サービスが創設された。

### ◎情報アクセシビリティ

パソコンやスマートフォン等による情報の受けとりやすさ。また、ハードウェア・ソフトウェアの仕様やサービスの提供方法を工夫する等して、高齢者や障害者を含む多くの人々が不自由なく情報を得られるようにすること。

### ◎自立支援協議会

障害のある人等への支援の体制の整備を図るため、関係機関や関係団体により構成される、障害者総合支援法に規定される法定協議会。地域における障害のある人等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う。

### ◎身体障害

身体障害者福祉法では、「①視覚障害、②聴覚又は平衡機能の障害、③音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害、④肢体不自由、⑤心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害その他政令で定める障害」で、それぞれ一定以上で永続するものをいう。

### ◎身体障害者手帳

身体障害者福祉法に定める身体上の障害がある人に対して、都道府県知事、指定都市市長または中核市市長が交付するものをいう。

## ◎精神障害

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律では、「統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患」をいう。

## ◎精神障害者保健福祉手帳

一定の精神障害の状態にあることを認定して精神障害者保健福祉手帳を交付することにより、各種の支援策を講じやすくし、精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加の促進を図ることを目的として、都道府県知事または指定都市市長が交付するもの。

## ◎成年後見制度

認知症高齢者や知的障害のある人、精神障害のある人等を法的に保護し、支援するため、平成12年度に開始された制度。家庭裁判所により選任された後見人等が本人の意思を尊重し、法律行為の同意や代行等を行う。

## ◎相談支援専門員

身体、精神に障害がある人、また環境上の理由により日常生活を営むことに、支障がある人の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う専門員。

## 【た行】

### ◎地域生活支援拠点等

障害のある人の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、地域の実情に応じて整備を行う居住支援のための機能を持つ場所や体制のこと。地域生活支援拠点等の機能として、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つを基本とする。

### ◎地域包括ケアシステム

住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供する仕組み。

## ◎知的障害

知的機能の障害が発達期(概ね 18 歳まで)にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあるものをいう。

## ◎デマンドタクシー

タクシー車両を使い、利用者が電話で予約した停留所区間をバス料金で運行する、乗合形式の新しい公共交通のスタイル。

## ◎特別支援学校

従来の盲・ろう・養護学校といった障害種別を超えた学校制度。対象とする障害は、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱で、障害の程度が比較的重い子どもの教育を行う学校。小・中学校等に対する支援等を行う地域の特別支援教育のセンター的機能を有する。

## ◎特別支援教育

障害のある子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものをいう。

## 【な行】

### ◎難病

「難病の患者に対する医療等に関する法律」において、「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものをいう」とされている。

### ◎ニーズ

一般的には、生存や幸福、充足を求める身体的・精神的・経済的・文化的・社会的な要求という意味で、欲求、必要、要求等と訳される。社会福祉の領域においては、社会生活を営むのに必要な基本的要件の充足ができていない場合に発生する。

## 【は行】

### ◎発達障害

発達障害者支援法では、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう」とされている。

## 【ら行】

### ◎療育

身体や知的に障害のある子どもについて早期発見と早期治療及び相談・指導を行うことにより、児童が持つ発達能力を有効に育て、自立生活に向かって育成すること。

### ◎療育手帳

知的障害児・者への一貫した指導・相談を行うとともに、これらの人に対して各種の援助措置を受けやすくするため、児童相談所または知的障害者更生相談所において知的障害と判定された人に対して、都道府県知事または指定都市市長が交付するもの。

---

若狭町第3次障害者計画  
第7期障害福祉計画  
第3期障害児福祉計画

発行年月:令和6年3月

発行:若狭町 福祉課

〒919-1592 福井県三方上中郡若狭町市場 20-18

---